

平成27年白浜町議会第4回定例会 会議録（第3号）

1. 開 会 平成27年12月17日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年12月17日 9時31分

1. 閉 議 平成27年12月17日 17時07分

1. 散 会 平成27年12月17日 17時07分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長				
兼農林水産課長	古 守 繁 行		日置川事務所長	青 山 茂 樹
総務課長	榎 本 崇 広		税 務 課 長	高 田 義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第4回定例会3日目を開会いたします。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問5名を予定しております。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、一般質問終了後に総務文教厚生常任委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

13番、玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の太陽光発電パネル設置に関する規制についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

では、許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

本日は大変寒いので、びっくりしながら起きてきたんですが、4項目質問したいと思っております。一問一答なんですが、どうもそれを説明するまでの時間が結構長くて、総括じゃないかというようなご指摘があったりして、なかなかそう簡単にうまいこといかん部分もあるんですが、その辺はちょっとご容赦いただきまして、よろしく願い申し上げます。

まず、太陽光発電パネルの設置についてという項目でございます。

最近、原子力発電があのような状態になったということで、太陽光が大変見直されるというか、そこに意識が集中したごとく、太陽光発電、CO₂が発生しない非常にクリーンなエネルギーとして認知されてまいりました。

私どもの白浜町においても、かなりあちこちに休耕田であるとか、造成地であるとか、そういうところに太陽光発電パネルの設置がどうも散見される。そしてまた、近所のあるゴルフ場が発電パネルを設置するんだということで、ゴルフ場の営業を取りやめた経緯がございます。まだ、工事には着工しておりませんが、今後どうなるかはまだはっきりとしたところはわからない状況ですが、前向きであるんだろうなという想像はいたします。

それで、私はこのことについて、休耕田であるとか、山を開発して設置をするとかいうことが、非常にこれ、後々景観の問題もありますし、そういう意味からちょっと問題になってくるのではないだろうか。設置して、パネルの効果が20年ぐらいで劣化してくるだろうという報告がありますが、ということは20年たてば、設置がえをするか、撤去しないと、それは放ったらかしになる。今の空き家対策といいますか、空き家になったところがそのまま放置されたという、こういう状況を招きかねないなというふうに思っております。

太陽光発電、自然のこのクリーンなエネルギーに対しては、私は反対するものではありません。しかしながら、これも1つの規制の中で、きちっとこれは環境に応じて発展していくべきものではないかなと。やみくもにパネルを設置するということは、環境の上で大変問題があるのではないかなというふうに思っています。

そして、私どもの白浜町は、観光立町であります。その観光立町に観光客が訪れたときに、周りにこういうパネルが山といい休耕田といい、そういうところにあちこちに見られますと、やはり観光というものに影響があるのではないかなと、こういうふうに考えております。

そして、この太陽光について、ある1つの危機感を持ったのが、私が購読をずっと続けておりますある月刊誌の報告で、関東の清里高原というところの北杜市、そこで市長さんはメガソーラーを誘致するんだという公約で当選なさって、それを推進してきたといういきさつはあるんですけれども、日照時間が長い、立地条件がいいということで、畑といい山といい、かなり開発されて、大きなメガソーラーというんですか、この辺に見られるのは小さいものなんですけれども、大きな太陽光発電があちこちに見られると。それを告発したのが、移り住んできた方。清里の景観、そういうものを求めて移り住んできた方が、えらいもう太陽光発電だらけで、その辺の環境が変わってきたじゃないかということで、町に訴えるというか、裁判所に訴えるという意味じゃなしに、訴えたというようなことの報告がありました。

それは人ごとではないなということが、まず思われましたので、白浜町も先々そういう可能性としては関電に聞きますと、買い取りは白浜まではオーケーですよと。そして、日照時間も白浜は長い。そして、税制面もパネルを設置することに有利に働く。という中で、白浜町も今後そういうものがますます進出してくるのではなかろうかと感じておりますが、まず町長にお聞きしたいのは、そういうことに対してどのようにお考えなのか。太陽光発電パネル設置について、景観との整合性をどう考えてられるのかというところをお聞きしたいと思います。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま玉置議員から、太陽光発電パネル設置に関する規制についてのご質問をいただきました。

太陽光発電等、新エネルギーの活用につきましては、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故以降、原発のみに依存しない安全・安心のエネルギー社会の構築というものが、国を中心とした大きな動きとなっております。太陽光発電につきましても、その中の1つとして注目されており、現在さまざまなものが普及しているところであります。

また、和歌山県においては、日照時間が長い本県の特性を生かし、県内への発電施設誘致を積極的に推進しているところであります。さらには、県内各地においても、太陽光発電等の導入に向けた取り組みが進んでおり、和歌山市や海南市、印南町、上富田町、串本町等でメガソーラーが設置され、操業を開始しているところであります。

当町におきましては、太陽光発電等におけるメガソーラーの設置について、積極的に誘致を進めているところではございません。議員ご指摘のように、個人や企業が小規模の太陽光パネルを設置している状況が町内に見受けられるところは承知しているところであります。

現在、太陽光パネルの設置に直接規制するものはございませんが、メガソーラーや小規模な太陽光パネルを設置する場合、土地の状況により森林法や宅地造成規制法、農地法、和歌山県景観条例といった法律に基づき、それぞれ許可や届け出を行い、規制しているところであります。

新エネルギーとしての取り組みは意義のあるものだと考えておりますが、反面そういった施設が多くなることにより、将来的に適切な維持管理が徹底できるのかといったことや、観光地白浜の景観にも支障を来す可能性があるなど、さまざまな課題を見据えた上で、検討してまいりたいと考えております。

また、全国的には、太陽光パネルの設置に関して、一部規制等、あるいは条件をつけたりしている地方公共団体もございます。例えば、これは長野県の佐久市であったり、あるいは静岡県富士宮市、ここは富士山を世界遺産の富士山を有しておりますので、富士宮市も一部条例規制等を行っておるというふう聞いてございます。

今後は、そういった先進地の事例も参考にしながら、研究及び検討してまいり所存でございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

よくわかりました。規制というのはもともと、余り好ましくないということですが、調和のとれた発展ということは望むところではないかなと思っています。そしてまた、今、前へ取り組んでいきますというご返事やったんですが、これやはり時間的にそう猶予のあるものではないというふうに思っています。

こういうことを言っは大変失礼ですけれども、歴代の、例えばどんなことでも責任として、町政を預かる者として、やった責任、しかしやらなかった責任というのがあります。問われるわけですよね。後世において、あのときなぜせんかったんやろ。やったらやったで、それについて論議をされる責任もある。しかし、やらなかった責任というのもある。それは、町長の任期がもう少しということもあるんですけれども、これは急いでやる必要があるのではなからうかというふうに思っています。これをあのときにあの町長がこういう規制をしたがために、おかげで調和のとれた1つの太陽光のものができたよというようなことで、ひとつ前を向いて一刻も早く取り組んでいただきたいなど、このように思います。

そして、1点、先ほどご紹介いただいた富士山のこともあるんですが、この問題が固定資産税が入ってくるじゃないか。そしてまた、農地の税金としては大変安い。優遇されているから安いんですが、それを一旦メガソーラーをすると、地価が、土地に対する税金も上がってくるという意味では、収入という意味では町もこれは利益があるということではありますが、その利益と景観と今後の20年後どうなるのかというようなことも含めて、バランスを、どちらが有利なのかということは考えていただかなんたらあかん問題かなというふうに思っています。

税務課でいろいろ税金でどんなにかかるんだよという質問をしたんです。税務課でいろいろ教えてくれました。17年間の償却で、税金はこれくらいでというようなことを教えていただいたんですが、そのときに税務課の方が、この群馬県太田市のこの規制、これをインターネットから取り寄せてくれたんですね。これが平成27年12月1日から、これは発効になるということです。ほん最近ですね。そやから、取り組んだのはそう前の話ではないんです。これが27年12月1日から。これちょっと読ませてもらいますと、太田市の環境景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例、こういうものを発効しております。内容は、やはり設置する地域によっては、協議、審議する場があると。これがこういうのを事前に審査する組織があるわけです。つくっているわけです。そこでもんでいただいて、事前協議をし、標識設置をして、近隣住民と協議して、許可申請、審議会、そして許可、事業着手、こういう流れの中で審議をしていく。そやけども、家の屋根に設置をするとか、そういったことについては建築基準法に準じるところは限りでないというこういう許可基準を設けておったんですよね。これはもう、太田市としたら恐らくそういう乱立をするということはいかに防ぐかということはまずあったんではなからうかというふうに思います。

これをぜひ今の時期に町長としてやっていただかならん今の規制、条例を考えていただかなんたらあかんのではないかなと。早急にですよ。その辺の時間的なことは、町長、どうお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今の群馬県の太田市の例とか、いろいろ各地で多分自治体の中でもまだまだ進んでいるところ、進んでいないとことあると思いますけれども、白浜町におきましても、今のお話の中にあつたような許可をどのようにして例えば出していくのかとか、あるいはどのくらいの規模のどの辺のところまで規制ができるのかとか、そのあたり慎重にやはりこれから研究してまいりたいと思っております。

一気にはいかないと思しますので、やはり今までの流れ、そしてまた民間事業者に対してどこまで我々が規制をかけていけるのかというふうな議論もございますので、やはりそこは町としまして、もちろんこの規制内容につきましては、基本はやはり景観法といったものに白浜の場合はどうしても基づく基準になってくるかと思っておりますけれども、その辺はそういった申請があつたときに、初めてわかるのではなく、あるいは具体的に前もって事前にそういった基準が設けられるのかどうかも含めて、できるだけ速やかに検討してまいりたいというふうにございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

これ、できるだけ早い方が私はいいいと思っております。確かに、クリーンなエネルギーなんです。しかし、20年後、経年劣化してくると、そのパネルの廃棄等、これがかなり問題になってくるのではないかなということは、かなりの方がおっしゃられています。その片づけたその発電しなくなったパネルの中に、いろんな環境に影響のある物質があるというふうな、私は具体的にどの物質やとかいうのは認識していませんけれども、そういうことがあるということを知っております。ですから、20年たった後で、ああ、あのときもう少しきちっとしといたらよかったよということにはならんように、ひとつ対処していただきたいなというふうに思います。

そしてまた、太陽光発電は確かにクリーンなエネルギーなんですけれども、その太陽光発電というのは、必ず一定して発電するものではありません。曇りの日は発電しないんです。その発電しない分も、じゃ、何がどうやって補うかという、後ろに太陽光発電だけでできないんです。発電しないと、できないんですから。その発電しないときに、その発電量の分を担保しておかなあかんという弱みがあるんです。太陽光には、どういうことかという、100万ワット発電する装置があつたとして、一日それを発電せんだら、こちらに別のガソリンをたくか、石油をたくか、原子力か、これはわかりませんが、100万ワット分の担保をしておかなあかん。そういう施設、いつでも稼働できるものを担保しとかなあかん。こういう弱みがあるんですね。その太陽光の悪いことばかり言うても悪いですけど。

その上に、こういう景観が。そして、太陽光を買い取る業者によって、電力は電気料は上がっている、一般の住民にとっては電気が上がっているという現状がある中で、やはり太陽光パネルの設置に対しては、そういう意味でもある程度、個人の資産であるにしても、調和と規制を考えるべきではないかなというふうに思います。

それでは、これでそのことについては終わらせていただきます。

○議 長

それでは、1番目の太陽光発電パネルの設置に関する規制についての質問は終わりました。次に、2点目の小中学生のバス通学についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ある町内会の方から、私、今、小さな町内会の役員をやらせていただく中で、バス通学について大変不便だと。これは、堅田の西富田小学校に通う、マーメイドタウンというのがあるんですが、その子どもたちのことなんですけれども、ご存じのように西富田小学校にバス通学する1年生、2年生が利用しておった3時ごろのバスが1便減便になりました。1便は残っているんですけれども。そのために小学校では、1、2年生の児童を1時間近く学校の中で待機をさせるような状況に陥っているわけです。

しかしながら、1便は動いておるので、これはもうスクールバスというわけにはいかないというふうには思っておったんですが、やはり今、日置川地区では、子どもたちはバス通学にスクールバスがあります。これは無料ですよ。ところが、堅田のバス通学においては、有料ですよ。

そこにちょっと不公平やな、不公平という言い方はおかしいんですが、それは日置川の独特な事情もあるし、距離的に相当離れているから、これは仕方がないんだという事情もあるし、いろいろ路線バスも通っていないという事情もある。ですから、それを一概に不公平やと言うのはちょっとあれなんですけれども、しかしながら少額であったとしても、子どもたちはバス通学において負担をしておる。そして、バス停は最寄りの、スクールバスであると、児童が便利のいいように、余り遠く離れたところにバス停というのは設置しない。オーバーに言えば、ほん近所までバスを運行して乗せて回って行っているというような状況だが、悲しいかな、その堅田の西小に行くマーメイドの子どもたちは、バス停まで相当歩かんなんという中で、ご父兄の方が、何とかそこにバス停を近くへ移してもらえんかという要望があったんです。

それで、総務のほうだったんですかね。その話をすると、確かに明光バスさんにバス停のお願いをしたところ、やっぱりそれには大変な経費が負担がかかるので、それはなかなか難しいというようなご返事だったらしいんです。

しかし、子どもたちが利用するのは、朝の1便と夕方1便。この2便だけですよ。そして、繁忙期の8月とかは子どもたちは休みなんです。ですから、当局の方から民間の業者に何とかお願いをして、このバス停にその1便だけにおいても、臨時停車してもらえるような措置は講じてもらえんかということをお願いしてもらいたいと、強くお願いしていただきたいと思うんです。

それでないと、片一方は有料であり、そしてまた遠くまで歩かんなん。片一方はバスが迎えに来てくれるんだよ、無料だよというその差が埋まってこない。少しでも、少しでも埋まらせてほしい。それは当局の責任として、どのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま玉置議員から、小学校の小中学校のバス通学についてのご質問をいただきました。合併後、日置川地域では、田野井小学校と日置小学校の統廃合に伴い田野井から日置へ、

玉伝小学校と安居小学校の統廃合に伴って玉伝から安居へ、川添中学校と三舞中学校の統廃合に伴い市鹿野から安居への区間で、スクールバスの運行を実施しております。

いずれの学校につきましても、統廃合をするに当たって、通学距離の増加に伴う児童生徒の負担軽減、通学の安全確保に配慮し、運行をしているところでございます。

白浜地域、富田地域におきましては、一部の小学校、白浜第一小学校では大浦から寒さ浦、そして今ご質問のありました西富田小学校では堅田区の一部並びに白浜駅より遠方の1、2年生におきまして、路線バスの通学をしている児童がおります。

しかし、白浜地域、富田地域にスクールバスを運行することは、路線バス会社との兼ね合いもございますので、なかなかやっぱり難しいものと、このように考えております。

また、臨時停留所の設置につきましては、路線バス担当課の総務課と協議してまいりますけれども、議員おっしゃるように、朝1便、夕方1便ということになりますと、少しは可能性もあるのではなかろうかというような気もしますけれども、これはもう協議の上でバス会社のほうにお願いをせざるを得んのかなと、このように考えております。

以上です。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございます。私は、この後の質問においても、こういう話になると思うんですが、当局、白浜町の行政としては、公正と公平、これが基本にあるべきだと思っています。この公正というのは、公は正しいという論理を根拠を担保しなければいけない。公は平等であるということ担保しなきゃいけない。背景にこの精神があることが行政当局には問われると、私はこう思っております。公平公正というのは、私は、「公は」というふうに思っています。公は平等であるべきだ。どの町民に対しても平等であるべきだ。それが担保されなきゃいけない。公は正しい。公正。公は正しいという根拠を担保しなきゃいけない。

それが背景にないといけないと思っておるものでありますから、後の質問にもなるんですが、これはやはり子どもたちの通学においてでも、やはり公平であるという観点から見ると、そういう部分はいかに努力してその差を少なくしていくか。

今の事情、日置川の事情というのは、私もよくわかります。統合して、物すごく遠いところへ行くんだと。これはもうバスを運行さすことに、私は異論は全然ございません。しかしながら、今、白浜、堅田の方でも困っておる子どもたちがいるとすれば、それに対応して努力されるのが当局の役割ではないかと思っておりますが、今後、そういう努力をしていただけるということは確認できるのでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

議員さんがおっしゃるように本当にスクールバスの運行につきましては、非常に統合によって距離が長くなったということで、それをどうして安全性、それから子どもの健康を含めてのお話でございます。

しかし、富田地域、白浜地域におきましては、そういう統廃合の距離が非常に長いというのは、富田中学校の場合も椿のケースもございましてけれども、電車通学、冬場にはバスがあ

りますけれども、その他につきましては今のところございませんのでね。

ただ、公正公平さということに関しまして、例えば朝の1便、何とかならんやろうかというようなことにつきましては、まだまだこれから協議して、可能性がありますので、わかりませんが、可能性を求めながら、総務と協議しながら、またバス会社の方へもお願いしていきたいという感じは、私は持っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

それではそういうところを期待して、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

2点目の小中学生のバス通学についての質問が終わりました。

次に、3点目の災害時の避難対策についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

白浜町は観光立町でございます。そして、大きなホテル1軒において何百人と収容されるようなホテルが多々ございます。そういう方々に対して、もちろん白浜町民に対してもでございますけれども、特に観光客はこの地に不慣れであります。そこで災害に遭う、そしてどこに逃げたらええ、そのときに停電が起こったとして、仮に大きなホテルで懐中電灯を宿泊客人数分、設置しておったとしても、それを取りに行く時間がないとか、いろんな問題が出てくる。そしてまた、地元の方々も懐中電灯を設置しておる人もおれば、おらない人もおる。そしてまた、倉庫に置いてられる方もある。

そんな中で、災害というのを想定するときに、最悪の状態を想定せよというふうに東北大震災以来、そういうふうに言われてきました。最悪の事態とは、真夜中に停電が起こって真っ暗闇になったときにどうするんだよという、私はそういうときに大きな地震が揺れて、真っ暗になった。一体どこに逃げたらいいんやというときに、その目標となる稲村の火ではありませんけれども、稲穂に火をつけてこちらへ来いと目印をした。そういう中で、白浜町においても、そういう目印が必要ではありませんか。

これは、地域に帰ったら、地域の振興費において、そういった防災設備は充実させているところですが、観光に来られたお客様に対しては、白浜町はそういう部分はきちっとされておりますか。その辺どうでしょうか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

夜間の停電時等々における防災の関係のご質問をいただきましたので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

ただいま玉置議員から、災害時避難対策についてということで、夜間停電時における避難についてのご質問をいただきました。

去る11月29日、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域に含まれている瀬戸地区、

市江地区、笠甫地区、日置地区において、津波避難訓練を実施したところでございます。

今回の訓練では、各地区の自治会、自主防災組織の皆様にご協力いただき、参加者の自宅から初期避難場所までの避難にかかる時間を測定するなど、津波避難困難対策を検討するに当たっての一步踏み込んだデータ収集をすることができたものと認識してございます。

さて、議員ご指摘の災害はいつ発生するかわからず、規模によっては停電になることも想定されます。夜間停電時における避難に対する備えとしまして、第一義としましては、自助。この取り組みの中で、住民、観光客を問わず、お一人お一人が懐中電灯など、あらかじめ準備していただくことが必要であると、このように考えているところでございます。

観光客に関しまして、もう少し言及させていただきますと、ホテル等宿泊施設でありましたら、あらかじめ準備がなくとも、備えつけの非常用の懐中電灯等、使用していただくことも可能であろうと、このように思っております。ただ、議員おっしゃられたように、いつなんどき起こるかわからないということでもありますので、常にそれを持っていけるかという状況はあろうかと思えます。

そうした状況であります、全ての観光客の方が避難の際に明かりを確保できるかどうか不安であるし、確実ではないというご意見は十分わかると、認識できるところでございます。町としまして、夜間停電時の有効な誘導サイン、この必要性については、過去からも一定の理解をしております。

現在、避難誘導サインといいますか、標識、これ多言語化で全町的に取り組みましたが、これについては停電は想定してないんですが、夜間について、例えば光を当てるとやはり白黒というんですか、そういうその部分がはっきりして、見えやすいようにはしておるんですが、自発的に発光するというものではございません。

当時、設置に対しましては、特に外国人観光客の方がいらっしゃると、ふえてくるということで、4カ国語、多言語化に取り組んだのが第一義でございます。

今、おっしゃられているのは、停電が発生したときには、やはりそのサインが自発的に発光するようなものを進めてはということでございます。十分認識してございます。ただ、当時はやっぱり価格的にも多分にかかりますし、当然観光客だけじゃなくて、まずは町民の生命財産になりますから、全町的にそれを普及させていかなければならないというようなこともありましたので、まずは夜間の発光という部分はちょっと控えさせていただいて、まずは全町的な避難看板を設置したというのが現状でございますので、今後、議員のご指摘の部分も十分認識してございますので、その辺を含めて有効的に検討していきたいと、このように思っています。

今すぐできるかと言われますと、なかなか難しいのが現状でございます。

○議長 長

13番 玉置君（登壇）

○13番

前向いて取り組むというふうにおっしゃっていただいてうれしいんですけども、私も瀬戸の避難訓練に参加したのに、逃げ道は逃げる途中でどこ逃げたらええかわからなくて、それで江津良の人らと一緒に逃げたんです。昼間の暖かいときやったので、こんなときに来たら逃げられたなと思ったけれども、これが真っ暗闇だったら、どこに何があって、どこに光って、今おっしゃったように、絵文字を書いておっても、ライトを当てな見えんような、ラ

イトの先が3メートルや5メートルしか見えない。こういう状況で、向こうに光があるというような、自発的に発光するものが向こうにあったら、向こうへ行ったらええんだなという、そういった目印というのが、やっぱり必要になってくると思うんです。

何も全箇所につけよというんじゃないんです。やっぱり、象徴的に例えばこういうお名前を出して申しわけないですけども、大手の旅館のむさしさんの前あたりでも、結構低いですよ、あの辺も。ですから、ほんなあそこからどこへ逃げようというんだったら、光る、太陽光発電のでもいいんやけれども、今、いい発光体もあるんやけど。そういうのがポンポンとあったら、目で見てさっとそこ向いて逃げられるでしょう。けど、ライトだけ見ていって、その先どこに道あるんやわからんような、どこへ逃げろと書いてあるのかわからんような、探しながら、現実的にそれはなかなか難しいと私は思うんです。

ですから、いち早く真っ暗闇でも、わらの光て、火をつけた光、光ればわかりますよね、これ。それのようなシンボリックな逃げ場所を、見たらわかるような、遠くにあそこに何の光があるよというような、あそこに逃げたらええんやな。今、よく絵文字で逃げる格好しとったら、これは万国共通ですよ。だから、そういったものがそこにあれば、ああ、逃げろと言いやんねなというようなことがわかるような、そういう設備を備えつけてあげることが、観光客に対しても、安心と安全を観光客に与えるという言い方はおかしいですけども、担保するというようなことの中で、大事なことじゃないかなと思うんですけども、余り時間がいつにできるかわかりませんよみたいな返答では困るんですが、どうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいまの議員のご提言というのは、避難場所のほうに発光物を設置して、そこが最終の避難の場所やということがわかるようなサインをというようなお話だと思うんですけども、現在、避難場所のほうには当然、ここが避難場所という設置はしてございますが、それは壁とかそういうところになります。

今の想定からお話をお聞きしますと、例えば浜のほうで何かあったときに、ここが避難場所だよというサインが上のほうを見たら見えるということであれば、高さ的には100メートルかそれぐらい高くしないと、ビル陰で見えないことが多くあるので、その場所場所によって、そういったサインのあり方というのは検討しなくてはならないのかなと、このように思っています。

津波の高さについても、電柱業者さんのご理解をいただいた中で、高さというのは全町的に示させていただいておりますが、これも夜にここが津波が来たら何メートルの高さというのは、なかなか自発的に発光しませんので、そういう部分についても自発的に発光するようなことということ踏まえますと、来年度からやりますというようなことはなかなかちょっと難しいですし、国や県の補助もいただかないと、恐らく多額な費用が必要になってくるんだろうと思っておりますので、早急にという議員さんのご指摘の部分はよくわかるんですが、この場で来年からしますというようなことはちょっと申し上げられない。ただ、前向いて進めていきたいと、このように考えております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

今、非常にいい素材があります。私、その会社のセールスマンじゃありませんけれども、それ自体が光るんです。何もその塗料ですよ。塗料なんですけど、それ自体が真っ暗闇で光ると。それは、ふだん昼間太陽光を集めて、光るようになっているらしいんです。日置地区の西尾さんという方が区長さんをやられているところが、それを採用しています。そして、堅田の一部もそれを採用したんです。パッと夜光るんですよ、何もないのに。何も光を当てなくても光るんです。そして、そんなに高くないんですよ。そういうところもあるので、ぜひ全箇所にはそれは、白浜町の全箇所にそういうものを設置せよと言うと、それは相当な時間とお金がかかるんですけども、まずメインから始まって、とにかく取り組んでほしい。そういう安心・安全を担保するために、白浜町はこんなことをやっているんだというその取り組み姿勢をはっきりと町の方でしないと、さあいらっしゃい、さあいらっしゃいと言うた観光客に対して、地震が起こったときに、自分で努力せえ、自助であなた逃げてくれよ。それ、どこに逃げたらええんよというようなことにならないように、ひとつ危機管理をよろしく願いをしておきたいと思います。

以上で、これについては終わります。

○議 長

3点目の災害時の避難対策についての質問は終わりました。

次に、4点目の湯崎漁港振興施設の指定管理についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

大変大きな問題でありまして、同僚議員がきのうから多くこのことについての質問を行ってきましたので、ダブっているかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、この施設ができた経緯であります。ここの報告書のどこかに載ったんですが、農林課長もおっしゃっていたように、何かこの施設が、町がまずこの施設を建てて、そして委託業者をお願いしたかのような、まず建物ありきということではなかったと私は思っています。

当時、湯崎の漁港を改修するに当たりまして、まず改修は決まったんですけども、その後の漁業に携わる方々の、その方々は漁業補償もいただかず、そして自分とこの漁場をいうたら無償で提供したというようなことの中から、漁業者の方々が飯を食っていけるようにというようなことはちょっとあれなんですけれども、そういった中で雇用を、その方々が働いていただいて、今後生活していけるためにどうあるかという発想の中から、あのフィッシャーマンズワーフが、今経営しておられるあの建物はできてきた。それは、当局と事業者様方の、湯崎漁協の地先権を持つ方々のお互いの話し合いの中であの建物ができたと思っています。

そのときに、前の鈴木課長とか、瀬見課長あたり、鈴木さんが主だったように思うんですが、いろいろと折衝をして、こういう建物だ、ああいう建物だ、ああだこうだやって、いろいろとやった経緯がある。そこには、今、漁業関係者方の意見も相当分取り入れていると、私はこのように認識してきました。

ですから、ここに書いておるように、建物を建てて、何か押しつけたごとく、建物をですよ。運営するのに、何か白浜町が押しつけたかのごとくおっしゃられるのは、これはちよっ

と違うんではないかなと。

当時、あの建物が2階の発表があったときに、同僚議員と、これは大きいやないかと。まづもって小さいところを始めようよと。それでないと、経費がかかる。私も経営したことがあります。飲食店を経営したことがあるので、飲食店というのは、人件費30パーセント以内、品物にかかる費用が40パーセント以内、35からもっといかん、それ以上けちると余りおいしいものがないから、その後の、足したら70パーセントやから、あとの30パーセントで電気代や何やかんやと、いろんなものが発生してくるから、人件費を相当抑えなあかんぞというのは、もう最初から、人件費なり電気代なり。これは広く大きく建てると、どんなにしても満員の状態でなくても、電気をつけとかなあかん。終わりがけには大きな広い部屋を掃除せなあかん。テーブル数も用意しとかなあかん。人手、満員になったときに間に合わんことでは困るので、やっぱり人を雇っとかなあかん。そういう中で、これは大き過ぎるんじゃないか、もう少し小さくしたらどうよということを、こういう機会があるごとに言うてきたんですけれども、そういうことがなかなか取り入れられなくて、でき上がったのが、今のフィッシャーマンズワープの状態であると。

私は、ちょっと大きいと思うんですけれども、そこにはやはり、今引き受けていただいている営業していただいている皆様方の意向というのは、きちっと反映されているというふうには思っております。何も赤字の出るような施設をその方々に押しつけたというようなことはなかったと、建物をね。建物とかそういうところを押しつけたというところはなかったと、私は解釈をしています。

まず、当局、白浜町は公正であるか。さっきも言いましたけれども、公に正しいと皆様に、町民の皆様によすよ、公に、公は町民の皆様、このことは正しいと説明できる根拠が必要であると思っております。

この中で、まづもって2、3点、ちょっと問題であるなというのがあるわけです。

だから、今も言うたように、経費は人件費がたくさん初年度、2年度はかなりかかった。しかし、27年度においては、営業努力によって、かなり圧縮されているように思います。これはいいことだなと思うんですが、一番最初にやはり施設が大きかったために、人件費として人を用意しなければそが営業できなかったという事情はわかるにしても、人件費がかなりの部分でかかっておったというふうには、私は分析しておりますが、今度の指定管理料、またこの施設がまず福祉施設としてスタートしたのではない。この漁業関係者の方々の雇用であり、生活ができるように、いわゆる営利目的でこれがスタートしたというところをまず確認しておかなければならないと思いますが、町長、この営利目的というので、この施設がスタートしたということについては、いかがお考えでしょうか。

○議 長

湯崎漁港振興施設の指定管理に対する答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、この湯崎の漁港の整備事業というのがございまして、その中でこの湯崎漁業振興施設、現在の名前がフィッシャーマンズワープ白浜でございましてけれども、これにつきましては、湯崎地区の地域の活性化と、そしてまた当然のことながら新たな観光への魅力を創出することということも含まれております。

ですから、この中には、当然漁業者の雇用ですとか、あるいは先ほど申し上げました生活できるようなそういった漁業者へのもちろん対応というのもございます。そしてまた、この6次産業化の位置づけもございます。

ですので、この施設は当然町の施設でございますけれども、雇用を生み、そしてまた観光スポットにもなって、寄与するというふうなことがございますので、当然これは町としましても建てた以上、この施設で収益を上げていくということになってくると思いますし、当然この漁業者の皆様にも、お金を稼いでいただくということは当然のことだと思います。

ですから、営利目的というのは、もちろんその中にも含まれるとは思いますが、営利だけの目的ではございません。当然、観光の拠点になっていただいて、そして世界に誇れる観光リゾートの一環として、その施設が有効活用できるということの押さえでございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

確かに、福祉目的もあると思います。私はね。それは思うんですが、しかし営利目的がやはり大きくウェイトを占めると、こういうふうに思っています。やはり利益を上げないと、生活ができない。雇用も守られない。

しかし、その中で、白浜町としてのスタンス、立ち位置、これは白浜町としては他の民間業者を圧迫してはいけないという取り決めはございませんか。例えば、白良浜が誰もかれもが物は売れないのは、あそこで売ると民間のあの辺に営業をしておる業者を圧迫するじゃないかと。官が民を営業、商売を圧迫してはいけないという、こういうところは白浜町の底流にはございませんか。どうでしょう。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

やはり、その施設を建てるときに、白浜町としましては当然民業圧迫になるのかならないのか、その辺を配慮はしなければいけないというふうに思っています。白良浜界限でもそうでございますね。ですから、一概に、だからどの部分が民業圧迫になっているのかということは、これはまたいろいろなケース・バイ・ケースだと思いますけれども、やはりそこはこの白浜の観光の中でのいろんな施設がございまして、その施設が具体的にすみ分けができるのか、あるいはこれからそうやって民業の方とすみ分けして、そしてまたそれぞれが独立した形で経営していけるのかということは当然、我々の中でも検討といいますか、考えなければいけないというふうには考えてございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

民業を圧迫してはいかんという言葉が、やはり当局からかなり当時も出ました。出たと思うんです。それゆえに、白浜町は経営するのではないんだ。家賃として借りてもらっているんだと。借りてもらっているんだと。それは白浜町が経営に参加してはだめだということですよ。1つは、じゃ、これこういうふうに委託料を払ってしまうと、白浜町が経営しているんじゃないですか。こういう委託料を支払って、そこの民間にやっていただくということ

は、白浜町が経営していることと同様じゃないですか。ですから、こういう委託料を払うということは、民業圧迫につながるんじゃないでしょうか。どうですか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

委託をするということは、これは指定管理をお願いして委託をしていただいているわけですから、当然白浜町が経営できない。しても、恐らく効果がないということで、今現在の指定管理者を選定して、そして運営をしていただいているわけですから、その方々に、やはり我々としましても一定の支援といいますか、当然協力は必要かというふうに思っています。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

資本が入るとまずいと私は思っています。いわゆる自己の営利目的で営業しておる事業体に対して、白浜町から資本が出るということは、私はこれは筋が通らない話だから、これはまずいと。協力するということについては、私はやぶさかではないんです。いろんなことで協力してあげなんだらいかなんというのはあるんです。だから、家賃として借りていただく分には、そこがどれだけ利益を上げて、どれだけ営利目的で商売をしても、これは民間がすることで、家賃としていただいている限りは、町はかかわり合いのないことなんです。大家ですから。ですから、民業圧迫ということにはならない。私はそう思っているんです。

この形態を外して、委託料を出すと。これは白浜町が経営している、白浜町の資本が入っているわけです。そのときに、多くの白浜町民に対して、そういうお金が入るということは民業圧迫になりますよ、そういうことの説明が皆様にできますでしょうか。その白浜町の公のお金を使って、お金の色はついてないんですけども、公のお金を使って、民の支援をしたということになると。これは大変まずいんじゃないでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど、町長の方も営利を目的というふうなことをちょっと申し上げたと思うんですが、営利という考え方に1つ違いがあると思うんです。

それで、本来でありましたら、営利を目的とした施設ということではなしに、あの施設はやはり地域振興、それからそれをもとにしての観光につなげるという重要な役割がある。ただ、その中で、営利という行為は当然つきまといます。それで、それについては当然、湯崎地域、それからそこを核とした白浜観光全体のところに寄与するという、この大きな目的があります。ですから、単なる営利を目的とした施設ということではなしに、やはりその地域の核とした施設としての一定の役割を果たしていただく。その中では、当然町費を費やすというの、それが当初の私ども地域振興という中では必要な措置だと思っています。

それとあと、先ほど玉置議員の話の中で、湯崎のそういったご意見、漁業者の方々のご意見がきっちり反映された施設であるというようなご認識であるというふうなこともお聞きしたんですが、当初やはりそういった費用の面、当然施設、2階が半分の面積やったら、それだけ調理スペースも少なくなるとか、そういったことのいろんな意見もあります。ただ、そ

ういったことも踏まえて、町としてあの施設で十分やっていけるというふうなことの判断の中で、あの施設を町がつくったものでございます。

いろいろ話を、私も途中から聞き出しの話なので、全てその当時どのようなやり取りが行われたか、ちょっとこれも把握しての上ではございませんが、当初やはりいろんな湯崎の漁業者の方々、それがあそこの整備をするに当たって、どうにかそういったご飯を食べていけるようなところもというふうなことの要望もいただきながら、施設の整備にかかった。ただ、その施設を整備にかかって、それを認めるのはやはり町でございませう。それで、町の中ではやはりそれで町がつくる以上、全く赤字になるような施設はつくってはいけないと思ひますし、それで実際当初に人件費がかかった。これは単純に器が大きかったからかかったということではなしに、やはり初期の取り組み、それから当初はやはり平成27年4月、この時期からオープンをさせて、それで普通だったら大体年度末ぐらいには、25年4月からしていただくんであったら、24年12月もしくは9月ぐらいにはやっぱり指定管理をあなたところにお任せしますということを町として決めて、十分な事前準備をそちら経営者側として経営に携わる方として取り組んでくれよというふうなこと、やはりしていただいて、それで初めてオープンを迎えて、それで正常な状態になると。ただ、そういったところが全くなく、25年の6月に指定管理をあなたところにしますと決め、ただ、それまでは従業員の雇用自体も、人を採るのは公でせんといてくれ。そういったことをした上で当初迎えた中で、当然人件費は当初は50パーセント、60パーセント、80パーセント近くあった月もあります。

ですから、そのような状態というのは、やはり行政も私どもも十分な状態で渡してないというふうなこの施設でございませう。

今、ようやくそれが2年半たってきた、27年はようやくこれひょっとしたらトントンかなというふうなところまで至ってきたわけなんです。

ですから、今の時期でやはり25年度、26年度に私どもが至らなかった部分、こういった部分、それと補って、これを一本立ちしてというふうな施設にしていくためにはどうすればいいかというふうな観点の中で、私たちは議論させていただいてございませうので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

わからんでもないところはあるんですよ。確かに、オープン当初のごたごたがあったので、これは大変なご苦勞をさせたなというところはあります。

しかし、この資本が運営する中で、この事業を完遂する中で白浜の資本が入ると、白浜町がその運転の中でお金ですよ。ほかの施設に対する資金が入ったとしても、それは町の建物だから、これに対して資本を入れる。例えば、パラソルの整備をした。しかし、その資本は、要するに白浜の施設の充実だから、それはわかるんです。それは正当性があると私は思ひます。しかしながら、経営する運転の中で、資金が投入されるということは、町の経営につながってくる。町、全然関係ないよとは言えない。そういうところから、公に対して、公は公正であるかということが、皆様に説明できないのではないかなという、このシステムではね。そういうふうには思ひます。

ですから、現状はよくわかるんです。苦しいのもわかるし、何とかしてあげたい、いろん

な取り組みの中でやりたいという、もうそのあなたの気持ちもわかるし、私もそれについては同じような考え方なんですけれども、ずっと考えて、公正であるか公平であるかとずっと考えたときに、皆様に説明できないというところにやはり行きつくんですね。私も夕べまでつらつら考えても、やはり説明できない。そこにつらさがあるんです。

そして、もう1点、やっぱり、もう余り時間がないので。ここに指定管理料とこういうふうに書いているね。適正に算出された施設の管理運営費の合計額からと、こうなっている。この適正に算出された施設の管理料。その中に、ア、人件費、イ、事務費、ウ、管理費。こういうふうに書いているわね。人件費、賃金、報酬賃金。この適正に算出されたという、適正とは、何をもって適正と言うか。それは、あなたの言い分だと、フィッシャーマンズワーフさんが経営なさっている。そこから出てきた数字というのは、これは適正なんですよということが前提なんやろうね、きっと。しかし、そこに出てくるまでの人件費、またこんなこと言っちゃ失礼ですけど、私、経営しとって、夜寝らんと、正月なんか夜寝らんと働いたりね。子どもたちを無休で働かせたりね。人件費がかさんでくるし、人を確保できないから。もう本当に、そのおかげで人件費は28パーセントぐらいだったです。その中で、51パーセント近くかかったということについて、適正された、もし50パーセントで出てきたら、ここに報告書で41パーセントというような数字が出てくるけれども、その41パーセントは適正な算出、適正に算出された施設の運営管理費という中に入ってくるわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、まずちょっとご質問の部分に関連してなんですけど、まず説明ができないと先ほどおっしゃられた部分、ちょっとその辺について、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

説明ができないというのは、これはあくまで営利、町費をもってその施設を運営していく、その中で住民の方々でそういったご商売をされている方、こういったところに民業圧迫になる。それに対して、説明ができないというふうなこと……。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ごめん、そうではないんです。大きい金額であれ、小さい金額であれ、民間の営業に白浜町のお金を営業の中に出すということについて、それが公平であるか、公正であるかということに照らし合わせたときに、町民の皆様、どうでしょうかと言うたときに、町民の方がなかなか納得してくれんのと違うかなと。そういうふうな意味。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

考え方としましては、逆にいいますと、そしたら湯崎の地域に、あそこにどうやったらにぎわいをつくれるのか。それに対しては、やはり町費をどのような格好で投入していくのか。それが1つの形がああいった形だと思います。

それで、町民の方の特に飲食業の方の声、これは民業圧迫と捉える方の考えと、もう1つ

別の面がございます。例えば、夕食を例えば町内の方々が町内のお店に食べに来られたと。ただ、そのときには、ご家族連れで来られて、居酒屋さんへやっぱり入られるような場合もございます。そしたら、やっぱりそのお客さんがずっと長居すると。そうやってきた場合に、私らの本来の売り上げが逆に下がると。ですから、フィッシャーマンズワープ白浜ができて、そういったお客様があちらに行っていたことで、逆に私ら、それは前向きに捉えたいというふうなことのご意見もございます。

さらに、あれを活用して、白浜に来て、なんと湯崎地域よくなってよかったなというふうな声もたくさんございますし、またあそこにお魚を食べに行きたいというような声もある中で、それはやはりあそこの地域、その施設だけじゃなしに、白浜町の観光全体の中でそういった効果もあるものですから、やはりそこには公共のお金をやって、それがひいては10年後の白浜町に対してどのようなプラスになっているか。そういった、やっぱりスパンで、私ども行政のほうは考えなければいけないというふうに思っております。

それとあと、適正な金額。これですけど、やはりこれは人件費率、今42.7パーセントというのは、ここ数年の中の実績の実績で起こってきたものでございます。ということは、当初はやはり高かった。それがどんどん抑えられてきてということで、それでひとつ、ご自分の無休というふうなことを言われたんですけど、確かにそういったことをすれば金額というのは下がるんですが、ただ本来であれば、やはり労働基準法というものがあって、その中でどこまで法に基づいた労働体制をやっていくか。従業員の方に負荷にならない、そういったことの観点もございますので、そういった部分から考えたら、一概に人件費を10パーセント、20パーセント台に下げると、そういうようなこともできませんので、そういった中ではやはりここ数年の実績を見させていただいている、そういうこととございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

言うことは私もわかる。まず言うてることはわかるんや。というのは、チャンスロスという言葉があるんです。例えばソフトクリームを売ったとしましょう。例えばの話ですよ。そしたら、あそこでも売り、ここでも売り、あそこでも、どこでも売っている中で、その場所へ来たときにソフトクリームを食べた。そしたらソフトクリームが1個売れるわけやけども、そこにソフトクリームがなかったら、ソフトクリームはそのお客様は買わんけれども、わざわざよそへ行ってまでソフトクリームを買うかというたら、そうではない。そこにソフトクリームがあったからたまたま買うたと。これを、テイクチャンス。町長の前で英語言うてもあれやけどね、チャンスをつかむ。売却するチャンスをつかむという点では、民業圧迫というだけでは済まんところもあります。あそこに施設があるがために、あそこへ来たお客さんは食べる。しかし、あそこで食べたから、腹いっぱいになったからよそで食わんで、そういうことじゃなしに、もし食べなんだという人が、田辺へ行って食べるかもしれん、白浜で食べるとは限らん。そういう意味では、あそこに民業圧迫と一概には言えないというのはわかるんですけども、なかなかその説明にも無理があるなというのはあります。

もう余り時間がないので、最後に、この中小企業診断士の方が、いろいろこういうふうにしるしとるんやけれども、この診断書ね。もう読むに値せんなど、報告書。終わりにということだけでも読みますわ。「当該施設は、白良浜に面した好立地であり、和歌山県でも有数の観

光スポットであると考えてという点から見ても、今後、売り上げの上昇、事業の拡大が十分見込まれる施設であると考えます」と、こういうふうに書いているんだけど、白良浜を見れる景色はいいです。しかし好立地ではありません。東京の八重洲口は立地条件いいですよ、商売に関しては。しかし、湯崎は景色はええけれども、決して好立地ではありません。それを好立地と言うようなこんな観点からこんな報告書を書いているけれども、それは相当の努力がないと、私はあのあたりが今現実に、以前、同僚議員だった湯川さんとこの店、1日、3,000円、5,000円しか売れんやと。これが50年前やったら、お金を箱に詰めんならんほど売り上げがあったんですよ。現状はそうでしょう。では、立地ではない。だから、この施設は大変営業的に苦しいのもよくわかります。

だから、駐車場、あの店の前に、有料駐車場がどんと構えることによってね。普通、店の前に無料の駐車場があったら入るけど、有料の駐車場があるのは非常にハンデなんです、これ。埋め立てるときに、同意が要るから、いろんなどころからあそこ、そういう話も聞いた。けど、実際に運営してみてください。店舗の前に有料駐車場のこのバーがあるようなのは、非常にハンディキャップ。だから、そういう意味から、ほかの運営資金の協力とか、そういうことではなしに、別の売り上げをもっと上げられるようにするには、駐車場をもっと利用して、あそこの売り上げに寄与するにはどうしたらいいかということを考えるのが筋ではないかと。私はこのように思っているんです。

ですから、今回、出されてきた苦肉の策というような気もするんですけども、やはり公正である、公は正しいということをもみんなに説明できる根拠があるかどうかの中で、やはり営利目的事業団体の運営、運転の中で資金を渡せるということは、民業圧迫につながるし、公のお金の使い方ではないと、このように思います。

以上、ちょっと長くなりましたが、これで終わらせていただきます。

○議 長

先ほど、報告書の内容で、ちょっと不適切な表現かと思いますので、訂正のほどお願いしたい。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

すみません。では、そういったちょっと不適切な発言があったこと、訂正させていただきます。

以上です。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 53 分 再開 11 時 03 分）

○議 長

再開します。

7番、水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の紀の国わかやま国体総括についての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

議長のお許しをいただきました。一般質問させていただきます。

それでは、早速ですが、紀の国わかやま国体の総括について、お伺いいたします。

昨日と重複する質問もごございますが、先ごろ開催された紀の国わかやま国体では、たくさんの感動と全国から観戦者や競技関係者の方々との出会いがありました。また、関係スタッフや町民によるボランティアの力で、温かい白浜流おもてなしが各所で見受けられました。白浜町史にも残るであろう思い出深い大会でしたが、町としての総括、動員数、宿泊成果などはいかがであったのか、お伺いします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

水上議員より、紀の国わかやま国体の町としての総括、動員数、宿泊成果等についてご質問いただきました。

本町では、ソフトテニス、卓球、空手道の正式競技3種目、デモンストレーションスポーツとしてビーチラグビーを開催し、選手、監督、大会関係者の皆様を初め、全国からたくさんの方々にご参加、ご来場いただき、大成功に終わりました。これも、町民の皆さんがボランティアになっていただいたり、ご協力をいただき、町民一丸となり、そして宿泊施設や地元飲食店、商店なども一体となって、町を挙げて取り組んだ成果だったと思っております。

おもてなしにつきましても、例えば足湯コーナー、アユの塩焼き、温泉湯豆腐の振る舞いなどがあつたりということで、白浜町ならではのものが全国に発信できたと思っております。全国から訪れた方々に、大変喜んでいただいたというふうに考えております。

また、卓球協議会においては、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、一層思い出に残る大会となりました。

今回熱戦の舞台となった白浜町テニスコート、白浜会館等をさらに活用し、スポーツの振興、そして地域の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

昨日の堀議員の答弁と重複することになりますが、答弁させていただきます。

当町で開催されました正式競技3競技、そしてデモンストレーションスポーツ1競技の参加者数ですが、選手、監督、大会関係者、そして一般観覧者を入れまして、ソフトテニス競技で延べ約2万1,800人、卓球競技で延べ約1万5,900人、空手道競技で延べ約2万700人、そしてビーチラグビーで延べ1,100人の集計となりました。

開催期間中の当町における延べ宿泊者数ですが、選手、監督、大会関係者で延べ約1万8,000人の方々が宿泊をされました。このほかにも、一般観覧者等の宿泊がございまして、競技会場周辺や宿泊所周辺、そして各地域の店舗等では、競技会を終えられた選手、監督、大会関係者等で連日たくさんの方々でにぎわいを見せたところでございます。

また、仕出し業者関係では、期間中、関係者等で約8,800食の弁当数を用意いたしました。

輸送交通におきましても、選手、監督、大会関係者の会場等への移動に伴うタクシーの利用で、延べ約1,600台の実績がございまして、経済効果も大きなものとなっておりますと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

参加者総数のご報告をいただきました。ソフトテニス競技では、延べ約2万1,800人、卓球競技で延べ約1万5,900人、空手道競技で延べ約2万700人、ビーチラグビーで延べ約1,100人。また、1万8,000人の方々が宿泊し、お弁当は約8,800食の用意をされたとの報告ですが、これは当初見込みどおりだったのでしょうか。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

なかなか各競技の参加者数もおおむね大体1競技1日当たり4,000人は来られるであろうと見込んでおったんですけれども、空手道につきましては大幅にそれを上回る人数であったりであるとか、卓球競技につきましても、それに近い数字。そして、ソフトテニス競技につきましても、予想を上回る観客動員総数であったかというふうに考えております。

仕出し業者のお弁当の数なんですけれども、その総数につきましては、おおむねスタッフ、関係者等の数ですので、こちらはおおむね見込みどおりとなっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

受け入れる側の地元、私たちは国体の白浜町実行委員会の準備委員会から各方面で幾度も会議を持ち、大会動員や各種手配に大変ご苦勞もあったかと思いますが、無事大会が成功裏に終わり、来訪者のねぎらいや笑顔で何もかも吹っ飛んだと話してくれました。

大会関係者の方々には、大会誘致から始まって、また競技スタッフや選手ボランティアなど多くの方の思いが詰まった大会でした。

総括の中で、大変よい結果であったとの報告に安堵しているところです。仁坂知事も、選手団や競技関係者、それに協力した企業や自治体、住民、ボランティアに感謝し、全ての県民の協力でうまくいった。県民の優しさがよく出ていて、来場者の評判もよかったと総括されています。

次に、この国体推進費の開催に係る経費として、3億4,324万7,000円が当初計上されていましたが、この収支はいかがだったのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

議員おっしゃるように、国体推進費の当初予算が3億4,324万7,000円。こちら人件費等を含めてのものでございます。国体の開催につきましては、平成27年度、2億5,987万円の町からの補助金によって紀の国わかやま国体白浜町実行委員会の運営を行っております。

現在、大会報告書作成等の残事務を行うとともに、精算業務を行っているところでございます。

実行委員会における収支報告につきましては、年度末までに開催を予定してございます実行委員会の総会において決算報告をさせていただく予定としてございますが、主なもの見込みといたしまして、少し報告をさせていただきます。

大会運営費が占める割合が大きくて、ソフトテニス、卓球、空手道の3競技、そしてビーチラグビーで、大会運営費約2億1,000万円の支出でございました。そのうち主なものといたしましては、各競技会の会場設営や警備の委託、それから看板類の作成、設置であるとか、シャトルバス等の運行費などでございます。

歳入といたしましては、現在、県と交付金確定に向けて協議を行っているところでございます。額が未確定ではございますが、約1億円程度の交付金を見込んでいるところでございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番
国体は国県からの助成はないと聞いていたのですが、この運営交付金のヒアリングがなぜ今なのか伺います。

○議 長
番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）
交付金の内定はいただいておりますけれども、現在、実際設営で要った金額であるとかをもとにするために、決定は今の時期になります。実績をもとに金額を算定するので、今の時期になります。

国県の補助がないというお話ですけれども、施設面、施設を改修する部分については補助はなかったんですけれども、今回のソフト面の運営面での補助は県の方からいただけるようになってございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番
これからヒアリングということで、交付金を見込んで1億円という。大丈夫ですか。

○議 長
番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）
はい。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番
はい、見込みどおりに交付金が入るといいかと思えます。

それでは次に、一般観戦者用の駐車場がなく、白浜会場では空港跡地からのシャトルバスであったことが、かなり不評でありました。日によっては開放した日もありましたけれども

ね。わかりにくかったですね。シャトルの稼働数と動員実績はどのようなものであったのか、お尋ねします。

○議 長
番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

今、議員からシャトルバスの利用について、また旧空港跡地がちょっと不評だったということのお話をいただきました。

白浜会場における駐車場についてですけれども、一般観覧者用駐車場の確保がやはり近辺になくて、課題となっていたところでございます。いろいろ検討を重ねましたが、十分な駐車台数の確保が1カ所ですることができるというのがやはり難しく、利用される方の混乱を避けるためにも、また乗用車でお越しいただいた方がわかりやすいよう1カ所、空港跡地に集約し、会場へシャトルバスを運行するといった方式を採用いたしました。

議員ご質問にありました稼働数につきましては、卓球、空手道の競技会の開催日に、各日大型バス3台で対応いたしました。それで、延べ3,730人の方々にご利用をいただいたところでございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

大会前後を含めて、クレームや問題などはなかったのでしょうか。お尋ねします。

○議 長
番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

会場周辺におきましては、昨日の堀議員の質問でも申し上げたんですけれども、路上駐車であったりとか、いろいろな面でご迷惑をおかけしたと思いますが、44年ぶりの国体開催ということもございまして、地域の皆様方、とりわけ会場周辺の皆様方には多大なるご協力をいただいて、大きな問題等なく、最後まで開催することができました。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

問題はなかったということと、地域の方のご協力をいただいたという報告をいただきました。

経費の中で、ほとんどが需用費や消耗品費、委託料、使用料などで、残るものではないのですが、この中で備品購入された卓球台や空手マットは大会後も用具が残っていますね。これらの活用はできるのでしょうか。

○議 長
番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

用具の利用につきましては、本年度卓球競技会を開催する上で、卓球台を12台、そして空手道競技会を開催する上で、空手マットを4面分、町で購入してございます。今後におきましては、いずれの備品につきましても、白浜町立総合体育館へ備えつけて、今後のスポー

ツの振興と合宿や大会誘致等に役立てていければと考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

この配置ですけれども、その活用についてですけれども、各小中学校にも配置されたところとちよっと報告を聞いておりますけれども、この辺はどうなさったのでしょうか。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

卓球台につきましては、卓球台がことし12台、昨年リハーサル大会に向けても12台購入してございます。現在、既存する卓球台を含めて、新しいのが24台と、今まで割と新しい目といたしますか、いい台が10台あって、全て含めると51台になるんですね。そのうち、古い台といったらですけれども、購入したばかりの国体で使った台は、今後合宿や大会で使っていただきますので、既存していた卓球台のうち、町内の小中学校に希望を聞きまして、教育委員会とも協議をしたんですけれども、スポーツの振興、競技の普及を考えて、これまで総合体育館に設置していた既存の卓球台の中から、各小中学校に希望を聞いて、うち11台は現在学校で利用してもらおうと配付しているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

これ希望する全校に配置はできたんですか。11校。希望されていた全校ですか。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

全小中学校にまず希望するかどうか、台数が要るかどうかというのを確認したら、国体で使った卓球台であればという小学校もあるんですけれども、実際卓球台が欲しいよと言った学校は少なく、卓球部があるのが、さみしいんですけれども、富田中学校のみとなつてございます。富田中学校にまとまって6台は希望されていて、大変喜んでもらっているんですけれども、あとは2校、白浜中学校と日置中学校のみの配付というふうになってございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。新たに活用していただけたらと思います。

それでは、競技会場の整備に多額投資しています。今後も大会誘致に向けて取り組んでいただきたいのですが、その手だてと、誘致の見込みを今回伺いたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今後の大会誘致についてですが、白浜町テニスコートは20面が一望でき、大会がしやすく、自然環境にも恵まれ、また高速道路開通に伴いまして、交通便、時間短縮等のよいとこ

ろをアピールするためにも、今後、各種連盟、学校、旅行会社等への営業活動を指定管理者とともに大会誘致や合宿誘致に取り組んでいきたいと考えております。

また、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会と連携しまして、合宿誘致を推進していきたいと思っております。合宿誘致が今後の大会誘致にもつながると考えておるところでございます。

また、地元の日置旅館民宿組合ですが、これは解散をしておったんですけど、約10年ぶりに再結成しまして、テニスコートの利用誘致へ取り組んでおるところでございます。

こうした結果もありまして、既に来年6月24日から6月27日の4日間、和歌山県では初めてとなる西日本シニアソフトテニス選手権大会の予約が既に入っているところがございます。

今後も、皆様のご協力を得ながら、誘致活動に取り組んでいきまして、日置川地域の活性化につなげていきたいと考えておるところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

国体という本当に大きな大会を受け入れて、皆さん、いろんな体験をなさったと思っております。

これ、大会競技の関係者と話しました。やはり、この参加されたチームへのアンケートであるとか、それから今後のご案内というのは、競技者にとっても感動さめやらぬ早い時期に対応した方がよいのではないですか。年度が変わっていくと、また次年度の大会が開催されるわけですから、白浜町も早い誘致に動いていただけたらと思っております。白浜も頑張ってください。今、日置の報告を聞きましたけれども、卓球会場も使っていただけるように、誘致していただきたいし、各種スポーツ大会、誘致よろしく願います。

それでは次に、白浜町社会福祉協議会では、町内外の各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営訓練やセンター運営支援者の養成など、有事に備えた取り組みをされていますが、町のトライアスロン大会時や今回の国体時にご協力いただいた方々に意思を確認し、今後の大会誘致、また有事などのときに要請にも声かけさせていただけるネットワークづくりをしてはいかがでしょうか。お考えを伺います。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

今、水上議員のご提案についてですが、国体、それからトライアスロン大会もそうなんですけれども、ボランティア申し込み時に、記入する申込書につきましては、個人情報の観点から目的外使用しないという、その旨の記述がございまして、意思確認しているところがございます。

現時点でのものを活用してのネットワークづくりというのは、ちょっと難しいかというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、やはり災害時になどは社会福祉協議会、今、設営、そして養成されていますけれども、すぐには間に合いませんので、常にそういう組織づくりというか、そういうのも危

機管理室あたりで今後取り扱っていただいて、検討していただけたらと思います。

では、次に教育委員会にお尋ねしたいと思います。

町内で開催された国際レベルの国体競技を観戦する機会を得た児童、生徒は、大変刺激を受けたかと思いますが、どのような様子や声があったのか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

まず、国体の観戦につきましては、町内小中学校の児童、生徒がテニス、卓球、そして空手の大変レベルの高い試合の観戦を通して、スポーツに対する関心や意欲の高まりが見られるなど、とても学習の機会としていい機会であったと、このように教育委員会としても喜んでいただいております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

児童、生徒もスポーツ事情と体力向上について、県下では県内全校の体力アッププランによる指導内容の充実によるものだと報告されていますが、町内の児童、生徒の体力、現状はいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

次に、白浜町における児童、生徒の体力の現状についてお答えいたします。

去る12月11日の新聞紙上に、もうご存じのとおり、本年度の体力テストの結果が報じられておりました。小学生の男女が4年連続、それから中学生男女も初めて全国平均を上回ったと、このようなうれしい報道がされておりました。

我が白浜町も、和歌山県の教育委員会と連携を図りながら、毎年前年度の体力テストの結果をもとにして、体力アッププランを作成しております。さらに、それをもとにして、各小中学校でそれぞれの体力アッププランを作成し、児童、生徒の体力向上に日々取り組んでいるところでございます。

具体的には、小中ともに体育の授業では体力課題の改善につながる運動を組み入れた授業や、個々の運動量を確保する授業を推進しております。

そして、授業以外では、小学校では朝のマラソンであったり、それから自主トレ等、ランニングを主とした取り組みを行う学校がふえておりますし、中学校では部活動の中に体力の補強に関する訓練を行っているところでございます。

今年度の体力テストの詳しい状況は、県のほうは出ておりましたけれども、まだ市町村には届いておりませんが、子どもたちの体力の状況、今までの状況を見ますと、その年度や学年によってそれぞれ差がありますが、平均して反復横跳びや上体起こし、そして持久走に見るシャトルランというのは、県の平均を上回る数値を挙げております。しかし、50メートルや握力といったところは若干やっぱり低いなど、このように平均に比べてみたら低い状況であると、このように考えております。

町としましては、今後も県教育委員会や関係機関と連携しながら、児童、生徒の体力向上

に向けて取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

県では、小学生3、4年生を対象に、ゴールデンキッズ発掘プロジェクトを実施して、こととして10年だと聞きます。各種の体力測定により、県内のすぐれた素質を有する子どもたちを早期に見出し、関係団体と連携協力を図りながら、発達段階に応じた育成プログラムを実施することにより、世界の舞台で活躍し、県民に夢や感動を与えることができる競技者を育成していくもので、ことしも11月には、白浜町立総合体育館で体力測定があったようで、この育成プログラムプロジェクトについて、ゴールデンキッズ事業の進捗、また成果の報告は受けているのでしょうか。また、町内の児童で対象者はこれまでにあったのでしょうか。伺います。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

和歌山県のゴールデンキッズについてのご質問にお答えいたします。

子どもたちは9歳から12歳になると、体も心も安定した時期に入っております。この時期には、動作の習得に対する準備体制が整い、さらには脳や神経系の柔らかい性質も残しているという非常に特異な時期として位置づけられております。これらの子どもたちをゴールデンエイジとか、それからナイーブエイジなんていう言葉でも語られて呼ばれております。

国際的にも、非常に重要視されている時期でありまして、単なる技術とは異なる競技力の向上に必要なあらゆるスキル獲得のための最適な時期として位置づけられております。

そのために、和歌山県では、県内の小学校3年生、4年生を対象に体力測定を実施し、その結果、すぐれた素質を有する子どもたちを見出して、計画的に、また継続的に育成をサポートしていくという、こういう事業でございます。

議員おっしゃられますように、去る11月21日ですか、白浜町の体育館で第1回目のステージのテストをやっております。1月31日、来年になりますけど、第2ステージへ選ばれる子どもを、今、選出選考しているところでございます。

このゴールデンキッズに選ばれますと、小学校6年生まで育成プログラムを受けて、修了しますと、中学生に対しても引き続きそのサポートが行われていきます。

現在のところ、白浜町からゴールデンキッズに選ばれた児童、生徒は10年間で6名選ばれております。全国的な大会、県大会レベルで好成績という状況は余り聞いておりませんが、郡大会レベルではかなり上位の成績を発揮していると、このように報告を受けております。

以上でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

最近の競技者年齢は、競技によりましては、低年齢化しています。プレゴールデンエイジである幼児期から小学生低学年までの時期に、多くの動きを経験し、体の動かし方を知

ることが大切だとして、文科省が提唱している幼児期運動指針の中で、幼児期に経験、習得しておきたい体の動きというのが発表されていますし、先ごろ県は国体に向けた選手強化の1つとして、ゴールデンキッズを対象に基礎体力の向上を目指した育成プログラムを行ってきましたけれども、五輪選手輩出を目的に、しばらくは活動を続けていく予定だと報道されていきました。身体能力の高い児童、生徒、3年生、4年生のうちに見出すという、これが白浜町でもやはりそういう実績が、これまでに6名の実績があるということで、今後、児童、生徒の体力向上につなげていただけたらと思います。

それではこれで、このことについての質問は終わります。

○議 長

それでは、1点目の紀の国わかやま国体総括についての質問は終わりました。

2点目の白浜町財政健全化プランについての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

財政健全化プランについてお伺いいたします。

わかりやすい財政情報の開示の徹底や早期是正機能、また指標を導入し、財政の全体像を明らかにするために策定されている計画ですが、平成23年度より5年間の第2次財政健全化プラン計画では、今年度が最終年度になり、新たな第3次計画策定の指標となるのでしょうか。

そこで、計画のおよそ3カ月残し、来年3月までとすると、期間途中ではありますが、町政全般、成果はいかがなのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

財政健全化プランの成果についてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、第1次白浜町財政健全化プランに関しましては、総務省から示された集中改革プランという指針のもと、平成18年度から平成22年度までの5カ年を期間として策定し、中長期的な視点に立った財政構造の質的な転換を図り、慢性的な収支不足の回避と将来にわたる健全な財政運営を行うことを目的として取り組んでまいりました。

平成23年度以降につきましては、国からの要請等は特段ありませんでしたが、より一層の行政効果を見出していくため、平成23年度から平成27年度までの5カ年間を期間として、第2次白浜町財政健全化プランを策定し、現在取り組んでいるところです。

平成26年度末実績でございますが、議員ご指摘のとおり、一部実施を含め、53項目中、47項目について実施したところでございます。議員ご指摘のとおり、当該計画も残すところ3カ月でございますが、引き続き目標の達成に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

町長から説明がありました。この財政健全化プランは、平成18年から5年間の計画を策

定し、中長期的な視点から持続可能な財政運営や収支不足の解決など、財政構造の質的な転換を目指し、全町挙げて行財政のスリム化、効率化に取り組んで、この期間中における実績、平成18年から5年間の実績ですけれども、取り組み項目が81項目に対し、一部実施項目も含めた実施済みの項目は74項目ありました。金額にあらわすことのできる効果額は45億3,400万円と報告されました。

そこで、今53項目中、47項目の実施済みであると報告されましたけれども、この23年度からの取り組みですけれども、金額にあらわすことのできる効果額はどのくらいであるのか、お尋ねします。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員から、第2次白浜町財政計画における効果額ということでございます。現在、算定しております平成23年度から26年度ですので、27年を含んでいませんので、4カ年ですね。4カ年の効果額としましては、13億7,800万円という数字を見込んでございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

この13億円という数字が出てまいりました。効果の出た主な項目の詳細はどのようなものなんでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

効果につきましては、歳入、歳出それぞれ項目において一定の効果が上がっているところでございます。

個別の事項で申し上げますと、まず歳入面におきましては、やはり町税の収入確保に係る取り組みの中で、近年取り組んでおります滞納者への法的な措置も含めた債権管理、これの徹底による部分がございます。また、歳出におきましては、これ過去からも大体なんですけど、定員適正化の取り組みの人件費の削減というものが、やはり大きなウエイトを占めてございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、また反対に、53項目中47項目は実施された。実施できなかった項目とその理由というのはどのようなものなんでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

財政健全化プランの8ページぐらいから、いろんな項目を載せてございまして、6つできていないのは、今、現在取り組み中の部分もありますので、完了していない部分があります。

1つは、消防無線のデジタル化。これ広域化、現在取り組んでいます。

そして、指令業務の共同運用。これについても、現在取り組んでいただいておりますが、まだ完結していないということがございます。

あとは、衛生施設組合の事務局の所管がえという部分につきましては、これまでも協議しておりますが、実質的には町がやはりここへ関与しておかないといけない部分もありますので、これについては実際できないと。見直しの中で、これは町が関与して、そこも管理していくというのは、経費的には確かに削減できるんでしょうけれども、効果であったり、そういう部分から考えますと、これについては見直し対象から外れていくことも検討せなあかんのかなと、このように思っております。

そして、組織の部分でいきますと、町直営施設の管理運営の方法、見直しということがございます。いろんな町の施設がございますけれども、そういう部分を指定管理であったり、外部へお願いして、民営化も含めてですけれども、そういう部分については、全てが全て進んでいるというようなことではございませんので、途中であるという認識でございます。

あと、清掃事業の広域業務化という部分であったり、一部民間委託というような部分につきましても、理論的にはそれもあり得るのかなとは思いますが、これは白浜町だけじゃない部分もありますし、あと民間委託につきましても、台風12号の災害であったり、台風という部分が直面したときに、やはり直営部分を一定部分持つておかないと、全て業者さんに委託してしまっておいた場合に、即動ける状況がないという部分もありますので、これについてもある一定の段階で考えなくてはならないなど、このように思っております。

これで5つになりますけれども、もう一つは、特殊勤務手当の見直しということがございますが、これにつきましては、さまざまな経済情勢とかいろんな見直しを検討しておりますので、これも細かい部分がいっぱいございますので、全てが全てできているという状況ではございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。継続事業として、今後につながるという事業もありますし、広域事業ということもありますので、27年度、そして次年度に向けての第3次ということの策定に向けて、こういう実施できなかった項目もまた継続して公表されるんじゃないかと思っております。

それでは次に、歳入の確保においては、町税収入の確保、受益者負担の適正化、自主財源の確保について実施目標とされております。自主財源確保の取り組みを積極的に推進することにより、自主財源を中心とし、歳入構造への転換を目指すがありますが、その確保では町有地の適正管理と売却にふれております。

先ごろ全員協議会、議員懇談会で説明をされた官地払い下げにおいては、公正公平な売却についての姿勢で町民の理解を得られるような行政決着を着けていただきたいが、できるのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

多様化する行政需要に対しまして、自主財源の確保、自立した行政運営には不可欠であり、町有地の売却等、公有財産の有効活用を図ることが自主財源を確保するための重要な役割を

果たすということでございます。

議員ご質問の官有地の払い下げにつきましては、これは議員懇談会、議会全員協議会で詳細は説明させていただいておりますので、経過等は省略させていただきますが、私、就任させていただいてから、この取り組みについては、前向きに進めなければいけないという思いの中で、地元の関係者の方々とお話をさせていただいております。

私の力不足の部分もありますし、当時の担当しておった職員の苦悩というのも十分わかっておる中でも、やはり地元関係者、特に払い下げ対象者ですね。こちらの理解を求めることが先決であるということの中で、進めさせていただきました。

一方では、私、直接にご批判の声もでございます。直接お会いしてご批判もいただいておりますので、ただ相手は62名いらっしゃいますから、それぞれお考えがございます。そうした中でも、ご批判に対しまして、またご指導もいただいておりますので、そういう部分についてもできる部分、私にとってできる部分については、対応させていただいて、ご理解をいただいたというふうに思っておったんですが、結局は全体的な取り組みの中の配慮が足りてなかったということで、こういう状況になっているのかなと、それは思っております。これにつきましては、深く反省してございますし、この部分で議員各位に多大なご迷惑やご心労をおかけしてございますこと、これはもう深く反省を申し上げるところでございます。

ただ、これまでの取り組みにおきましても、やはり議員さんからは行政決着というような言い回しでご質問いただいておりますけれども、我々担当、町長も含めまして、考えておるのは、これは決着ではないと。まずは、ここは払い下げを前向きに努めて、一番当初の払い下げの目的というのは、松林ですね。林の中に開墾されて家を建たれた。小屋を建たれた。そういうところがあると。そうした人たちが、やはりこのままでは環境整備が進まない、道路整備が進んでいないので、払い下げを受けて、道路を整備し、地域の全体の環境をよくするように図っていくというのが最大の目的でございますので、我々としてはまずは当時の払い下げを希望されている方に払い下げを進め、それ以後、やっぱり中地区全体の環境、例えば環境整備、道路整備、そういう生活環境整備、そうした部分を有効的に町有地、今、町有地になっておりますけれども、そういう部分を利用させていただいた中での全体を向上させていきたいと、こういう思いでございます。

行政決着というのは、なかなか難しいかなと思っております。双方のいろいろなさまざまなご意見がありますので、これを全てご理解いただくというのは、現状ではちょっと難しいのかなと思っております。

その取り組みが、少し私の配慮がなかった部分において、ご批判をいただいております。それに伴って、議員の皆さんには、ご迷惑をおかけしておるというのは重々承知してございますが、私のできる範囲のことは今やっておると思っております。これからもできる範囲の中では努力はさせていただきますが、取り組みとしては最大限取り組んだつもりでございます。その辺については、例えば、君はもう懲戒免職もんやと、懲戒もんやというようなご批判も直接受けてございます。というのは、交渉というのは、1人ずつお会いしますから、それぞれにご意見がありますので、そうした部分で全ての方にご理解いただくというのは、なかなか難しいのかなとこのように思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

担当課長から説明いただきました。昨日、町長は、この件については、公平公正に進めていく、また説明会も開くと話されていましたが、順序が違うのではないかと思います。既に、今、金額まで提示して、町は交渉し、今議会には議案も出ています。平成25年に議会で議決をした案件です。議会に2年間説明のないままに、どこでどう話が決められてきたのか、昨日の答弁と整合性のない話であると思います。

当該地域の方で第三者の方に伺うと、地域の中で大変もめているので困っていると答えが返ってきます。地域でのこんな状態には、既に町に責任の一端はあるのでしょうか。

私は、立場の違う何人かの方からの話も伺いました。しかし、今、請願と要望書が議会に提出され、委員会付託された審査がありますし、私は当該委員ですので、中身については今、差し控えますが、町有地の適正な払い下げについて、地域を二分することのないように、町長もおっしゃられていましたが、遺恨、禍根を残すことのないように願います。

このことについては、これで終わります。

次に、白浜町として財源確保には、今後何ができるのか。また、最小の経費で最大の効果を上げるには、これまで以上の何ができるのか、各課予算でどのぐらいの調整や検討がなされているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

財源の確保という部分でございます。財源の確保というのは、難しいのは、現在の経済状況の中で、いろいろな当然固定資産であったり、住民税等、そういうのが一番大きな財源になります。そうした部分につきましても、当然所得が拡大すれば、そういう部分は伸びますし、土地評価、いわゆる景気がよくなって、土地の価値が上がってくれば、固定資産の路線価も上がっていき、固定資産税自身も上がってくるというようなことにはなるんですが、財源確保というのは、そうした部分を今のところは拡大するというよりは、そうした部分を何とか落ちないように、保養所の関係もありますし、そうした企業誘致の関係もありますし、全体的な確保に努めるということで、個々にこれで財源を確保するというようなことも、ちょっと協議はできていないのが現状でございます。

入湯税につきましても、お客さんがたくさん来てくれれば入湯税も入りますから、誘客施策を生む、努めるとか、そういう全体的なことで財源を確保するように努めているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

協議はまだできていないという正直なお話ししていただきました。これは、各課でやはり職員の意識をそこに持ってきていただく、そういうことも大切かと思います。協議をしていただき、歳入、財源確保に努めていただきたいと思います。

次に、滞納未収金が多いですね。その収納率によって、年度の歳入総費が変わってきます。庁内未収金対策検討委員会、今も機能しているのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

ただいま、庁内未収金対策検討委員会についてご質問をいただきました。

平成18年発足当時の庁内未収金対策委員会は、徴収事務全般に関して委員会での意見交換、またアドバイス等、間接的な取り組みが主でございました。

その後設置された、現在の債権回収推進室では、債権管理条例の制定や、外部講師を招いての研修を開催し、職員の滞納整理に関する意識の向上と実務的な知識の向上に努めているところでございます。

そのような状況にありますので、庁内未収金対策検討委員会については、現在休止している状況にございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

そしたら、今、税務課長の報告の中で、未収金検討委員会というのは、もう今機能してなくてということの解釈でよろしいんですね。

これまでも、やはりこの設置しても、やはり全然委員会が開かれてないというような報告を過去にも受けました。これが発展的に、今報告がありましたけれども、債権回収であるとか、そういう方向に変わってきた中で、課内で協議して、この回収に努めていただきたいと思えます。

それでは次に、国の事業仕分けがことしも報道されていましたが、事業是非や予算査定へのメスが入り、予算削減につながっています。

全国では、地方自治体でもこのような事業仕分けに早くから取り組んでいるところもあり、マンネリ化した事業への精査や予算削減の実績報告が出ています。行政がなかなかできない事業の見直しや廃止を民間を入れた政策評価や、事業仕分けをして、町がするもの、民がするものにさらに仕分けし、スリム化を図ることができるのではないかと考えます。

事業仕分けの最も大きな効果は、行政の透明化、職員の意識改革と住民の行政への参画意識の向上で、予算は住民のためのものであるから、事業仕分けを望む声が以前からあります。

私、これはもう何年も質問させていただいておりますが、町はこれまでに財政健全化プラに沿って、行政評価を進めていきたいとの見解でございました。現町長の考えを伺いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問の事業仕分けについてお答えさせていただきます。

自立した行政運営を行っていくためには、やはり自主財源の確保、また自主財源を中心とした財源構造の構築が大変重要なことであることから、町といたしましては、平成28年度を起点とする第3次白浜町財政健全化プランを策定する予定にしております。財政の健全運営に取り組んでいきたいと考えております。

議員ご提言の事業仕分けにつきましては、町としましては、当該プランを着実に実行していくことに、まずは全力を傾注していくものと考えているところでございます。

先ほど、総務課長からも答弁させていただきましたが、第2次白浜町財政健全化プランの効果額としましては、4カ年で約13億7,800万円を見込むことができたのも、各所管課において、内部行政評価を適切に実施してきた結果であると考えているところでございます。

平成28年度以降につきましても、引き続き第3次白浜町財政健全化プランのもと、適切に取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

若い首長さんですから、やはりここはひとつやってやると言っていただけのかなと思いましたが、事業仕分けと町で行う事務事業評価、行政評価との決定的な違いは、事業仕分けは全て公開の場で行うことと、第三者が評価するという点。従来どおりの行政運営が否定されることも多いのですが、住民目線で必要なことは何かを厳しく問うものであり、これが住民参加型地方自治の根幹であると思います。庁内評価と住民目線の違いもあります。事業仕分けは、先ほども申しました事業のマンネリや予算削減効果、メリットがあります。

私の昔からの質問ですが、町からの報告、平成21年度には、全国では44の自治体が事業仕分けを取り入れているとありました。現在では、もっとふえているかと思えます。さらなる財政健全化に向けて、なぜ拒まれるのか、よくわからない。繰り返しますが、事業仕分けは誰でも傍聴でき、外部の目で事業評価されるということが、国民の支持を得ていると思います。仕分け後には、行政のプロである担当課でさらに事業を精査し、財政健全化プランの推進に反映できます。

町長も、民間人から現職町長として1期目を努め、町政運営が理解できたと思いますが、このような民意をどう思われますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

民意ということでございますけれども、住民の方々の声というのは、やはり私は大きな力を持っているというふうに思っております。当然、住民目線で町行政もこれは当たらないといけませんし、やはり職員の意識も変わっていかなければいけないというふうには考えてございます。

その中で、議員ご提言の事業仕分けにつきましては、これはもう当然地方自治を進めていく上におきまして、大変意義のある、意味のあるものと考えてございます。将来的には、先ほど申し上げたように、この28年度からの第3次白浜町財政健全化プラン、これをまず策定をした上で、この財政健全化プランの中でこれから取り進めていくと、推進していくということになってございます。進捗状況も含めまして、今後必要に応じてこうした事業評価のあり方についても研究してまいりたいと考えております。もちろん、町民の皆さん、そしてまた議会の皆様にも報告をその都度させていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

事業仕分けは、現時点では導入しない。そして、私は、これまでに財政健全化プラン策定やその計画実施に向けて、行政評価を第三者から評価する外部評価委員会の設置の提言も、合併前から幾度と申し上げてきました。このようなことへの取り組みも見えてきません。どう検討していただけたのか伺いたいんですが、そのころの一緒にいろいろ考えた職員の皆さんはもう退職されていますし、今に引き継がれていないことが残念です。副町長あたりは、このことはご存じかと思えますけれども、民間から町長職を受け、町長にはこの要求している透明性、また住民の声がわからないはずはないと思います。一定のお考えは、今、伺いました。また、行政経験のある副町長とともに、町政を一新して、町の活性化に取り組んでいただきたいところですが、来春には町長も選挙で審判を仰ぐわけですし、出馬表明をされていますし、こういう透明性、そういう活性化、これについて一言あれば、町長のお考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この町の課題というのは、多々ございますので、もちろんこの行財政改革というの、1つの方法、1つの大きな課題でございます。その中で、やはり町職員と一丸となって、副町長、そしてまた町職員と、教育長も含めて三役プラス職員が一丸となって、この行財政改革に取り組んでいけるのか、そしてまた今、ご提案をいただきました行政の透明化ですとか、あるいは職員の意識改革と住民の行政への参画意識が高まる中で、やはりその住民の声といいますか、そういった考え方を取り入れながら、住民目線での開かれた行政を目指していきたいというふうに考えてございます。

今までも私はそれを目標にやってきましたけれども、まだまだ十分ではない点もございますので、当然これは住民の皆様により納得いただけるようなそういった行政を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは次に、経常収支比率、過去3年間の推移と分析をお尋ねしたいと思います。

自由に使える分と、そこで町長カラーは出せたのかということもお尋ねしたいです。経常経費以外で、町長のカラーは出せたのかと。まず最初に、推移と分析をお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

経常収支比率についてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、経常収支比率は地方自治体の財政の弾力性を判断するための指標で、人件費、物件費、扶助費、公債費等、経常的経費が地方交付税、普通交付税等の経常一般財源等に占める割合とされており、旧自治省において、都道府県では80パーセント、市町村で75パーセントを上回らないことが望ましいとされてございます。

白浜町の普通会計における決算統計数値による経常収支比率は、平成24年度で91.5

パーセント、平成25年度で89.6パーセント、平成26年度で93.7パーセントと、おおむね90パーセント台前半を推移してございます。合併当初が96パーセント前後であったことから見れば、改善の傾向にあり、また当該比率の平成26年度、県内市町村平均94.4パーセントよりは低い基準であるものの、財政の硬直化を懸念しているところでございます。

ここ数年において、当該比率の増減に大きく影響している要因としましては、地方消費税率の引き上げに伴う物件費等の増加に加えて、その財源として拡大された社会保障施策による扶助費等の増加、また合併以降に実施しました学校施設の耐震化や消防庁舎建設事業といった大型建設事業による借入金の元利償還金の増加などが考えられているところでございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番
報告いただきました。人件費や物件費、維持管理費が大きくて、下水道や簡易水道への繰り出し金も大きい。経常経費の削減と歳入の確保が課題であるかと思えます。

では、先ほどお尋ねしました、町長のカラーは出せたのかということでございます。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
町長のカラーというのは、この経常収支比率に当たって出せたかということ以外で。とにかく今は、まだ私が3年7カ月でございますけれども、財政のこの今の硬直化した状況の中で、やはりこの経常収支比率にしましても、90パーセント台は前半ということでございますけれども、少し悪化している部分もございますし、当然この経常収支比率以外も、これはやっぱり注視して見ていかなければいけないというふうに思っております。

町長として3年7カ月取り組んできた中では、まだ結果が出ているものと出ていないものとございますけれども、詳細につきましては、全てこれは、具体的なことは今ちょっと申し上げられませんが、まだまだ私のカラーというのは出ていないのではないかなというふうには思っております。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番
就任されて、大きなプロジェクトも発表されましたね。あれもあのままになっておりますけれども、町長がこれはしたいんだということができたのかと。そして、今後、次年度に向けての考え方を伺いたかった。今、ご自分の評価としては、まだまだできていない。じゃ、そこで、今一度、ご自分が町長になられて、どうあっても白浜町のためにはこれがしたいというのがありましたら伺いたいと思います。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
これをしたいというふうな具体的なことは、今までもずっと取り組んでまいりましたけれ

ども、なかなかすぐにできたものとできないものがございます。これは短期的に、中期的に、長期的にということと考えますと、まだまだ道半ばのことがございます。ですから、具体的にこれをやったとか、やってないとかいうのは、いろいろと皆様方が判断されることやと思いますけれども、具体的なことは今はちょっと申し上げられませんが、来年に向けて、来年というかこれから先のことにつきましては、やはり私だけの判断でできるものでもないと思いますし、当然皆様方に私の考え方を示した上で、そのことを町民の皆様判断をいただくということになってくるかと思っておりますし、当然その中で、すぐにやらなきゃいけないもの、そしてまた中長期で取り組まなきゃいけないものというふうな見きわめをしながら、これから取り組んでいきたいと思っております。

事業というのも、たくさんまだまだやりたいことがございますけれども、それにつきましてもこれから具体的にお示しをした上で、皆様方にもご協力いただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。まだまだ世界に誇れる観光リゾート白浜の構築につきましても、道半ばだと思っておりますし、私一人ではできませんので、町職員の力も借りながら、町民の皆様のお知恵もいただきながら、議会の皆様のアイデアをいただきながら、頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

たくさん質問を用意しているんですが、時間のこともありますので、少し抜粋してということになります。

町の今後の定員適正化計画の見直し策定について伺いたいと思っておりますが、人件費削減について2003年に地方自治法の改正で、官から民への民間委託や指定管理者制度が各地で導入されました。過去には、私も行革推進案として、町に提言した時期もありましたが、今日のように指定管理者制度でこんなに町への負担が大きくなるとは思っていませんでした。昨日も多く質問や指摘がありました。

行政効率を上げ、また民間活力の導入で、新たな活性化を期待しましたし、公の施設の定数削減には、現在もその判断は間違っていないと思っています。また、過去には、図書館、公民館、保育園などを民間委託すると公言されていた首長もいらっしゃいました。全国的にはそのような措置をされている自治体もあります。

白浜町は、今後の公の施設の指定管理や民間委託への考え方、導入についてはどう考えているのか、これまでに各関係部署では協議されたことがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは、小泉内閣のときから始まりました民営化、郵政民営化が発端になって始まったことだと考えております。

町におきましても、当然民間でできる部分は全て民間へ行政のスリム化というのがうたわれてございますので、その考え方につきましては、町も取り組むべきところは十分あると。その1つの方向性では指定管理制度というものもあると。もう1つは、売却して民営化していくというような方法もあるということになりますが、ただ国という大きなロットで考える、

また県という大きなロットで考えるのと、市町村というこういう範囲で物事を考えることによっては、行政サービスが維持できるのかというのは、やはり大きな問題があります。

その中で、職員が直営でやっていく。図書館にしてもそうですけれども、保育園にしてもそうです。民間でできるという提言で提案、私どもにらせていただいたら民間でやりますよという提案は、幾つもいただいております。それはいただいておりますが、実際にそこを民営化することによって、住民への不安やそうしたものの懸念が解決できるのか、さまざまな問題がありますので、できる部分、できない部分は精査しながらいっておりますが、なるべくできる部分については、民間活力をいただいて、民営化し、当然職員管理、何かの手續等についても削減できますから、全体的としては削減効果は図れるんでしょうけれども、その効果の部分とやっぱり町が直営でやるそういう公共的な部分、ここの精査を十分しないといけないということで、現在も幾つかは考えはあるんですけれども、実施には至っていないのが現状でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

協議されているということですが、限られた職員数で多様化する町民ニーズに適切に対応するには、行政サービスが低下しないように、今後も協議を重ねていただきたいと思います。

それでは次に、時間外勤務手当の抑制状況とメンタルケアについて伺います。

夜遅くまで役場の電気がついています。これも何年も申し上げておりますが、超過勤務であらうかと思えます。過重労働になってはいないのでしょうか。また、超勤手当の拡大につながってはいないのでしょうか。

10年前から、このようなことはお尋ねしてまいりました。10年前ごろに、この超勤手当が年間5,000万円ほど支出しておりました。聞きますと、職員によっては異動で部署が変わってもなぜか超勤される方がいらっしゃいました。働き方の癖なのか、それは困ります。例えば、課の事情によっては、残業も理解できることがあります。税務課、民生課、もう各課そうですけれどもね。課長はそれぞれ担当課の状況を把握していると思えますが、今一度精査していただきたいと思います。

メンタルヘルス対策の充実強化を目的として、この12月1日に施行されましたストレスチェックの実施、これは義務づけられておりますが、50名以上の事業所については全従業員のストレスチェックの実施、抗ストレス状態、かつ申し出を行った従業員の医師面接。医師面接後の医師の意見を聞いた上で必要に応じた就業上の措置。これ白浜町では、既に総務課長と私、いろいろ事例をもってお話しさせていただいたことがあるんですが、既に対応もされております。これが義務化されましたのでね。今後、やはり町のケアについて伺いたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

時間外勤務手当につきまして、消防はちょっと特殊になりますので、それを除きますと、過去の経過で見ますと、24年で3,000万円、26年で4,000万円、現在27年で2,700万円というような、議員のご指摘の数字に近い数字で支出してございます。

時間にしましては、24年度が1人当たりですけど、一月平均ですけれども、6.54時間、25年度が4.92時間、26年度が6.14時間ということで、1人平均にしますと、大体6時間ということになるかと思います。

ただ、業務の内容によっては、残業を定期的にするというんですかね。日々の業務でする部分と継続せなあかん部分。例えば、突発に来る部分ですね。時期的に忙しくなる、税務なんかだったら課税時期が忙しくなります。選挙があれば選挙時期が忙しくなる。そういう部分がありますので、その辺については各課のほうで、適正にやっぱり職員の健康管理については努めてしていただくようにしておりますし、総務課におきまして、余り長いこと続くようであれば休むように、続けてもいいんですけども、続いた後に休める時期があったら、長期的に3日、4日でも休むような指導はしておりますので、それが体のケアにもなりますし、一旦リセットをかけるような心のケアにもつながるといようなことで指導させていただいております。

そして、ストレスチェックにつきましては、新年度、この時点から始めるように現在庁内でももう進めております。メンタルな部分については、最近やっぱり議員もご承知のとおり、いろいろ課題がございますので、そうしたことが事前に未然に防げるのが一番いいので、なるべく早い段階からそういう部分に気づきをもって対応していきたいと思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

そのメンタルの部分ですが、職員の現状というのはいかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在、人事評価というか、人事効果といいますと、そうした中で職員と管理職ですね。特に、副課長が主になってですけども、面談を行っております。それで、来年度からもっと具体的に入っていきますけれども、そういう中で、職員の悩みであったり、そういう部分も聞き受けながら、特にひどくなれば当然町長のほうにもいきますし、人事配置で変えられる分であれば、職員を救っていくという必要もあろうかと思いますが、ただこれはメンタルな部分なので、役場の仕事でメンタルの部分と、以外でのメンタルの部分もありますから、一概に役場だけで対応できない部分もあろうかと思っております。それは、個々に対応させていただくことになってきます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。このことについては、承知しました。

次に、課の統合と機構改革について、庁内での協議を伺います。

以前から検討されていましたが、土地開発公社の解散などは、どう協議されているのか、伺います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

機構再編につきましては、25年度、26年度で一旦の再編は終わってございます。その中には、国体がありましたから、国体推進課を設置すると。これは、再編といいますよりは、普通だと室とか、担当部署をつくり上げると。ただ、国体であったので、大きく課という担当課を設置したということでございまして、今議案で、課の廃止条例、こちらの方を提案させていただきます。一定の期間が済んだと思っておりますので、再編という部分につきましては、もう既に終わっていると。

今度再編といえば、長いスパンでこのことを考えていくことになるのかなど。再編をしますと、町民の方にも窓口が変わってきますから、いろんなご迷惑をおかけしますので、次から次へ再編するということはない。一旦終わった部分も、ある程度今の状況で運営できるんじゃないかなという状況下にあります。

土地開発公社の解散につきましては、県のほうからもご指導いただいたり、町の中でも検討しておりますが、全国的な開発公社の廃止というのは、債権の問題であったり有効な起債の時期がありましたので進んだんですが、白浜町の開発公社自体の債権のあり方というのは、内部組織の問題でありますので、廃止が必要なのか、必要でないのかというそもそも論のところへ来ますので、それについては中でも継続して協議を進めているところでございます。決算時期でも、土地取得特別会計との絡みもありますし、これが機能してないと言ったら悪いですけど、一般会計の中でというようなお話もありますので、そうした全体的な中で検討を進めているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

町の税収の落ち込みには、経済活性化を図らなければならないですが、今、2017年4月の消費税10パーセントの引き上げと、軽減税率に話題が集中しています。過去に見て、消費税の引き上げによる消費の底冷えと、観光産業への影響が今から懸念されます。

また、白浜町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、来年以降にホテルの耐震改修工事が始まり、収容人数が減るであろうと想定され、大変心配でもあります。築年数と階数3以上で床面積5,000平方メートル以上のホテル、旅館が対象で、2015年12月末日までに、今ですね。まさに今です。耐震診断を実施し、診断結果を報告することが義務づけられていますが、町内では何軒対象になるのか。また、ホテル以外の大型対象施設はないか伺います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、議員ご指摘のように、平成25年11月25日施行されました建築物の耐震改修の促進に関する法律によりまして、今、議員言われましたように、3階以上、床面積が5,000平米以上のホテル、旅館の耐震改修について、この12月31日までに耐震診断の義務、それとその診断結果の報告というのが義務づけられました。

今後、県のほうからそれを取りまとめまして、診断結果の公表をすることになると思えますけれども、現時点では対象となる規模からすると、町内で約10施設程度あると思うんで

すが、県のほうから詳しいことの公表については控えてほしいということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

ホテル経営者との話では、国県の補助制度もあるが、自己負担も大きく、せめて町で利子補填や利子率の引き下げに力を貸していただけないかとの話もある。町としても、観光立町の一翼を担っていただいている収容施設への何かできる手だてがないかと思います。今後、また協議をしていただけたらと思いますが、

それから消費者は大変現況の生活に不安を持ち、節約で自衛をするという方が多く、このような景気への対策はどう考え、住民への負担が大きくならないようにいろいろ住民の生活安定への施策を組み入れていただきたい。住民サービスを維持し、さらに向上を図れるような財源確保の町の活性化に向けた予算編成にも期待し、厳しい財政下での編成になると思われませんが、これからも事務事業の整理統廃合や実質に近い新財政健全化プランの策定が望まれます。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12時26分 再開 13時20分）

○議 長

再開します。

2番、三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の住居表示についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

お許しを得まして、登壇順位に従い、登壇し、一般質問を行います。

質問の内容につきましては、既に通告しております住居表示についてと、日置川地区の若もの広場について質問したいと思います。

議長、ちょっと質問の要旨の中で、すみません、質問の要旨の中なんですけれども、日置川地区の若もの広場についてというところで、3項目ほど入れているんですけれども、それ項目別じゃなしに、そういうことを質問したいということの話でして、項目ごとじゃなしに、もう総括の中であっち飛び、こっち飛びするんですけれども、そういう形でお願いしたいなと思ったりするわけです。

○議 長

当局の答弁しやすい方法でお願いしたいと思います。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

それではまず、住居表示についてお尋ねしたいと思います。

この件に関する質問は、平成22年9月の議会と、平成25年12月議会でも質問し、こ

としの3月議会でも質問を行ったところであります。したがって、井瀬町政になってから、今回で3度目になるわけです。

そこで、その住居表示のことに取り組み、また必要性等につきましては、もう詳しくは申し述べることなく、簡単に住居表示の必要性等についてお尋ねしたいというふうに申し述べたいと、このように思います。

対象とする地域は、旧白浜町の現在の住所の表示に大字や字の記載のない地域、地区を特に申し上げているものがございます。取り組みと住居表示の必要性については、現在の住所の記載には、地名、字とか通称名とかの記載がないために、地番での表示位置が町内のどのあたりに位置するのか、場所、地区等が大変わかりづらい状態になっていることや、分筆した地番の筆数が大変多く、加えて枝地番、分筆した後に、の1番、の2番とかいうような番号なんですけれども、それを枝地番と申すわけでありますが、その筆数がそちらの分筆につきまして、分譲住宅等の分譲等しているものですから、そういう土地が100筆以上はゆうに超えるということで、またその100筆以上超えるような地番の数が開発等で大変多くなっているというところであります。

また、字瓜切、地番で申しますと2927番という地番なんですけれども、この地番に当たっては、枝地番が2、236筆もあるということであります。

枝番の地番が1つ違うことだけなのに、分筆というのが、毎回毎回違う場所ですものから、一律に序列されてない。したがって、枝地番が1つ違うだけで、100メートルも200メートルも離れた位置にその地番が存在するというのが状況であります。

それと、我が町は観光立町で、町外から白浜に訪れるお客さんや訪問者が大変多い。そんな中で、今の表示方法では、先ほどから申しますように、場所の把握、大変わかりづらい表示であります。また、町外からお越しいただいた方々に対しても、地番で場所を尋ねられても、大半の方々は答えられないような状況であるということではないでしょうか。

町外の方々の白浜町に対するイメージなんですけれども、例えば白浜町1600番地というような表示方法では、町が整備されているような状況のイメージを持たせることには、大変できにくいというように感じるのですけれども、そう感じるのは私だけなのでしょうか。

最後に申し上げたイメージなんですけれども、このようなイメージを幾ら私だけであっても、多くの方はそういうふうに思っているんじゃないかということと、やっぱりイメージダウンにつながるということは、白浜の観光立町としてマイナスになるのではないかとというように思うようなことから、住居表示についての必要性を申し上げているわけであります。

それで、前回のこの私の質問は、ことしの3月議会でした。このとき私の質問に対して、町長はこのように答弁されています。「議会でも一般質問をいただいているだけでなく、町民の方々からの不便というものを声を聞いている次第です。住民サービスや観光サービスの向上をさせる上では、やはり大きな課題の1つであるということは、私も十分認識しているところですよ」と答弁され、その後に、このようにも申されました。「これは、近々に実施しなければならない課題の1つであると押さえています」という答弁でした。実施に当たり、予算では少し費用がかかる旨の答弁もされていましたが、また事業を進める上における思案と申しますか、思いを少し町長も述べておりました。それは、「対象となる地域住民の理解、ご協力をいただくことはもちろん、必要条件だと思いますので、このあたりも視野に入れて、どのような形で進めていくのが最も有効的なのかということを考えながら、田辺市や

上富田町の現状をしっかりと勉強した上で取り組みを参考にしながら、まず研究していきたいと思っています」と答弁されたわけです。

それで、人事担当課についての話になるようなことの質問もしましたし、その件に関しまして、人事については厳しい旨の話をされたので、私は国体後の係の方が2、3人は、もう国体がなくなるので、少しゆとりができるのではないかと申しますか、このような件にかかわるだけの人員は確保できるのではないかというような質問もしたように記憶しているところです。この件に関しまして、町長はどのように答弁されました。「町の中で、検討委員会なりを立ち上げて、できれば早い段階で国体というのがことしございますので、国体の職員が少しこの国体終了後は少し余裕と申しますか、できますし、そのあたり全体の人員配置を見ながら、このことについて研究、進めていく必要があると思います」と答弁をいただいたわけでありまして。その後、少し答弁に間がありまして、「これは私の任期中、あと1年ちょっとなのですが、けれど何らかの方向性は出したいなというふうに考えているところです」と答えていただいております。

そこで、伺いたいのですが、町長の任期は、現在では5カ月を切るかな。5カ月ほどになったような状況であろうかと思っております。この期間内に方向性を出して、何らかの形で取り組みをされるのですかね。と申しますのは、こういうふうにするとおっしゃっていたので、ですねというような質問をさせていただいているのですが、いかがでしょうか。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から、住居表示についてご質問いただきました。

以前にも、議員から同様のご質問をいただいておりますので、重複する答弁もあるかと思っておりますが、ご了承願います。

現状につきましては、白浜地区の住居表示対象地域と申しますと、面積で8.26平方キロメートル、戸数は約3,000戸であります。白浜地区につきましては、地番に大字名がないため、生活上または行政の仕事を進める上で、大変不便であるところは承知しているところでございます。以前の質問においても、他市町村の取り組みを参考にしながら検討を進めてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

議員もご承知のように、現在、他の市町村の状況を見ますと、実施しているのは近隣市町では、田辺市、那智勝浦町、上富田町、この3市町でございます。特に、田辺市においては、計画面積が8.76平方キロメートルであり、白浜地区とほぼ同等の面積になります。また、昭和51年より実施してございまして、平成26年9月現在の実施面積は8.36平方キロメートル、進捗率は92.4パーセントとなっております。非常に長い年月と事業費が必要になっております。これが田辺市のケースでございます。

今後実施することになりますと、住所、本籍、不動産の表示によってあらわし方が異なり、複雑になる面もあります。町といたしましては、地番図の修正等が必要になりますので、実施段階の検討まで至っていないのが現状でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

国体推進課の設置に伴い配置しました職員につきましては、それぞれ他の部署から、本来必要な人員を削減し、配置したものでございます。今回、国体が終了したことで、国体推進

課の業務量が大幅に減少することや、全体の職員配置を見渡した中で、人員が不足しております部署に対し必要な措置を講ずるため、優先的に11月1日付で人事異動を行ったものでございます。

住居表示の取り組みには、係で実施するというより、先ほどご指摘いただきましたような検討委員会、あるいは担当室を立ち上げるなど、体制を整えなければ一気に実施することはできない事業であるとも考えております。ご理解をお願い申し上げます。

住居表示につきましては、長期総合計画にも掲載しており、前向きに取り組む必要があると考えておりますが、体制づくりによる人員配置、財政状況も十分勘案、考慮した上で、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、答弁いただきまして、前回の答弁に比べ大分後退したような答弁でありました。そういうことから、今回質問させてもらったような次第でもあるわけでもありますけれども、町長は年内に方向性を認めたいということをおっしゃっていたわけです。その方向性についてはどうなのかという答弁は今のところいただいてないです。ただ、考え方として、担当課を設けるんじゃないしに、担当の係を設けて検討したいということはありませんけれども、設けてないわけです。

その辺について、前回の答弁ではそういう形をいただいている話の中で、今回どうするのかなということについて、一応設けたいということは設けたいだから、設けると言っていないというようなことの話し方もありますけどね。長期総合計画の中でうたわれているというようなことをおっしゃっていましたが、それならそれでいつかかるのかということの話の中で、前の答弁では今年度中に方向性を見たいと。

私は、何も大層に何人も置いて係を設けるというようなことを言っているわけではないんですね。そうしたところで、当初では近隣市町村の担当課の係に聞けば、2、3人で済むというんですね。2人で済むというのが田辺市でしたよ。ただ、そのくせそれだけあるの、だから早急にというのか、年度を縮めて進めていける状況でないから、だからできるんでしょうけれども、なかなかそれは難しいし、予算が伴うことだから、2人ほどで年月かかりながら取り組んでいたというようなことも聞いているわけですね。係を設けていたら、要するに担当員がながらの仕事をしていたら、なかなかこういうことについては進められないと思うんですね。その辺についていかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この職員の配置人事につきましては、もちろんこの担当室を設けるのであれば、検討委員会を設けるのであれば、当然専任なり、それなりの人員配置をすることが必要だと思います。これにつきましても、私は任期中にあと1年というところで何とか方向性を出したいというふうなことを答弁申し上げましたけれども、これにつきましてはもちろん変わっておりません。任期中には何とか方向性を出したいという気持ちは今でもございますし、喫緊の課題やということも申し上げたつもりでございます。それにつきましては、やはりこれからあと残さ

れた任期は短いですが、その中で一定の方向性を出して、来年度以降、どうやって取り組んでいけるのかということを実際に今考えておるところでございますので、もう少しお時間をいただければというふうに考えてございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

任期中だと5カ月あるわけですが、私が質問した時期からすれば、もう7カ月済んでいるわけですね。その間、進展ないわけですね。進展ないというのは、国体とかそういうような行事があったから、動員の確保というのは具体的なのが出てきてないのかもしれませんが、ただ5カ月の間で、町長の任期5カ月ですが、結局何と申しますか、予算の伴う話の中でといても、別に担当課を決めて、どういう形で進めていくという形を決めるだけのもので、予算的に伴うものというのは、それほど要るものではないと思うんですね。

それで、当初は予算が要らないと申しましたのは、担当の部署の係のしっかりした人を、みんなしっかりしているかわかりませんが、特にそういうことに取り組むことに情熱を持って、やっぱりこれからの白浜像をどう考えていくんだというような方が取り組むとすれば、実施地区の範になりますね。それは、字、地番等の字及び子字のない地番に限られてくると思うんですが、堅田についても、かなりのわかりにくいようなところがあるんですが、そういうことは抜きにして、旧白浜のそういう地番を決めるに当たって、どのような格好でするかということの話がまず1つだと思うんですね。

それから、その内容ですね。内容については、何番地何号何というような形もありますけれども、そういうことじゃなしに、結局今の字、小字、大字、通称名、要するに自治会の例えば湯崎だったら、湯崎1丁目から3丁目まで一応ありますね。そういうような町内会の単位ごとに、そういうような表示をしていくというのも1つの方法だと思うんですね。

その場所で、区画整理のできてないところであれば、ただその後に地番を設けるといっただけで、ものすごくわかりやすいような住居表示ではないですが、わかりやすい、町民にも、外来者の方、また訪問される方にもわかりやすい表示方法にはなるのではないかと、うように格好思うわけですね。

そこら辺を検討するのに、主任1人決めて、主な人1人決めて、それで全体の中で決めていったらいい話で。その全体を決めていくに当たっては、実行委員会なり検討委員会なりの設置というのも必要になってこようでしょうけれども、まず町長おっしゃっていましたように、委員会を設置しなければならないとかそういうことじゃなしに、担当係を決めてということからかかっていくというのが、一番着実に、今、大それたような方法をとっていただきたいですが、町長が次に再任されたらそのままずっといけるでしょうし、されなかったら一応種をまいていただけるという格好にもなるかと思うんですね。

そういったことから、それが済んだ後に、対象地区への説明であるとか、前後しますけれども委員会の設置の委員の構成なり、そういう格好になってこようかと思うんですね。そういうことをするだけでも、やっぱり半年なり1年近く、時間がかかるのではないかなと思うわけですね。その辺についていかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のように、当初はそれほど事業費等かかるものではないというように考えます。これは係をまず配置して、担当を決めてやれば、恐らくその辺も全体の事業計画あるいは実施範囲が決まれば、全体の事業計画だとか、事業費等、これを算出しますと、当然正確な数字が出てくると思いますが、将来的にはかなりの高額な事業費になるというふうなことも予想されます。

しかし、これはやはり町にとって先ほど申し上げたように、私自身も任期中にというふうなことを言いましたけれども、なかなか結果が出てないのはこれ事実でございますので、それはもうなかなか皆様にお示しできてないという、これはおわび申し上げます。しかし、財政状況が大変厳しい中で、早急に取り組むべき事業もたくさんございます。その中で、この事業もやはり喫緊の課題であると、住居表示につきましても最重要課題であるというふうに私は思っておりますので、この緊急性などを十分考慮した上で、来年度の当然年が明けてからでも、今年度あるいは、そうですね、今年度中にといいますか、私の任期中になりますけれども、1つの方向性として係の配置ですとか、担当の係を決めるとか、こういったことは考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

口幅ったいことなんですけれども、やっぱり私どもがこういうような提案をさせてもろうた話の中で、やっぱり町長おっしゃっていますように、将来像、まちおこしビジョンとか、町をどうするかというような話の中で、私が今申し上げたことは、小さなことですが、やっぱりそれは出てくると思うんですね。それは本来ならば、私の質問に対して、やっぱり耳を傾けていただいて、耳を傾けてないとは言わんのでしょうけれども、でもそういうような格好で、担当課なり、やっぱり企画なりで、そういうことを練ってもらいたいと思うんですね。私がこういうことを言う前に、と私は思いますね。

何回となし質問させてもらっている中で、やっぱり取り組み方が遅かったら、私らの話についても、極論的にやっぱり執行部に対して批判的なものの言い方しかでききませんからね。だから、私の言っていることが全て正しいことではないかもわかりません。しかし、町の将来像を考えたときに、やっぱり先進しているところでは、住居表示というのはずっとなされているわけじゃないですか。町長、今先ほど言われた田辺市にしても上富田町にしても那智勝浦町ですか。やっぱりそういうところは、よその地域よりも来客の方が多かったり、そういうことを考えるとこじゃないですか。上富田町は今そういう格好でまた進めていますけど、ただ上富田町につきましても、南紀の台だけのあたりであって、ほか全体にはないですけどね。でも、そこはやっぱり地番的に大変わかりづらい大字が2つ入り組んでいて、隣の地番といったらもう大字が全然違うからということから、迫られてそういう格好にしたと。上富田町についても、何だといったら結局2人ほどの職員で済ませたと。場所が小さいだけに、対象地区が小さいだけに、5年ほどで済んだと。田辺市は大きいからね。田辺市の場合やったら、ところどころというか、区画整理されているところが多いじゃないですか。それで地番が煩雑になるから、そういう方法をとったということですよ。

だから、うちの場合、今度開発されてある場所はされてある場所でしょうけど、されてな

い場所についても住居表示するのは大変難しいと思うんですね。だから、先ほど申しました瓜切の2927ですか。その地番についたら、枝番が2, 300何がしかもあるということですから、だからそれはゴルフ場の中もあれば、アドベンチャーのあの辺もずっとあるわけでしょう。それだったら、開発しているところで黒潮台何番地とただけでも、すごくわかりやすいじゃないですか。それも住民サービスの1つになるじゃないですか。黒潮台の中で、黒潮台何丁目、何番地とするのも、それは1つの方法ですけれども、開発されてないところだったらそうだし、また開発を見込んでそういうことをするというのも1つの方法でしょうけれども、そういうことをやっぱりもう今から考えていってでも遅いというぐらいの時期に達しているのではないかということをお願いしているわけですから。

だから、何をすることも、結局地籍するにしても何するにしても、余りそういうところが多過ぎるので、なかなか入りにくい状態であろうかと思うんですね。開発というのは、やっぱり地番の整備なり、土地の整備から始まっていくということだと思うんですね。これ以上開発するしないは別にして、もう今、開発できているんであったら、それを充実した形できちっとしていくんであったら、書類上のことで進めていくことなので、だから知恵を絞ればできることではないかなと思うんですね。

町長は、戸籍が云々とおっしゃいますけれども、戸籍上の話とは全然別のことなんですね。ただ、今後においては住所が変わるものですから、だから土地の地番についてと戸籍の分とは片方は法務局の法務省の管轄で、住民票については総務省の管轄になると、その辺では少しあるでしょうけれども。そういうことからしたら、もう少しそういうことを係に命じて、係の言うことでそうかということじゃなしに、やっぱりそういうことに取り組んでいくのが白浜の観光における前向きの側面でもあろうかと私は思うんですねけれども、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この住居表示につきましては、さまざまなご意見をいただいておりますし、私も一朝一夕にはできないかと思っておりますけれども、当然この必要性は十分認識をしております。その中で、今申しあげましたように、いつからやるかということになれば、当然できるだけ早い段階でやっぱりこれはもう検討するといいますか、係を配置して、あるいは担当室を設けて、そこでこれは総務課になるかと思っておりますけれども、やはりその辺の研究調査を進めていきたいというふうに思っておりますので、今年度中というふうに先ほど申しあげましたけれども、私の任期中のもし仮に任期中、あるいはその任期が終わったとしても、その後の新しい町政をどなたが担うにしても、やはりこれは喫緊の課題であり、最重要課題ということで位置づけをして、このまま終わらせることなく、事業の進展に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

先ほど、今の答弁じゃなしに、その前の答弁の中で、年明けにでも方向性を出したいというような答弁をいただきましたので、やっぱり何らかの形で進めていく石を投げていただきたいなど。また、そういうような答弁をいただいているんですから、もう投げていただくこ

とを信じて、この件に関する質問は終わります。

○議 長

それでは、1点目の住居表示についての質問は終わりました。

次に、2点目の日置川地区の若もの広場についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

次に、日置川地域の若もの広場について質問いたします。

この件における質問で、質問の内容が何回も同じようなことを質問していることについては、ご了承いただきたいと思います。

現在、日置川地域に若もの広場はありません。以前あった若もの広場は、テニスコートの拡張に伴い、なくなりました。本来、公共施設にあっては、移転等を伴う公共事業では、代替とすべき施設があり、建物なりを先に建てかえるなり、つくりかえるなりしてから、本来ある施設や建物の取り壊しを行うのが当たり前で、普通の手順だと行政ではそのように思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま、三倉議員から、公共施設の移転に伴う公共事業で、代替を先に確保するのが当然ではないかのご質問をいただきました。

9月の一般質問でも答弁いたしました。平成23年度に日置テニスコートの基本設計作成に当たり、関係団体である議会、日置川区長会、経済団体、小中学校を含む社会体育団体のご意見を伺いましたが、代替地を先に整備しないと日置総合運動場を廃止されては困る、このようなご意見、ご要望はございませんでしたので、テニスコートの面数を、多くの住民の皆様が望む20面と決定し、事業を進めてきたという経過がございます。

また、日置総合運動場を廃止する際、頻繁に利用していただいております日置中学校の野球部、テニス部、日置少年野球クラブ、グラウンドゴルフ日置川クラブの皆様のご要望をお伺いし、100パーセントとは申しませんが、できる限りの対応をしております。

皆様からは、現在日々の練習等に支障はない、また田野井地区に代替地を整備していただいても、利用は非常にしづらい。さらには、利用はしない、こういうようなご意見もいただいているところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、教育委員会ではそういうような答弁でしたね。というのは、地元からの対応がなかったからしなかったと。

当局の行政としてはどのような考え方ですか。こういうようになった場合。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町当局としましては、当然地元の意見、考え方をこれはやっぱり重要視しますので、今、教育長が申し上げた内容であれば、教育長の答弁と同じになります。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

地元がしなかったからしないと、そういうことではないことじゃないんですか。もともとあったものをするというたら。そういう配慮して当たり前のことじゃないですか。それだけ血の通わない行政をするんですか、教育委員会も、当局も。こんな話だから、あとの質問の続きができないじゃないですか。違いますか。そしたら、ほんまに声も大きい、荒げた声でしゃべって行って、要望したら、それが通っていくんですか。そういうものではないでしょう。やっぱり平等に協議してもらいたいですよ。そういうような教育委員会、当局の考え方では困りますよ。そしたら、私、これから毎日でも、そのときはどうであれ、このことに関して毎日でも足を運んで、教育委員会に言うたらしてくれるんですか。そうなりますよ。

だから、通告しても、答弁が全然違ったり、それは考え方が違うのは人間だから当然ですけども、そうした場合、私は当局に対して通告したこの話は全然質問の内容と違うことですから、違う格好の質問をさせていただきます。それについては、数量的なものは全然ないもので、考え方についてちょっと聞かせてもらいたいと思います。そういう話であるんだったら。

○議 長

質問事項として関連ですか。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

関連しますよ、もちろん。そう言いながらも、せっかく自分が、2日、3日かけてきた分ですから、意見発表でもさせてもらいますよ。その話の中で、やっぱり私の意図するところを聞いてもらえたら、少しでもありがたいですよ。

○議 長

通告の内容にしたがった質問ですか。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

通告の内容ですから、はい。当初の違うものがあるものですから、ちょっと今の意見からすれば、もう1回今後の取り組み等について聞きたいことがありますから、聞かせてもらいます。その点、議長、よろしくお願いします。

若もの広場がなくなることで、教育委員会では新たな若もの広場をつくるまでの期間について、一定的にしる、利用者の団体等に対して、代替地、代替施設について、いろいろとお骨折りをいただいたということについては、やはり当たり前のことであつたと大変感謝することでありませう。

取り残された若もの広場跡地は、けさほどもそうですし、きのうもありましたが、堀議員や水上議員の質問の中で、国体を盛大にしたというような形でできたわけですよ。それは、それプラス、やっぱり20面になったこと、それからリニューアルできたことであつて、こ

としの9月、わかやま国体でソフトテニス開催会場として使用されたと。それが好評だったからということで、後々の大会についてもソフトテニスに関しましては、県の協会の方が、大会を日置でしようと、日置川の方のテニスコートでしようと、白浜のコートはよかったからということですね。それが、先ほど来、青山日置川事務所長も話しされた、6月にある西日本大会でもあるわけですよ。

一方、若もの広場につきましては、一転も二転もしながら定まらない状況であるから、話しさせてもろうてるわけですよ。その中で、そんな話、要望なかったから、つくらんでもいいんやと、乱暴な言い方ですけど、そういうようにとれる答弁ですよ。それは、教育委員会ではそういうような格好でとれていませんけど、地元ではそうなんです。そうとっているわけですよ。やっぱり、つくってもらわないと困るような話の中で、本来ならばつくるのであれば、同等のものをつくるというのが本来ですよ。そうじゃないんですか。それをすぐに費用対効果だとか、そういうことをおっしゃっているわけですよ。教育委員会に費用対効果なんて考えられたら、とんでもない話になりますよ。

それで、私が申し上げたのは、お金がない、お金がないとよく言われるものですから、旧田野井小学校の跡地をしたらどうかという質問をしたわけですよ。それ質問して、質問の裏づけとして、その場所であったら、用地を買うにしても、拡張して以前あった若もの広場と同じ規模のものを拡張するにしても、用地代として2割ないし3割ないし4割近くの用地代として安くなりますし、また用地買収に当たる用地対象者についても、これといった反対されるような方も見当たらないですし、相続に関しても余りそういうようなややこしい物件でもないと思うから提案申し上げたわけですよ。その提案申し上げたのが、平成24年12月と平成25年6月の定例会で質問し、申し上げたわけですよ。

その話の中で、先ほどの答弁にもありましたけれども、地域住民の方は、平成24年11月2日付で要望があったと、してくれという要望があったということですよ。要望があったことは事実でしょう。つくるのが当たり前やったらそんな要望なかったって、そんな乱暴な言い方されたら困る話になるんですよ。

繰り返しますけれども、やっぱり施設があって、新しく作りかえる場合は、規模の縮小じゃなしに、最低同等のものとするのが心情ではありませんか。ましては、教育委員会として教育に携わってそういうことを、心の通う教育をせえというような教育委員会が、そういうことを切って捨てるような答弁していいんですか。やっぱり、そういうことというのは、子どもに対してもやっぱり伝わってくるんじゃないんでしょうか。そっちのことはそっちのこととしてですよ。

平成24年12月の議会と平成25年6月の議会での質問と提案したことについての答弁なんですけれども、その答弁で、町長からこのような答弁をいただいているわけですね。「町としては、当初若もの広場の代替地としまして、矢田地区の河川改修に合わせて、多目的広場の整備を考えていたところですが、事業全体の用地買収にかなりの時間を要するような状態でございます」と、ここにあるわけですね。後に続くんですけども、このときにはやはり町長の腹としては、多目的広場ということやからね。今、教育委員会が計画しているようなものではないというようにとらまえるわけですね。そういう答弁からして、我々は。それが急に今のような格好になっているということやから、何回も何回も質問させてもらっているということになるわけですよ。

そういうような話で、要するに町長の趣旨からして、大きく変わってきているということに対する考えは何なのかと。教育委員会と町行政とは違うのかと。やっぱり、町の中に教育行政があるんじゃないんですか。それが、やっぱり先ほど繰り返しますけど、矢田の河川改修に合わせて、多目的広場の整備とおっしゃっているわけですね。多目的広場の整備ということは、やはり総合グラウンド場なり、何なりそういうのを兼ね合わせた施設であると私は思うんですけども、そういうのが教育委員会では24年からですか、25年から2年たったら、もう今のままで総合運動場として使うということなんですね。その辺の変わりぐあいということについてどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これまで田野井総合運動場を拡張して整備することにつきまして、日置区内の借地に整備することにつきまして、議員の皆様や日置川区長会を初めとする各種団体等の皆様からいただいたご意見等を十分考慮して、何が一番日置川地域の住民の皆様が望んでいるのか。あるいは、それに応えるためには、どのような方針とすることが最善なのかということをお尋ねしたいと思っております。

また、平成24年11月には、旧若もの広場と同規模のスポーツ広場を日置川地域に整備されたいとの趣旨の要望書を提出いただいた3団体の皆様も、現時点では要望の内容が変わってきております。住民の皆様からの要望が変われば、その変化にどう対応していくのかというのを当然町として、教育委員会として検討して、その結果、方針が変わることも十分考えられるというふうに私は思っております。

こういう中で、今現在、旧若もの広場につきまして、あるいは田野井区の皆様方の一部の考え方の中に、皆様方からのご要望の中には、この旧若もの広場の建設につきましての要望の中に、この地に若もの広場を建設することは町民はもちろん、来町される方も利用しやすく、地域振興につながるものと確信しているということでもあります。若もの広場は、田野井区民の切実な念願であることを考慮いただけるようお願いいたしますというふうな要望をいただいております。この要望につきましては私も大変重く受けとめております。

今後は、やはり日置川地域全体のことをもちろん考えなきゃいけませんけれども、この田野井の地の利を生かしたロケーションというのは、もう本当に地の利に恵まれた、日置川インターからわずか5分という、JRの日置駅からも近いということもありますので、重要な場所だというふうに考えてございます。今後は、やはり日置川事務所を中心にしまして、やはり関係各課が積極的に連携して検討すると。

私は、これは田野井の今の小学校は廃校になっておりますけれども、田野井小学校のこれからの利活用ですとか、どうするかというふうなことも含めて、日置川地域全体にもかかわることですので、全体のことも視野に入れながら、田野井区プラスほかの地域のところも一緒にどうやって地域を活性化していくのかという視点で考えていきたい、総合的に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

展開が思わん方へ行つたから。私が聞いたかったのは、今一つ申し上げている内容の中で、答弁と違うことについてというのがあつたわけですけど、そのことについてちょっと話しさせてもらいます、先に。それから後、今、町長の答弁について、また答弁いただいたことについて質問したいと思います。

私が質問して、若もの広場はどうするんなど言うたときは、当時の教育次長は、青山現日置川事務所長でありました。答弁でこのように申されています。「教育委員会といたしましては、若もの広場の代替地候補として、三倉議員からご提案いただきました田野井総合運動場一部用地を購入し、拡幅することが最善であると考えており、ご提案いただきました後、早々に現地調査及び確認に行つたところであります」と答弁されたわけです。その後、答弁が少し続くんですけど、ここで教育委員会としては、用地の一部を購入してグラウンドをつくるのが最善であるということであつたんですけども、現在の方向では、先般の全協でのことなんですけど、用地はそのままにして水道用地を置くと、ちょっとした整備をして終わることなんです。この差というのは何なんですかということなんです。

今ひとつは、そういう二転三転するから、せめてそれだったら、こんなもんでもと、とにかく日置川住民、お金ないと言われたら弱いんですよ。だから、こんなもんないと言われたら、ほんならこんなもん、こんなもんとなつてくるわけなんです。そういうもんじゃないでしょう。だから、さっきから申しますように、ないものを壊してするんですから、本来やつたらないものを壊す前にせんならんのと違うんかと、代替施設は。それがなかつたからということで、今度もうなくなつたからということになつたら、今度そのかわりに、今度小さいものでええのかと。でも、本来は、かわりにするものですから、かわりのものと同じもの同等のものをつくるのが普通じゃないんですかということ。それを利用する者がいないからおっしゃるわけでしょう。そしたら、利用する者がいないと言いながら、今度地域についての活性化をせんならんということを使うわけでしょう。利用しないものをもって小さいものにしたら、小さいものの器でしか利用できませんよ。それで、活性化になるんですかということなんです。

それぐらいに、そつちの方の話はまた後にして、要は提案させていただいて、答弁いただいた答弁と違うということについては、どうなのかということなんです。教育前次長との答弁から今の次長については、ころつと変わつてきているその内容についてですよ。

○議 長

三倉君より再々にわたりまして、当時の教育次長の取り組みについて質問されているわけですので、用地の購入の進め方、また事務引き継ぎについて答弁を願いたいと思います。

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

前教育次長として、少し時間をいただきたいと思います。

今、議員ご指摘のとおり、平成25年6月議会の一般質問で、若もの広場の代替地候補地として、三倉議員から提案いただきましたように、田野井総合運動場の一部用地を購入し、拡幅することが最善であると考えておりとの答弁をさせていただきました。この最善とその当時の考えは、旧田野井小学校跡の運動場を活用して、一部の用地購入により、整備費用が安価で有効利用ができると考え、教育委員会としても最善と考えたところです。

しかし、現地調査を行ったところ、拡幅を予定しているところには、中央に町道天野枝畑線があり、町道の廃止や2カ所の物件補償など、整備をするには幾つかの問題点がありました。それで、その後の答弁には、今後につきましては、再度若もの広場に可能であるかどうかを調査して、用地購入に係る費用を算定するための費用を町当局に要望したいと答弁させていただいたところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

何かこう、人をだますような調子であるのでね。腹立たしい。

今、青山次長から答弁いただいているんですけども、それならそれで2年間放りっ放しいうたら悪いですけど、何もしないで、こういうことであるんだというような報告があってもしかるべきじゃないんですか。その報告が青山次長からあるのか、それから現次長であるのか、それはわかりませんよ。しかし、そういう質問なしに、2年近くそういうような形であって、とんぼに出てきたのが、大手企業の大きな住宅用地とするというような場所を借地にしたいというような格好で、第2案として、それを主として上がってきたわけですね、借地として。その前にそういう話があるんだったら、少しこういうような形やということで、第1候補と、最優先と考えるとというような答弁をしながらですよ、おかしいんじゃないんですか。それで問題がある、ないと言っても、結局、町道の話の中で、それならそれで地元の方との打ち合わせなり、そういうこともできる話なんですよ。そういうのなしに、独自でそうして、結局議会の中の答弁ではそういうことを言っておきながら、別にそういうことを進めてきてこれをすると。借地については、やっぱりこの間の全協等で皆さんの意見もありましたし、借地については問題解決がならないということで、粛々もとの田野井の地を候補地としたと。田野井地を候補地にして、それで田野井の地を候補にしたけれども、その場所については、金がないから、費用対効果がというようなことを申して、現状のままで水道施設をつくるだけで終わりだと言うんですよ。

一方、当局では、地域振興のためにと言うんですよ。そういうことで、地域振興のためにどうなると言うことで、地元の方が教育委員会の方におっしゃったと思うんですよ、このごろ。そのとき、教育委員会は地域振興に関係ないから、そういう陳情は困るとおっしゃったと言うんですよ。それは縦割りではそうですけど、縦割りといいながら小さな白浜町にあって、それぐらいの話というのはできないんですか。答弁があったら頼みますわ。

○議 長

現教育長に引き継ぎをされた経過も含めて、現在の次長の方から答弁を求めます。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

まず、費用対効果ということをよく三倉議員がおっしゃっておるんですけども、確かに教育に費用対効果を出すことは……。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

私は、費用対効果は申ししていませんよ。当局から費用対効果ということがよく出てくると

ということです。発言については、その辺だけ、私、訂正してもらいたいと思いますわ。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

いや、私の質問の中身については、教育に費用対効果を持ち出すのはいかがなものかというご質問をいただいておりますということで、それについては、確かに教育についてはお金ではかれないものがあるというのは十分に理解をしているところではございます。

しかしながら、ほとんど見込みのない施設に概算で6,000万円もの費用をかけるのは妥当でないということは判断させていただきました。また、この費用対効果につきましては、それについて考慮すべきであるというのは、8月6日に開催いただきました全員協議会で、議員の皆様方からいただいたご意見の1つでございますので、そういった形で費用対効果も含めて検討してはどうかという部分について、教育委員会の中でその部分、議員の皆様方からそういうお話をいただいたので、それも含めて検討すべきかなというふうにして、検討してきたという経過でございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

教育委員会は費用対効果、費用対効果とおっしゃるんですけども、地域振興の中で考えた場合には、どのようにお考えですか、当局はそしたら。というのは、今の場合、結局今の状況で直して、6,300万円も要るのはかなわんしということで、今のままで代替地として、代替地であって代替地じゃないですよ、そんなの、ということの中で進めていくということなんです、若もの広場をね。

一方で、やっぱり町長の先ほどの答弁では、やはり若もの広場跡地を地域活性化にでも使えたらと言うんですよね。その使えたらという話の中で、現状で使えますかということですね。広さで。現状の広さ、大きさ、知っていますか。ゲートボールとれる1面が精いっぱいなんです。それ1面で総合グラウンドと言うんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

現時点も、田野井のほうの今の旧田野井小学校のグラウンドについては、教育委員会としては田野井総合運動場という位置づけをしております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

学問のある方に、こういうことを言うの、申しわけないんですけど、総合運動場というのは、あるいっぱいできるのを1つにまとめた場所の総合グラウンド場というような形のものだと私は解釈するんですね。そのことについて、広辞苑なんかで見てもそのように書いているんです。ひとまとめにすると、総合ということをね。そのグラウンド場は、野球もソフトボールもできないんです、今の状況で。呼ぶのはいいですけども。でも、そういうような形の間違って総合運動場の中で持っていくと言われては、我々、やっぱり地域の者

としては、呼び名としてはいいにしても、やっぱり整ったものの呼び名をしていただきたいなというように思ったりするわけですね。

費用のことを言うので、話がかみ合わないんですけど、私、こういうことを言いたくなかったんですけど、少し話しさせてもらいますわ。総合運動場を拡張せず、この間の8日の全協での話なんですけれども、拡張せずとあるわけですね。言葉尻を拾うようなんですけれども、総合運動場というのは、どのような運動場なのですか。辞書の広辞苑では、このように記載されています。別々、個々のものを1つにまとめることとあるわけですね。例外して、総合学習、総合開発、総合地区とかあるわけなんですけど、そういうことがあるということは、とにかく1つのものをまとめてそういう施設としているというとらまえ方なんですわ。

それが田野井運動場を例にとったらどうなんなというたら、先ほどから申していますように、野球もサッカーもソフトボールも、もちろん少年野球もできるような広さではないんですわ。以前あった、一応、総合運動場と申しますか、日置川の若もの広場は、一応総合という名のもとに、施設はいっぱいありませんけど、そういうものができるような状態であったのと、近くにテニスコートがあったんですわ。だから、我々はそういうような格好で呼んでたわけなんですけれども。若もの広場の中ではね。今度、田野井総合運動場ということの中だったら、そういうような、言葉尻を拾うようなんですけど、そういうような文言なんですわ。

今、申しあげましたゲートボール場ぐらいしかできないというのは、面積にしたら、4,689という面積なんですけれども、その中で、形は北東部分に民家があって、グラウンドとして利用できる状況としたら、南北の幅で46メートル、有効で使えるところですよ。フェンスからフェンスというような形なんですよ。それが46メートルでね、46メートルの幅で63メートルしかないんですわ。全然余地のない話の中の、今の面積と拡張というのか、幅なり、長さなりを申しているわけなんですわ。こういった状況だったら、結局、野球も何もできないというのが目に見えてあると思うんですわ。今、少年野球で使われている方が、田野井だったら練習に行けんよとおっしゃる。それはそれでわかりますよ。でも、これからお願いするとか、そういうのをお願いしているところは、町長も先ほどおっしゃったように、日置川地域全体のことであるわけでしょう。だから地域全体のことであるからということで、旧三舞の旧日置川の中で、中央には至りませんが、ほぼ中央に近い旧三舞村の場所でもってすれば、寄るのにも寄りやすいんじゃないかなというようなことから申しあげているわけなんですわ。

今一つは、町長が先ほどおっしゃいましたけれども、高速を降りてからでも2分ほどしかかからないような場所に位置するわけなんですわ。それは、町外からの人の話なんですわね。もちろん、白浜の方も来られる距離でもありますけどね。そう考えた場合だったら、町長さっきおっしゃったみたいに、総合グラウンドにして、若もの広場スペースをとれば、やっぱり外からの利用客もとれるわけなんですわ。活性化もできるわけなんですわ。そういう話を私は話しさせてもろうたときに、当局は、当局の中でも教育委員会は、学校施設だからそういうのは当てはまらないというような言い方をされるわけなんですわ。せつかくお金を使うんだから、町全体で、やっぱりもうちょっとと思うのが、やっぱり地域のものであるし、もう地域エゴだけではないわけなんですわ。地域の活性化ということと、白浜の活性化につながるわけじゃないですか。

スポーツ広場、きのうの堀議員の質問の中で、やっぱりスポーツ合宿というのがいい話や

し、今後取り組みたいと言うたら、それにも入っていける話やないですか、これは。そうした場合に、宿泊施設は日置の地域では余りないものですから、白浜の施設を使えばええじゃないですか。そういう総合的なものを考えた場合に、できるような格好にならないかということなんです。教育委員会だけの問題ではなしに、やっぱり全体でも取り組んでいただきたいような話になるわけですよ。

次に、そういうふうな話の中から、教育次長との話の中で、無駄とか、そういうことについての話、決して無駄じゃないとか、そういう費用対効果とかおっしゃいますけど、教育行政の中で、西富田小学校の建てかえに係る問題がありましたね。それは、あなたの時代ではありませんけどね。そのときに仮校舎に2億円要っているんですね。2億円要っているんですよ。その2億円の使い方ったら、仮校舎に使う、そのときだけなんですね。仮のプレハブを建て、今度本校舎するときまで使って、その後仮校舎を壊しているんですね。そのお金に2億円要っているんですね。極端に言うたら、費用対効果というのは、やっぱりそれは少しはありますよ。どうなんですか。

それから、このときのお金は、合併特例債を使っているんですよ。合併特例債の借入れで済ましているわけですよ。じゃ、ちょっと申しわけないですけど、どっちで音出しましたか。こっちで出てたんですか、こっち出てたんですか。違うでしょう。たたいたことによつて出たんですね。白浜町と日置川町が合併して、66億円という特例債があったわけですよ。その特例債があったら、それを別に半分半分で使えとか、どうこうというのは言いませんよ。でも、今まで教育委員会として、教育施設に使っている白浜町の予算というのは、37億円あるんですよ、借り入れでしたのが。日置川地域には2億7,000万円しかないんですよ。それで、金ない、金ないと言われたって、やっぱり住民は黙っていませんよ。こんな話、私したくなかったよ。前のときもそう言ったよ。そういうような偏った行政の方法ではないのかと思ったりするわけです。特例債を使うことにね。でも、そこで私が言っているのは、特例債だけの問題じゃなしに、日置川には過疎債があるから、過疎債を使ったらええと言っているわけですよ。今回、こういうような事業をするに当たって、地域の振興ともろもろには、過疎債を使ってもろもろできないのかなということを思うわけです。そこで、過疎債ということの話の中で、過疎自立促進法、変わりますよ、5年が。その中では、今、記載されたのは若もの広場1,000万円しか出てないわけですよ。だから、そういうことを申し上げているわけですよ。私、別に間違えたことを言っていると思わんのやけどな。答弁があったら頼みますわ。

○議長

長 番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

私どもは、お金がないからとか、そういうことは言っておけません。これまでも、一般質問とか全員協議会等々で何度も繰り返し答弁させていただいておりますとおり、日置総合運動場の代替については、全員協議会も開催いただいて、教育委員会のほうから説明させていただいて、議員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。それへ加えて、日置川区長会であるとか、そういった団体からもいろいろ意見をいただいております。また、旧の日置総合運動場を使われておった、利用率でいいますと90パーセント以上超えます日置中学校の野球部、テニス部、それから日置川少年野球クラブ、またグラウンドゴルフ日置川クラブ

の皆様からも、いろいろご意見をお伺いして、その中で教育委員会としてどういうふうな方針で行くべきかという部分をお話して、それを11月の定例教育委員会で、教育委員の皆さんに諮らせていただいて、了承いただき、最終的に町当局との協議によって、12月8日に町の方針ということで、皆様にご報告させていただいたところでございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

お金ない、お金ない言ったら、お金ないということはないと、そういう話じゃないということをおっしゃっているけれども、そしたら資料をつくるに当たって、旧川添の方とか、旧三舞の方に、話されたですか。余りそんな話したって聞いてないんですね。

それから、別に、現区長さんですけれども、中嶋地区の区長さんとか、矢田地区の区長さんとか、やっぱりもちろん田野井の区長さんもそうなんですけれども、それは困るなというような話を私は直接聞くんですね。私のところへ来て、教育委員会行ってないということは、それはやっぱり教育委員会も困る話になるんでしょうけども。だから、そういうことからしたら、区長会の中でもちょっとおかしなような話がそれは地元としてあるんでしょうけれども、やっぱり吸い上げてないのと違うかなと思ったりするんですけども。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今年度、日置川区長会のほうから、統一要望をいただいております。その内容については、旧田野井小学校運動場をスポーツ広場として利便性を高めるため、隣接地に駐車場や手洗いの設置をお願いします。これが統一要望でございます。ただし、田野井区からは、別に要望といたしまして、統一要望とは別に、若もの広場の整備についての要望をいただいておりますが、日置川区長会の統一要望でございますので、この要望が田野井区以外の日置川地域の町民の総意だというふうには捉えております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

田野井の地区から要望があったという話の中で、こんな言い合いをしてもつまらんですけれども、やっぱりもうちょっと前向きに物事を考えてもらいたいですよ。でも、田野井地区からの要望云々ということですけど、田野井地区は一応2年ほど前に候補地になって挨拶に来て、それから2年ほど放りっ放しのような格好になっていて、その経過についてきちっとした説明を求めたいという格好の話があったらしいんですけども、その辺についての対応もできてないと聞くんですね。答弁要りませんよ。だから、そういうようなことからして、何で行かないのかということもあったりするわけですよ。

私は、この今、言いたいのは、やっぱり地域振興、やっぱり教育行政からじゃなしに、せっかくお金をかけるのであれば、ただ、今、お金をかけると言っていないんですけども。教育委員会の方針では。でも、町長の指針の話の中で、やっぱり地域振興の中で、あそこを使いたいというような話の意図もあるわけでしょう。先ほどの答弁からすれば。そしたら、もうちょっと見直しを考えていただくということはあるのと違うんかと思うんです。

○議 長

先ほど、答弁は要らないということでございますけれども、やはり投げかけた以上は答弁をしていただきたいと思います。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

三倉議員おっしゃるように、12月2日でした。田野井区長からお電話がございまして、教育委員会が田野井区へ出向きまして、田野井総合運動場の代替地の整備等について、地権者と区の役員にこれまでの経過、進捗状況を説明してもらいたいというお電話でございました。それについては、教育長、それから町当局とも検討させていただきましたけれども、翌日ですが、来年1月下旬に日置川区長会の総会がありますので、その場でご説明をする旨、もう1点は、地区要望については個々に回答していない旨をお伝えいたしました。区長からは、特に不満の声はございませんでした。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

それは、今のその話の中で、事実関係はそうでしょうけれども、対応としてですよ。放りっ放したのですよ。もらった後、また来年までと放りっ放すのはどうかなということを感じる話の中で、代弁させてもらうんですけども、その辺をやっぱり行政のほうの取り組み方に対する怠慢さが、そういうような形で出てきているんじゃないかなと思ったりするわけですね。そこら辺はやっぱり今後直してもらいたいのと、やっぱり言えば変わってきているということについて、やっぱり私は議会の答弁の中で理屈は後で何とでもつきますけど、そういうものじゃないということと、日置川地域の私は田野井総合と名前のついている総合でないグラウンドですけども、そのグラウンドについての今後の取り組みの中で、せっかくお金をかけるのであれば、また本来ならばなくなった日置川地域の若もの広場と同等のものというような格好が当たり前じゃないかなと。誰が聞いたって、普通考え方からしたらそういうことなんですけれども、そういうことのわからないような教育委員会の方だから、今後大変話ししていくのは難しいなと思いますし、町当局のほうとしたり、やっぱり地域振興しなければならないという話の中で、そういうような形のものでいいのかという、その辺について、ちょっと答弁いただいて。もうええと言われたら、日置川地域の活性化、余り考えてないかなとも捉えるんですけど、その辺のことをいただいて、私は質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

日置川地域の振興につきましては、町当局としましても、当然教育委員会のお話でございまして、今までもやはり考えておりましたし、特に差をつけるということは考えたことございません。

その中で、もちろん予算的な配分の中では、若干白浜地区の方が多い部分というのは、これは否めませんが、しかしながら日置川地域がその中で、どのようなこれから地域振興があるのかということも、これからももちろん考えていきますし、今回のこの田野井区の要望につきましても、この地域振興をお願いしたいというふうなこともございますので、先

ほど申し上げたように、田野井区の地域振興というのは、やはり今現在廃校となっております旧田野井小学校のこの解体するのか、あるいはそれを例えば耐震改修するのか、あるいはそれをもっと広げていくのかとか、いろんな観点から、視点から、これは考える必要が総合的にあるんだろうというふうに思っております。

当然、今、日置川地域は過疎地域でございますけれども、この中で、生きがいとなっております民泊の事業、そしてまた教育旅行へのこれからいろんな推進、そういったことも含めて、総合的に私は判断、考えなければ、日置川地域全体の振興は図れないのではないかなというふうに思っております。

その中の1つとして、この田野井の総合運動場、これで今現在はこういう形をお願いをするわけですが、やはりこの日置川地域の振興策は日置川事務所を中心にして、この過疎債をもっともっと活用しながら、そして全体の中で生きがい、やりがい、そしてまたこの地域が活性化をして、明るい日置川地域になっていくように最大限努力するのが町としてのこれは役目であり、責務であるというふうに考えてございます。それにつきましては、教育委員会も同じ気持ちだと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、いろんな具体的な活性化策があれば、ここの運動場をもっと活用して、こういうふうな形で人を呼び込むんだというふうな思いが地元から上がってくれば、それはもちろん私も考えていかないとはいけませんし、当然それだけのニーズ、需要があれば、もちろん我々もこれからも一緒になって考えていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

また、議会の答弁の重みを私が言いながら軽んじる格好になるんですけど、答弁終わろうと言ったんですけども、先ほどね。町長の質問をもらう前に。町長がそういう考え方の中で、具体的にね。でも、私が思うのには、やはり今グラウンドに金を幾らかかけるのであれば、もうちょっとやっぱり総合的に計画を立てていただいて、要するに過疎の計画もある。その過疎計画については変わるということですか、変えられるということなんでね。それだったら、何年間の計画を立てて、あそこへ誘致できるようなものを考えてもいいんじゃないかなというように提案したいなと思います。それで、提案して私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 33 分 再開 14 時 39 分）

○議 長

再開します。

10番、廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の第6期介護保険の現状と課題の質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

第6期介護保険の現状と課題ということで、全てにわたってなかなか質問するということ

ではありませんので、特に4月からのこの第6期介護保険事業計画が始まりまして、9カ月目と、12月は9カ月目となりました。今回この期で報酬の改定で、事業所の運営、大変であるというふうに聞いていますけれども、4月から引き下げられた介護報酬について、介護事業所などでは四苦八苦してございます。県の社会保障推進協議会が、この4月から引き下げられた介護報酬について、介護事業所にアンケート調査を実施しました。

それによりますと、102件の事業所からの回答があり、介護報酬の改定で事業所の収入が減ったと答えたところが75パーセントもありました。減収幅は、平均10.7パーセント、中には40パーセント減少と、そういう回答もあったということでもあります。

この事業所の中で、特に小規模通所介護の事業所、いわゆるデイサービスの事業所でありましてけれども、この事業所は影響が大きく、大きく減少した事業所が81パーセントであります。平均で14.1パーセント減収、このようになっています。また、この小規模の事業所の中には、介護事業所としての中止の検討も行っておるということが3カ所ございました。これは集計したのは、9月過ぎではありますから、4カ月ぐらい、5カ月ぐらいの経過の中でのアンケート調査であります。

こうした大変な小規模作業所の実態について、町として把握をされているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま介護報酬改定による事業所の運営についてのご質問をいただきました。

4月の介護サービス利用分の給付は6月となり、介護報酬改定後の支給が12月で半年となることから、来週介護保険サービス提供事業者連絡会を開催し、介護報酬改定による影響等について、情報交換、意見交換する予定となっております。

現在、幾つかの事業所の方から、現時点ではどの程度の影響があるのか、全体像がつかみ切れていないとの話も聞いております。改定により、報酬は減額になったのですが、処遇改善加算等で給付が増額になっているためでございます。

当町では、昨年度23億7,700万円であった介護保険給付費が、今年度見込み額は24億59万円となっており、約1パーセントの増額となっております。そのうち、通所介護につきましては、昨年度2億6,605万円であった給付費が、今年度見込み額2億9,133万円と、9.5パーセントの増額となっております。こちらは利用者の増加によるものでございます。

なお、当町では、介護報酬改定の影響ではございませんが、廃止された通所介護事業所は1カ所、また新たに開始された事業所が1カ所となっております。これが現状、実態でございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

今、町長から答弁がございました。金額的には通所介護、いわゆるデイサービスでは、昨年度比で1パーセント増の見込みであるというふうなこと。それから、利用者もふえておる

というふうなことであります。廃止が1カ所、それから1カ所また白浜町内で始まったというふうなことであります。

ある町内の小規模事業所の話であります。3月までの1カ月の延べ利用人員が約270人の利用の事業収入であります。270人が利用して、100万円の収入がありましたと。しかし、この4月からの改定で、延べ利用人員が約320人で同じ、仮にですよ。320人ふえて100万円という、こういうことになってございます。50人の利用を呼び込むことが必要であるというふうなことであります。

だから、かなり無理をされてやっぱり生活事業所の運営ができていけないという様子がかい間見てとれるのではないかなというふうなことでありますし、働く人の労働の過重さが重なって、やっぱり小規模事業所としての運営、デイサービスの運営というのは、やっぱり人数が少ない、19人未満ですから、家庭的な雰囲気ですでにどんどん事業をしていく。そこへ向いて利用者が来て、大規模でどんどん流れていく大人数が利用するのではなくて、利用者と職員が、あるいはまた家族が人間的な関係を保ちながら、デイサービスを楽しんでいる。こういうふうなことが行われておったわけでありまして。もちろん、今も行われておるんですけども、やはりそういう家庭的な雰囲気、これは10年ほど前に介護保険が改定になってちょうど白浜町が近畿一高い保険料やというふうに言われてある時分だと思えるんですけど、こうした時分に大きな事業所よりも小規模のよさがある家庭的な家族的な雰囲気で利用者を満足させていく利用者の介護をしていく。こういうことでもございました。これは、国がそういう方向でもって、今までの大きな事業所ではない新しい利用者に歓迎される、そういうふうなことを目指して10年ほど前に改定の中で小規模NPOでも立ち上げられるよということで奨励してきたわけでありまして。

こういった国の指導のもとにやってきたわけでありましてけれども、3年ごとの改定で、右往左往させられてきて、ここにきてこの事業所だけの努力、責任だけに任すのではなく、継続できるように守っていただきたい。こういうふうにも思うわけでありましてけれども、どういうふうにも思われますか。

○議長 長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

平成28年4月からは、19人未満の小規模な通所介護事業者は、地域密着型通所介護事業所となり、指定監督権限が市町村に移譲されることとなっております。現在の通所介護の利用者は、年々増加の傾向にあります。それに対応する人員の確保も課題となっております。今後は、これまで以上に事業所と関係を密にし、情報共有に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 長

10番 廣畑君 (登壇)

○10番

地域密着型に移行していくということでありまして。市町村の管理といいますか、監査といいますか、そういったことでもありますけれども、今までこの小規模事業所で、例えば田辺市、上富田町から通所されておる、そういう方が、今度のこの改定で、白浜町内だけ小規模としてやっていこうと思うたら、白浜町内だけの方に限りますよというふうな、新たに介護のサ

ービスを受けた人はそういうふうになるということでもありますけれども、その中でいろんな加算がありというふうなことでやっていけというというふうなことでありますが、やっぱりなかなか人を集めようと思うたら無理が、なかなか難しい面があります。面積要件もあります。1人3平米ですか。3平米で掛ける何人というそういう面積もクリアせんなんし、それから時間にしても、これは今までのこの通所で過ごせる時間の問題、時間が何時間であるとか、同じ方向へ行っても、Aさんは違う時間、Bさんは違う時間、あるいは病気のとときに1人だけ迎えにきて、次また迎えにいかんなん。あるいは、家族の方が連れてこられても、過ごす時間が違うから、カウントする請求する細かいそういう事務、雑務ですね。そういったなかなか中へ微に入り細に入り、詳しく判断をして請求をしていかんなんというふうな問題もあります。そういうふうなことの中で、大変事業所が困っておる状況があります。

例えば、パートで、介護の人材についても、パートで雇わんなんとか、それから半日の勤務であるとか、細かいところで私もお聞きする別な事業所では、もう小規模ではやっていけんから、普通規模になって、そういういろんなもう加算も考えたけれども、普通規模でやっていくんやというふうなそういう事業所もありました。

やっぱり、家庭的な雰囲気ではんまにこの介護をされる利用される方が楽しみにして通所ができる、小規模で通所ができる、そういう言葉かけとか、私の家族も利用しておるわけなんですけれども、最初、行きたくない、行きたくないばかりでしたけれども、やはり1週間行きますと、そういう会話であるとか、周りの人の様子であるとか、そうしたことが家へ帰ってきて話題になりますし、なかなか小規模の事業所というのは、言うたら忘れ去られん、利用者として介護者に忘れ去られないというか、覚えておいていつも対応してもらえる、そういう身近な介護者との関係がある。やっぱり、これ大事やというふうに思います。

こうしたこの小規模通所サービスですね。事業、事業所、町民にとっても、大切な場所である、財産であるというふうに私は思うわけでもありますけれども、ここで町長の考えをお聞きしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま民生課長も申しあげましたけれども、平成28年4月から小規模な通所介護は地域密着型サービスというふうなことに移行されるということになっております。

町といたしましても、事業所との関係が密となる地域密着型という利点を生かしながらかきめ細かな介護サービスが提供できるように努めてまいりたいと考えております。

小規模通所サービスにつきましても、現在今5つの事業所があると聞いてございますけれども、この28年4月からは全て地域密着型通所介護事業所へと移行するというところでございます。

いずれにしましても、これはもう国の指針、方針にも出ておりますけれども、今後は地域包括ケアシステム、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される、こういった地域の包括ケアシステムの構築を実現していくというふうな方針が示されておりますので、その中で介護につきましては、在宅系サービスと、あるいは施設の居住系サービスもございまして、やはり地域に応じた白浜町に合った中で事業所の中で、我々はできる限りの支援をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

今も町長言われたけれども、やっぱり国の制度というのか、それはほんまに大きいとは思っています。しかし、やっぱり町独自のやり方も考えていけんかなというふうなことも思うわけです。職員が、とにかく忙しくなってくるということと、職員の確保が、介護職員の、これは全国的にそうですけれども、確保がなかなか難しいというふうなことと、それから今どの職業もそうだと思うんですけれども、やっぱり正規化というのがなかなか難しい状況が社会にあると思います。そういう中で、介護の職員にやっぱり介護職として頑張ろうといういろいろ話を、事業所の方と話を聞くんですけれども、なかなかよっしゃと頑張っていけるような人が、やっぱり待遇の面でなかなか見つからないというのが実態、このように聞いています。

また、例えば、高齢者になると籍を事業所においておきながら入院をしたりして、いつ帰ってくるかわからん。だから、その人の分をあけてかんなん。やっぱり、長期的な入院になると、その人がいつ帰ってくるかわからん。期間がわかっておったら、その間に入れることができるということなんですけれども、その間あけておかんなん。いつ来るかわからんから、もう人入れんと、入院から戻ってくるかわからんからというふうなこともありますのでね。やっぱり、猫の目のように変わっていく、ころころ変わるようなそういうシステムではあかんの違うのかなと。いずれ私どもも65歳になっていけば、1号被保険者になってきますし、皆さん方もそうだと思いますし、そうした介護について、ほんまにこの中心に高齢者の問題というのは、社会保障をどういうふうにしていくかというのは、大きな課題だと思います。特に、小規模通所事業所について、お考えを聞いたわけなんですけれども、12月に全てわかってくるというふうなことでありますけれども、来年の4月からということになると、もう三月ですし、対応、きめ細かな利用者にとって、あるいはまた介護者にとって、やっぱりプラスになるようなそういったことで、町としてできることを取り組んでいただきたいというふうに思います。

再度、町長のお考えを聞いて、この事業所についての質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この介護に関する課題というのは、まだまだたくさんございますけれども、やはり今後白浜町といたしましても、この高齢者の増加が見込まれることから、当然この地域包括ケアシステムということも視野に入れながら、その中でどのようなサービスができるのか、今現在どのような課題があるのかということで、たくさんの課題がございますけれども、職員の確保ですとか、あるいは入所者の方への配慮ですとか、いろんな側面から今後、各市町村がやはり中心になって、国とそしてまた県のお力添えをいただきながら、地域の自主性、主体性に基づいて、地域の特性を生かした介護に対するケアシステムを構築していきたいというふうに思っております。これは、もう民生課だけではできませんので、当然各課も連携しながら、それぞれの地域のそしてまた社協さんとか、いろんな団体とも関係機関とも連携をとり

ながら、町として最大限の支援を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、もう1つの大きな介護のことで質問いたします。

介護予防日常生活支援総合事業、このことについてお尋ねをいたします。

今回の改定、要支援者の訪問介護、通所介護、これを保険給付から外して、市町村が実施する地域支援事業に移して、いわゆる新総合事業として実施することとしています。また、その中で、全高齢者を対象とした介護予防の啓発等を行う一般介護予防事業と要支援者や旧2次予防対象者にさまざまなサービスを提供する介護予防生活支援サービス事業、これに再編すること、このようになっていきますけれども、どのように違うのか、どのようにこの事業について行うのかお尋ねいたします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

現在、要支援の方が介護サービスを利用される場合には、体調が悪化しないよう自立支援に向けた介護予防プランを地域包括支援センターが作成し、それに基づくサービスが提供されております。新しい総合事業では、介護予防生活支援サービス事業として、現行の訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、多様なサービスとして訪問型の緩和した基準によるサービスとか、住民主体による支援サービス、短期集中予防サービス、移動支援サービスがあり、また通所型でも緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス、短期集中予防サービス等がございます。そして、また一般介護予防事業としましては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業となっております。

この新しい介護予防日常生活支援総合事業では、要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限に生かしつつ、多様なサービスを提供するものと、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施していくこととなっております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

いろんな専門用語がいろいろ飛び出てくるので、なかなかわかりにくいというふうにも思うわけでありまして。この冊子も読ませてもらいますけれども、やっぱりそうしたことを見ながらお聞きしたりすることのほうがええかなというふうにも思うわけでありまして、いろんな事業があると思いますし、今までやってきている、例えば保険外の事業で地域デイ、例えば社協が各地域でボランティアさんなどに指導されながら、月1回集まって食事やとかお茶、話をしたりというふうな事業があると思うんですけれども、そうした事業について、いきいきサロンですか。いきいきサロン事業なども、この総合事業の中に入ってきたりするのは思うんですけれども、今さまざまな事業の中身を言われたんですけれども、例えばこのようなことがないでしょうか。専門的サービスを、最初、この介護の相談に来まして、それで

介護保険を利用したいんだという中で、今は書いていただいて、問診があつて、チェックリストがあつて、そのチェックリストであなたは介護の一遍申請してみますかというふうなことで、介護保険を申請していく。介護保険を申請せん人は、また別な方向で地域へ回っていくというふうなことで、そういうふうなことの中で振り分けの中で、一定期間介護の専門的なサービスをもらいながら一定期間過ぎまして、それでボランティアによる多様なサービスに転換をしていく。そしてまた、新規の人は多様なサービスに、また要介護認定を受けさせないとか、こんなことはないと思うんですけども、要介護認定がふえんようにそこで窓口で操作をしていくというのか。というのは、やはり15年間介護保険が来て、大体介護保険の事業が始まりまして、大体15年間、大体要支援から要介護の大体の人数というのは、確保されてきたというのか、このグラフを見ますと、大体の要介護の人数、あるいは要支援の人数がそんなに変わってないと。例えば、要支援1は、この数年間を見ても、平成24年は263人、それから今27年は254人、見通しとして平成37年というたら大体10年後ですか。10年後ですね。10年後は266人。それから、要介護5に至っても、161人。平成24年度。それから、平成37年が、これ減ってあるので、148人と、こういう見通しを持って大体のそれぞれの介護度に応じての人数というのは、大体決まっておる。そういう中で、さっきも言いましたけれども、猫の目のように大体同じような数字で、介護度が、あるいは要支援の人数が移行するような形でサービスを削ってきているというのか、そういうふうなことが今までにあったように思いますし、この予測の表を見ても、そういう余りこの事業費がかからんように、要らんようにしてあるん違うかなというふうに、町が出してあるこの見込みの表ですね。これからも推測されるわけですし、国はそういうことで抑えてきておるといふのは、これは実態やと思うんです。

そうしたことについて、見通していくというのか、そういうふうなことでありますけれども、そうした振り分けていく、もう介護保険を受けさせないようにしていくというふうなこと、サービスを申請して、窓口の担当者が要支援相当と判断して、基本チェックリストに答えさせて、新総合サービス事業のサービスを割り振る。また、新総合事業の適用となった人に、1人で買い物に行けるようになると、目標課題を持たされ、目標達成や状態の改善とみなされると、単価の安いサービスに転換やとか、修了、卒業というんですか。もう、サービス終わったでと切り捨てていく、卒業させていくというふうなことをしていくというのかな。そういうふうなことについて、行政から求められていくと。そういうふうなことがあるのかなと思います。

例えば、先行してこうした新総合事業、これは実施しているある市は、これは人口約4万5,000人の市です。大体、白浜町の倍ぐらいの市ですけども、高齢化率は33.3パーセント。高齢化率はよう似てあるかなというふうにも思うわけですが、通所型予防サービスで8町が合併したので、市内8カ所ですと、この新総合事業。運営については、NPOであるとか、社協であるとか、介護事業所などがしておるんですけども、この利用者が52名。こんな大きな白浜町の倍の規模で52名の利用者であります。要支援は1と2で3名と。延べ参加者が8カ所で1,111名、年間520回の開催というふうなことであります。そこでは、趣味やとか、会話、創作活動、それから事業所の特性を生かした活動、これを行っておるわけなんですけれども、開催は週1、2回、スタッフは1、2名。ボランティアの特性を生かした活動を行ってはおるんですけども、ケアマネージャー、ケアマネジ

メントは地域包括センターが実施をしておると。地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所やと、そういうふう位置づけているようです。それから、料金、利用料は、軽食を含めて3000円で、送迎は1000円とか、場所によって市内8カ所の場所によっていろいろ違います。それから、Bは入浴と昼の食事代で2,000円とか、こういった活動をやっておる。そういう中で、市では1人当たりの運営費で8,000円の水道光熱費を補助しておるといふふうなことであります。

それから、生活支援サービスとしまして、配食と安否確認、市内4カ所でこの生活支援サービスを実施しておると。事業者が参入しているサービス利用者は27人、延べ利用回数1,361回。弁当の事業者が配食の際に、利用者に声をかけるというふうなこと、それから弁当業者はボランティアNPOが参入して、この事業に参入していると。食事代は1食1回420円から430円。週3回までの600円を補助しておると。1食当たり200円の補助であるというふうなことでありますが、こういった細かいことを実施しておりますけれども、この白浜町の倍の事業所で、これだけの人数しか利用してないわけでありまして。言うたら、もっとできんなんようなことができてない状況ですね。

こういったことについて、どのように、先行してあるところから学ぶべきものは多いと思ふんですけれども、そういった点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外 (民生課長)

現在、現場レベルではありますが、地域包括ケア研究会というものを昨年度より立ち上げまして、新しい総合事業だけでなく、認知症施策、医療介護連携、生活支援体制整備など、各事業に担当を割り当てて、移行に向けた課題整理や進捗状況の報告の会議を月に1回程度実施しております。

新しい総合事業に関しましては、事業内容や実施方法等を整理し、既存サービスや地域資源等の有効活用など、体制整備を図るための検討を行っているところでございます。また、在宅介護支援事業に対し、予防利用状況等のアンケート調査を実施しております集計結果を分析し、地域ケア会議で報告し、課題についての検討をこれから深めていく予定でございます。また、先月開催されました介護保険事業計画等作成委員会におきましても、移行に関して、さまざまご協議をいただけるようお願いしたところでございます。

今後も、近隣市町との情報交換をしながら、事業の円滑な開始、移行に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君 (登壇)

○10 番

先ほども言いましたけれども、事業の中身について大変専門的で細かい。細かいのはええとは思ふんですけれども、ただ、今、介護保険の保険料を支払って介護を受ける立場になっていく私たちなんですけれども、こういった事業、こういった多くの人に介護度はつかないけれども、介護度がついてない人にももちろんこういった総合事業が開かれてやっていくわけなんです、わかりやすいようなことであってほしいなというふうにも思いますし、このボランティアも恐らくこの総合事業について動員されていくというふうなことになると思ふ

んですけれども、このボランティアさんというのは、なかなか今も社協に登録されておるボランティアの方、多くの方がおられますけれども、やはり1年たち、5年たちしていきますと、なかなか活動が引いていくというふうな実態があるというふうに聞いてございます。

なおかつやっぱり、こうした介護の事業についてかかわっていくボランティアというのは、なかなか少ないように思いますし、そうしたボランティアの方々の善意をどのように活用していくかというふうなことがあるように思います。

そういった点、やはり注意をして取り組んでいっていただきたいなというふうに思うわけですが、例えば次です。サービスの利用者ですね。初期の認知症の方もおられるかもわかりません。総合事業ですよ。そうした中で、運営スタッフには医療や看護の専門家、そうした方がおればええわけなんですけれども、町内で何カ所のそういう総合事業ができる事業所、まだこれからだと思うんですけれども、水上議員の9月の質問の中でも、答弁はこれからやというふうなことであったと思うんですが、こうした専門的なスタッフをどうしていくのかというふうなことについての問題、それからボランティアの方に専門家の代替やとか、あるいは公的保険サービスの代替、こうしたことを求めていくこと自体が誤り違うのかなというふうに思います。そういった点について、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ボランティアの方につきましては、この新しい事業の中では、住民ボランティア等で行う見守りというような事業もございます。現在で要介護認定される、申請される方には、中には見守りだけでええよというような感じの方もございます。専門職でなくても、対応が可能な見守りサービスが提供できることで、今後安心していただける方もいらっしゃるかと思います。

新しい総合事業の多様なサービスの中では、専門職の代替というのではなく、あくまでも住民主体でできる範囲で支援するものを想定している事業もございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ボランティアさんには見守りをお願いしたいんだというふうなこととか、専門職代替するのではないんだというふうなことでありますけれども、例えば1カ所へ集会所を借りて、そこでいろんなことをする、デイサービスと同じようなことをするというふうなことの中で、そこへボランティアさんが行くというふうなことに、ボランティアさんだけでその事業を進めていくというふうなことになると、そうした運営では支援の限界、見守り程度はわかるんです。ボランティアでなくとも、地域の周りの人が見守りをするというふうなことがあるんですけれども、そうした事業を運営していくということになると、支援の限界があるなというふうに思います。

例えば、その事業所なり集会所での施設内での骨折とか転倒に対する責任の範囲ですね。というふうなこととかで、責任の範囲が明確でないように思いますし、高齢者の安全はどのように確保されてあるのかとか、先ほども料金を言いましたけれども、受け入れの利用料金であるとか、そういったことがあると思います。

そういう事業を、任意団体とかNPOをお願いする、委託をしていくというふうな方法もあると思うんですけども、それにしてもそういったことについて、どのように考えているか。今の答弁の中では、まだこれからだというふうには思うんですけども、しかし来年4月から一定の形をつくっていくというふうなことがなければ、次の29年度に入っていけないように思うんです。そういった実際に、いわゆる白浜町としてのモデル、この総合事業としてのモデル事業、こういう点について、今、こういうところがあるんやよ、これをこういうふうに膨らましていくんやというふうなことがないんでしょうか。ぜひ、なかったらもう早くつくらなあかんように思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

新しい事業の中で、包括的支援事業というものがございまして、その中で生活支援サービスの体制整備というものがございまして、その中で、コーディネーターの配置というものがございまして、現在地域包括ケア研究会、役場の職員で構成しているんですけども、その中でもこのコーディネーターについての配置とか、誰がこの担い手になっていくのかとかいうことの検討を現在行っているところでございまして。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ぜひ、そういったことを早くしていただきたいなというふうに思いますし、町内で30カ所ほどですか。皆、月1回寄って、デイサロン、やられておるといふようなことがありますし、そういったものを強化していくのであれば、そういうひな形もつくってどんどんしていかなんだら、もうあかんの違うんかなというふうに思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思いますし、最後に、この事業所で、それぞれの事業所で、ある事業所では要支援1、2の方が5人来られてあると。こうした方が今後の方向、どのようになっていくのか丸っきりわからんわけです。だから、もっと広報をして、こういう方向であるんだというふうなことを、こうするんだというふうなこともまずあるべきだと思うんですけども、方向について、私らどんなになっていくんだ、この4月からなっていくんだ。時間にしても、利用料にしても、あるいはもう今ここへこの事業所へ来られるのか、来られるのかというふうなことも含めて、やっぱり示していただきたいなと。心配しておるので、こうした新しい総合事業についても、啓発をどんどん、どんどんすると言ってもまだなかなか固まってないと思うんですけども、そういった点をもっと事例をいろいろ作りながら、ぜひいただきたいなというふうに思います。最後に、そういう点、答弁をお願いします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町としましても、新しい枠組みの中で、給付の効率化や適正化を図りながら、現在、通所介護や訪問介護を利用されている方で、継続して支援が必要な方につきましては、継続してご利用していただけるよう、サービス事業提供の事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、利用の方々には、介護保険サービス提供事業者担当居宅介護支援専門員からも情報提供ができるように、今後も町や近隣市町の情報を共有しながら円滑な移行に向けての広報啓発等を充実してまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ぜひ、啓発も介護の関係者で事例もつくりながら、啓発に努めていただきたいということを思います。

介護保険についての現状と課題については、これで終わります。

○議 長

それでは以上で、1点目の第6期介護保険の現状と課題の質問は終わりました。

次に、2点目の事故や災害時の対応についての質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。町と地域住民との連携をどう図るかに
ついて、お尋ねをします。

災害時、避難場所での職員配置と現場の認識について、いかがでしょうかというふうな
ことであります。

以前、台風時の一時避難場所を訪ねて何回か行ったことがあるんですけども、そのとき
に担当職員の方はおられるんですが、避難してある方との関係がうまくいってない、そのよ
うに思うわけであります。何かこうじっくりいかんというのか、変に隔絶されてあるとい
うのか、そういうふうなことがあります。

以前は、各地区の職員が割り振られておったわけなんですけれども、地元の職員が採用さ
れておったので、地域のことも事情をのみ込めていたように思うんですけども、昨今の職
員採用では、地元住民が町職員として採用が少なく、町外から採用された職員が多いと。そ
ういう中で、町内の事情、あるいはこの自分が配置されてある地域の事情がすぐにはわから
ない。そういう様子であります。担当地区に配置された職員が、地域のほとんどのことを知
れとは、そういうふうなことは思いませんが、適当なことは知っていてほしいなとい
うふうに思うわけです。住民とのコミュニケーションが図られる、そういうことをすること
によって、コミュニケーションが図られるというふうに思います。

災害時、町内会や地域のこと、住民とのコミュニケーションや連携をどのように図って、
避難場所の運営をしていくのか。このことについてお尋ねをします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま廣畑議員から、避難所の運営についての質問をいただきました。

現在、白浜町では小中学校や公民館など21の施設を町が開設する避難所として指定し、
避難所の運営についてはそれぞれ避難所ごとに担当部署を定めて対応してございます。

避難所の運営に係る職員の研修としましては、平成25年度に全職員を対象とした災害対

応研修を実施し、白浜町避難所運営マニュアル、こういったものについても説明を行ったところでございます。また、毎年4月には、新規採用職員を対象に、災害対応研修と同時に、同様の内容で研修を行ってございます。

これらの研修において、避難所の運営に当たっては、地元自治会や自主防災組織との連携を密にさせていただき、すべきであるとの説明を行っているところではございますが、職員も交代しながら配置されるということでもありますので、議員がお訪ねされた際に、至らなかったと感じられた部分もあるのかもしれませんが、今後とも、職員のスキルアップを図るため、研修を努めていくというのが第一かと思っております。

地域のことを知って、住民とのコミュニケーションを円滑に行うことにつきましては、当然おっしゃられているとおりでございまして、避難所運営の事例に限らず、町職員として大切なことでもあります。ふだんから住民と顔の見える関係を築いて、その積み重ねが災害時においても生かせるような考え方で、職員一人一人が平時から心がけていかなければならないと考えてございます。

確かに、過去の時代においては、地域から職員が何人かいたという状況があつて、大体災害時とかそういうときには、そこ出身の職員がいろんな形で、公民館活動なんかでも通した中で、経験のある職員を配置しておりましたが、現在はもうそういう形はないので、新たな職員が町外から採用された際にも配置しますので、そういうところで、少しコミュニケーションがうまくいってない部分もあるのかなと思いますけれども、その辺はちょっと若い職員であればご勘弁いただきたいところもあるんですけれども、やっぱりだんだん慣れていくうちに、それぞれの地域の方々と顔見知りになって運営をしていただくというようなことについては、心がけていくようにしたいと思います。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

これは、私だけではなしにそういった思いは、私らよりもっと高齢の元職員なども、最近こうやなというふうな話も聞きますので、ぜひそういった点、なかなかほんまに知らん土地に行つて、そこで対応するというのはなかなか難しいように思いますけれども、やはり職員しかおりませんので、何とか頑張つていただきたいなど、コミュニケーションを図っていただきたいなど。しゃべつていくというのか、そういうことが大事やなというふうに思いますので、そういう研修をやられておるといふことですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、水道配水池の耐震化についてはどうでしょうかということでもあります。上水道配水池の耐震についてお尋ねをします。

今後、襲来されるとする地震、津波に対して、配水池近くの住民は心配をしております。自分たちの集落がどのようになるのか、貯水タンクがどのように耐震されているのかなど、今議会でも説明があるようですけれども、そういったことも該当の住民の方から疑問に思われておりますので、大まかな説明でも結構ですので、かいつまんで、例えばこのタンク、土に隠れておるから、外から、昔のタンクは山の中につくつて土に隠れておると。亀裂が外から見えんし、行つても見えんし、大分昔になるので、いつ地震で割れて水が一気に流れてきてというそういう心配をしております。そういったことについてお答えいただきたいとい

うふうに思います。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

廣畑議員より、上水道配水池の耐震化についてのご質問をいただきました。

近い将来、南海トラフを震源とする地震、津波の発生が危惧される中、このような災害が発生した際に、水道施設の安全性の確保や住民の皆様への給水の確保、さらには被災した場合でも、速やかに復旧できる体制の確保等が必要とされています。

さきにご質問がございました、現在の白浜町における配水池につきましては、白浜地域で16施設、日置川地域で2施設、合計18施設ございます。これらの施設につきましては、昭和40年代に建設されたものが多く、その施設は経年劣化や耐震性を有していないものもあり、機能改善の必要性が生じています。

今ご質問のありました各18施設、それぞれ配水池であるんですけれども、それぞれ場所によってその構造が違っております。基本は、コンクリートでできている構造物で、耐用年数にしても約50年ございます。その中でも、その配置の仕方なんですけれども、今、議員がおっしゃられましたように、実際、地中の中に埋まっているもの、また外にそのままあるもの、それぞれ場所によって異なるんです。

あと、地震に関してなんですけれども、東北の東日本大震災があったときの配水池の被害状況というのちょっと調べたんですけれども、基本、配水池につきましては、コンクリートでできているというところで、地震があっても、ほぼひびが入ったぐらいで、全てが壊れて、そこから全ての水が流れ出たということはなかったというような状況も伺っています。

ただ、今後は地震に強い水道を目指して、これまで以上に水道施設の耐震化の取り組みを行っていく必要がございます。ただ、水道施設の耐震化につきましては、多額の費用が必要となり、水道利用者の方々のご理解を賜り、水道施設、管路の耐震化の促進に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

実際の東日本大震災では、ひびが入ったというふうなことで、割れて流れてきたよというふうなことはなかったということでありました。

耐震化については、今も答弁にありましたけれども、ほんまに年次的に、この町内18カ所、もちろんタンクだけではないとは思いますが、年次的に、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますし、該当の地域住民にも、ほんまにようよう説明をして、理解を求めていくというふうなことが必要であると思います。

そういうことで、再度、課長の答弁を求めますが、そうした地域住民への啓発について、いかがでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

今、廣畑議員おっしゃられましたように、地区の方からも配水池に関するお話を私の方で伺っております。機会を設けて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、次に移ります。AEDの活用について、ちょうど1年ほど前、12月議会であったと思うんですけども、町内の学校やとか公共施設、それから旅館、あるいは民間、官民で101基のAEDが町内に設置されておるといふうなことがありました。お聞きしました。それで、例えばそのAED、応急手当等の講習会も実施して、保守点検もしているといふうなことであります。

私は、前に夜間のこの対応等でコンビニ等への設置協力、それから町民の行事等での貸し出し、このことについてお尋ねしましたがけれども、そのときの答弁では、町長は必要性はご自身の体験から踏まえて理解できるといふうなこと、答弁をいただいておりますけれども、やっぱりコンビニというのは24時間あいておるといふことでありますので、白浜町で1カ所のコンビニエンスストアがその店主が必要やと思うて置いていただいておりますけれども、そうしたコンビニにお願いをしにいくとか、再度になりますけれども、また一定の補助金を出すと、そういうふうにして、そういったことを提供するように進めていくように、前向いて進んでいくようになるのやろうかということが1つです。

そして、もう1つは、屋外への設置ですね。今、公共施設の屋内にはありますけれども、夜間とか、その例は以前、高校球児の練習中の死亡事故で言いましたけれども、屋外への設置、屋外に設置しておればよかった。あるいは、鍵が閉めてなかったらよかったといふうなことでありますけれども、そうした屋外への設置について、どうでしょうか。その後のこの啓発とか、お願いといふうなこと、それから屋外への設置について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員からAEDの活用に関するご質問をいただきました。

この件につきましては、昨年12月議会でもご質問いただきまして、各担当課から町の施設の整備状況等についてご説明申し上げたところでございます。

議員ご存じのように、心疾患による死亡率は増加傾向にありまして、がんにつき、死因の第2位を占めるような状況となっております。心肺停止の方が救命に当たっては、心肺蘇生開始までに1分おくれるごとに、生存率が約10パーセント低下するといふように言われており、心肺停止してから数分間における迅速な措置が重要でございます。これのためのAEDは、有効な機器であるといふうに考えてございます。

町のほうでは、公共施設におきまして、大体全ての公共施設に整備していくということで、計画的に進めてはいるんですが、いまだ設置が全てにおいて及んでいないのが現状でございます。これが計画性をもってやっていかなければならないと、このように思っておりますが、AEDにも寿命といいますか、ある程度の期間がございますので、既に更新時期も迎え

てくるようなAEDもございますので、一旦整備して何十年というような形でAEDが機能すればいいんですけども、なかなかそうもいかないということと、AED自身もある程度値段が張るものですから、なかなか整備が進めていないと。一挙に全て整備するという状況は至っていないというのが現状でございます。

議員から、昨年のおきには101カ所ということで、現在もいろんなホテルさんやいろんな施設を見渡しますと、過去よりはふえておるといふ状況は確認できるんですが、手元には今現在幾つというのはちょっと押さえてございません。以前でありましたら、設置箇所も少ないことから、各イベント等については、消防本部の備えつけのAEDを借りて携帯するということがございましたけれども、だんだんAEDの普及が進んだこともありまして、現在では大きなイベント等であれば、イベントを主催する者がレンタルでリースというんですかね。そういうもので借りて、配備している部分もありますし、町が主催するような部分については、施設から借り入れて持って行っている、配備しているというような状況もございます。

また、議員からございました24時間のコンビニエンスストアへの設置、これにつきましては以前もご質問いただいて、アプローチしてはどうかということでございます。これは、民間企業さんであるので、民間企業さんの自助の努力によって整備していただいたのが現状でございます。我々も有効であるといふのは十分承知しておりますけれども、やはり町からお願い申し上げるといふことになれば、当然一定の何らかの費用負担も考えなくてはならないでしょうし、一旦設置して、先ほど言いました公共施設もなかなかままならないといふのが、1つはAED自体の値段もありますけれども、定期的なメンテナンスが必要になってきますので、そうした部分も事業者さんの負担になってくるというようなことから、なかなかお声かけも進んでいないといふのが現状でございます。

そして、学校で鍵が閉まっていてAEDが使えなかったというそうした事例も昨年いただきました。公共施設の中でAEDを整備しておっても、外へ持っていくといふのは、鍵があいてればできるんですけども、鍵があいていない時間外とか、休館のときとか、そういうときには当然中に入れておけばそれが使えないという状況が現在でも続いてございます。それをもう外へ整備するといふことになれば、当然風雨の関係もありますし、いたずら対策といひますか、そういう部分もありますので、ここはまだ公共施設へ整備できてない状況において、次のステップの段階の検討課題かなと思っております。

議員さんのご指摘の部分は、重々効果的な部分があるといふのは承知しておるんですけども、そこまで手が及んでいないといひますか、スピード感がないと叱られたら、もうそれまでなんですけれども、なかなかそこまで及んでいないのが現状でございます。

○議長

10番 廣畑君（登壇）

○10番

次の課題だといふふうなことでありますけれども、やっぱり事が起こってからでは遅いといふように思います。なかなか難しい点といふのはようわかるんですけど、例えばいろんな条件を想定して、外へこの1基はつけてみるとかといふふうなこともできるん違うかなといふふうなことも今思うわけでありまして。ぜひ、そういうことも頭の中に入れて取り組んでいただきたいなといふふうに思います。

それから、イベントのときに、そのしっかりしたイベントであればええんですけれども、例えば20人ぐらいでちょっと山へ行こうかというふうな、前にも言うたと思うんですけれども、そうしたときに、やっぱり町が貸し出していくというのか、これは教育委員会の社会教育のほうのことにもなるのかなと思うんですけれども、教育委員会には聞いてないので、質問の通告をしてないんですけれども、そうした小規模な自分らでの取り組みというのか、サークルでの取り組みについて、やっぱり携行していくように、そういったことも取り組んでいていただきたいな、やっぱり課題として考えていただきたいなど、すぐには無理でもそうしたものも考えていただきたいなというふうなことを思います。

事故や災害時の対応についてというふうなことについては、以上です。

これで終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 15 時 49 分 再開 15 時 59 分)

○議 長

再開します。

9番、西尾君の一般質問を許可します。9番、西尾君の一般質問は総括形式です。描けるか、白浜の将来像の質問を許可します。

9番 西尾君（登壇）

○9 番

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから質問させていただきます。

最後になりますけれども、皆さんには大変お疲れと思いますので、端的に短く質問をまとめていきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

さて、戦後70年の2015年も、あと数日で過ぎ去ろうとしております。ことしの政治ほど多岐にわたり揺れ動いたことはなかったと言われるほど、まことに国内外とも厳しい時代を迎えているように感じます。

我が町の政治環境も、依然として課題山積の状況が今なお続き、昨日からの同僚議員の質問からも、さまざまな問題が指摘されております。まさに、難題山積の状態でございますけれども、職員の皆様方の一層のご奮闘を願いたくお願い申し上げます。

今回の質問は、描けるか、白浜の将来像についてをテーマに、少し先を考えたまちづくりについて議論を深めたく、あえて将来という表現をさせていただきました。

既に、通告をさせていただいておりますが、1つとして日本の人口減少から見えてくる白浜町の観光のあり方とその影響と対策について。2つには、現在、作業中の地方創生による総合戦略やその財源見込みにつきまして。3つとして、平成29年度からの第2次白浜町長期基本構想の策定の考えについて。最後に、平成18年の合併からおよそ10年を経過する上で、合併時のまちづくり事業計画ほどの程度達成されたかなど、以上4項目について質問させていただきますので、ご答弁をお願い申し上げます。

さて、今回の質問を行うに当たり、今から10年前の平成17年12月20日、旧日置川町議会最終の一般質問の場で、当時、翌年の3月1日に合併を目前に控えての最後の質問者として登壇させていただいたときの質問の原稿を読み直し、改めて10年の時の流れを再認

識いたしました。その原稿の書き出しは、「本日12月20日は、今から1,282年前の西暦753年、中国は、唐の時代の高僧、鑑真和上が24人の弟子たちを伴い、盲いてなお12年の歳月をかけて、鹿児島県坊津市、秋目海岸に初めて上陸をした記念すべき日であります」となっております。そして、原稿のつづりは次のように流れております。「我が国の最初の行財政改革と言われた大化の改新による租庸調制度により、地方財政の確立と中央集権国家を成立させたと言われます。しかし、徴税に苦しみ、課税に耐えられなく、税を逃れる手段として僧侶や尼になるケースが続出し、やがて律令政治の根幹を揺るがすことになり、当時の朝廷は、この状態を放置すれば、日本は中から滅亡すると危惧し、鑑真和上の正しい戒律を日本の仏教界へ導入することで、朝廷の復興と民の勤労を促したそうであります。現代社会においても、連日の事件や事故、予期もしない出来事が起こるなど、今も昔もときのリーダーたちの悩みは尽きないのです。また、『一国は一人を以て興り、一人を以て亡ぶ』と言われますが、何事にも常に緊張感を持って、日々の課題に果敢に取り組む姿勢が大切と、私自身の反省も踏まえ、政治に携わる者の一人として考えさせられる昨今です」と、少し長くなりましたが、前段の内容でございました。懐かしい原稿に触れながらも、一昔前も今も時の流れに関係なく、共通する部分が随分あるものと改めて考えさせられた次第であります。

さて、町長、あなたが白浜町の首長に就任されたのが、平成24年5月。早いもので、あれから3年と数カ月の歳月が流れ、来年には4年の任期を迎えようとしています。また、さきの9月定例会では、次期町長選挙について、あなたは同僚議員の質問に対し、出馬の意向を表明されました。表明時期としてはいささか早い段階での態度表明だったように思いましたが、あなたの町政に対する意思表示の機会だったのでしょうか。しかし、まだまだ任期満了まで解決しなければならない行政課題が何点かあるのも現実です。まずは、一つ一つ丁寧に解決されんことを求めています。

振り返りますと、昨年の5月、空席の副町長を選任、議会の同意を得て、林一勝氏が着任をされました。そのことにより、差し当たり一応の行政の形が整ったのではと思います。以来、あなた自身が考える行政を副町長ともども今日まで努力をされてきたものと思いますが、経験の少ない中であって、大変ご苦勞をされてきたのではとご心痛を察いたします。

ただ、我々、特別職は任期が4年と定められています。この任期は長くもなく、短くもなく、さりとて与えられた4年の時間が町の振興発展に努力されてきたのかどうかなど、住民の皆様から問われる4年でもあります。政治は、常に「和を以て貴し」と言われるように、政治の対立は住民の対立を引き起こし、結果として地域がよりすさんでいくと言われます。したがって、政治に携わる者の宿命としては、きょうよりあすが少しでも暮らしやすくなるよう、日々努力を求められるものでございます。そのためには、行政と議会が常に緊張感と信頼を持った関係を維持構築することが住民の皆様方の負託に真摯に応えられる結果となるものと確信をしております。

それでは、本題に入ります。

さて、自由主義経済活動を支える上では、その根幹である人口の動態は必然的にも地域経済を左右するものと思われまます。特に、我が町は観光に特化した町として、日本経済の動向に大きく影響を受ける宿命を持った町でもあり、いよいよ総じて減少の傾向となった日本の人口問題には、他の市町村以上に強い関心を持たなければならないと考えます。我が国の人口は、平成17年、2005年、1億2,777万人に達しましたが、その後、次第に減少

に転じたとのこと。和歌山県では、19年連続の減少。その減少の幅も拡大傾向であります。

白浜町においても、合併当時より人口の減少が進み、依然として過疎化現象に歯どめがかかりません。理由の1つとして、死亡率が出生率を上回る傾向の自然動態。さらには、地方から都市部への若者の流出による社会動態。それらが主な原因とも言われておりますが、いずれにしても、地方での地域人口の減少を食いとめることができない。まさに、昭和、平成時代の中央集権の流れは、現状を反映していると言っても過言ではないと思います。

中でも、過疎地域での人口減は、医療や交通など生活機能の維持そのものが困難となり、強いては地域の活力が失われ、農地や森林の保全さえ不可能な時代となり、まさに全国的にも目を覆うばかりであります。我が町白浜町においても、定住人口の増加を具体的に図れるかどうか、至難の作業と考えます。

県においては、移住定住に向けて、幾つかの政策を掲げられております。田舎暮らしや空き家対策など、その効果のほどは図り知れませんが、県当局の一層のご尽力とご指導を願いたいものです。

また、国においても、地方創生の名の下、地方の活性化を推し図ろうと、まち・ひと・しごと創生法や地域再生法の2法案を軸に、地方自治体の一層の活性化を促しております。

ただ、白浜町は、先ほども申し上げましたように、観光に特化した町であり、将来にわたっても、観光産業の維持発展を目指し、これまで以上に観光客でにぎわう活力のある町をつくり出さなければなりません。したがって、日本の人口減は、まさに国内観光そのものが大きく変化をするものと予想される中、その影響を最小限にするためには、観光立町として周辺町村との連携強化を図りながらも、特色のある将来像も視野に入れなければならないと考えております。

そこで、お伺いをいたしますが、この日本の人口減少により、見えてくる観光のあり方やその影響を行政はどのように検証され、その対策をいかに講じていくのか、首長としてのご見解を示していただきたく思いますので、ご答弁を願います。

もちろん、以前から申し上げてまいりましたように、東アジアを中心とする交流人口の広がりや宿泊施設の経営などの安定化につながるのは、昨今の中国や韓国、台湾、タイの皆さんの訪日状況を見れば、よく理解されるところであります。幸いにも、我が町は、韓国果川市と姉妹提携を行っております。また、民間団体では、台湾宜蘭県礁溪郷温泉組合との間で、平成25年6月、姉妹温泉協定を交わし、太平洋を流れる黒潮の縁を合言葉に、温泉資源の研究やその活用、さらには人材の育成などに積極的に交流を図ろうと、台湾国外交部の皆さんの強烈なご支援もいただき、将来に向けてウインウインの関係構築に努力をいただいております。まさに、日本の隣国である韓国の5,000万人、台湾の2,400万人の皆さんと、グローバルな交流発展が、我が町白浜町、ひいては和歌山県全体の観光に大きく寄与するのではないかと思います。

しかし、どうでしょうか。町なかを見ても、来春には老舗の大型ホテルの閉鎖も発表されている中で、耐震補強による改修も予定されているホテルもあるやに聞いております。一挙に町の活気を醸し出すのは至難であり、このままでは全国の温泉観光地との競争にさえ、競り勝つことも難しいのではないかと心配する声も多く聞かれます。

したがって、観光地白浜が持つあらゆる魅力を結集し、まさに観光立町にふさわしい町を行政が責任を持ってつくり出さなければなりません。

今般の国主導の創生事業については、去る8月の議会全員協議会で、その取り組みについて担当課からご説明をいただきました。また、今議会におきましても、全員協議会で説明をいただきますが、これまでの経過を踏まえ、その後の進捗状況とそれら事業の財源見込みについて、今一度説明を求めるものであります。

また、人口減対策の基本理念を定める先ほどの2法案は、2020年までの5カ年の総合戦略とお聞きしております。ただ、行政的には、これまでのまちづくりの中長期の上位計画である白浜町第1次長期基本構想や、今後取り組むであろう第2次基本構想との整合性も必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

さて、国においては、第5次の国土総合開発法、現在の国土形成計画法に基づき、各省庁がそれぞれに計画を策定しております。加えて、計画法第9条に基づくところにより、近畿圏広域地方計画も策定をされております。もちろん、和歌山県におきましても、平成20年に基本構想が作成をされ、既に後期5カ年の構想計画の施策の実施段階でもあります。つまり、国、近畿圏、さらには県の上位計画との整合性についても、当然視野に入れた構想も問われる中で、我が町においても、合併後の平成19年に白浜町長期構想が樹立をされております。その後は、この構想のもと、年度計画をベースとして、関係機関との調整を図りながら、これまで事業の展開を図ってきたものと考えています。

このように、まちづくりの根幹は、10年スパンの構想を軸に、短期の実施計画の事業化を図ることから始めるのがわかりやすい手法と思います。つまり、町の将来像、すなわち町の進むべき方向性と目標が、具体的に明らかになることにより、首長も職員も我々議員も一丸となって目標達成のために歩むことが可能になるのではないのでしょうか。そのため、自治体に義務づけていた基本構想に関する法律は、1969年の自治法の改正により、自治法第2条第4項において、議会の議決を経て定めることの義務づけを行っていたのではないのでしょうか。

ところが、既にご承知のように、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、基本構想の法的な策定義務が撤廃をされ、策定及び議会の議決を経るかどうかが、それぞれの自治体の独自の判断に委ねられることになりました。つまり、町の将来像を幅広く住民や議会の議決を経ないで構想を策定することが、事実上可能になったわけであります。そのため、多くの自治体では、総合計画条例や議決に付すべき事件に関する条例、あるいは自治基本条例などの制定を図り、議会や住民に対して改正後も幅広い意見を集約させるための手段として、これまでどおり基本構想を議会の議決を経ることを規定しております。

このように、平成23年に構想の議会議決は廃止されましたが、今もなお、多くの自治体ではそれを補完する形として、創意工夫を凝らしているのが実情でございます。

時代とともに制度が変わり、自治の形にも変化が生じる昨今でございますが、開かれた行政をなお一層進める上では、時代に即した町の将来像を描き出すこと、またその計画をいち早く住民に指し示し、住民の多様な意見を引き出すことが何よりも求められてまいります。

第2次白浜町長期基本構想の策定は、重要課題と思っておりますが、これら課題に対してどのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

このような法律の流れは、恐らく過去に議論された地方分権が根底にあるものと推察するところであります。しかし、少なくとも第1次基本構想は、合併後10年間のまちづくりの

計画として、多岐にわたる諸課題の解決を図りながら、新町まちづくり計画とともに合併特例債などの活用を基本に取り組んできたものです。したがって、実施計画の段階においては、政治的にも、首長や議会の考えをその都度ローリング方式で実施されてきたものと思います。防災計画や都市計画、地域福祉計画や介護保険事業計画など、自治体みずから目指す将来像の目標を明らかに示し、特色のあるまちづくりの実現にそれぞれの施策の大綱とその概念や計画など、事業全体のガイドラインの議論を行い、その計画を基軸に行政運用されてきたものと思います。

したがって、従来から町の総合的かつ計画的な行政運用の指針を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきではと考えますが、いかがでしょうか。もし、ご所見があれば、ご答弁いただきたく思います。

合併後10年、特例債の恩恵を受け、インフラ整備などに重点的に予算配分を行ってきましたが、当初の計画どおり、新町まちづくり計画は消化をされてきたのかどうか。その計画の達成率はいかほどか。さらに、手つかずの諸課題の事業の解決の今後の見通しについて、もしご見解があれば、示されたく思います。

最後になりましたが、国は1975年に赤字国債を発行して以来、税収で歳出が賄えない状態が続き、国、地方あわせて借金残高が国内総生産の約2倍、1兆円に達したと言われております。町の財政も、平成28年から始まる合併算定替による特例措置がなくなり、交付税の減額が33年度に向けて5年間、およそ年1億円もの減額が続くとされております。その上、これまでの起債償還のピークが重なってくるものと予想されます。

少子高齢化が進む中、多様な要望が山積する悩ましき行政と思いますが、住民の思いを形に変えるには、しっかりとした健全な財政運用が不可欠だと思います。

諸先輩が今日まで築き上げてこられた白浜を将来にわたって責任をもって託せる町が描けることを期待申し上げます。地域にあっては安心を、観光にあってはもてなしの心を大切にすする白浜を目指して、限られた任期とは申せ、さらなるご尽力をいただくことを申し添え、質問を閉じます。ご清聴ありがとうございました。

○議 長

西尾君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま西尾議員より、白浜の将来像に対するご意見、ご質問をいただきました。

これまで、白浜創生を掲げ、さまざまな課題と向き合い、世界に誇れる観光リゾート白浜を実現すべく、全力で取り組んでまいりました。成果の出たもの、出なかったもの、さまざまありますが、一歩ずつ前へ進めていかなければならないと思っているところでございます。

まず、1点目の日本の人口減少から見えてくる観光のあり方やその影響と対策についてですが、議員のご質問にもございましたように、現在、日本の人口につきましては、2008年をピークに、今後は加速度的に人口減少が進むとされております。人口減少による消費経済力の低下は、日本の経済社会に対して、大きな重荷となってきます。

そうした中で、国においては、長期ビジョンを策定し、2060年に約1億人程度の人口を確保する目標を掲げ、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指しています。

これは、白浜町だけではなく、全国的に大きな課題であり、人口減少は避けて通れないものであると考えています。特に、観光地白浜にとっては、国内旅行者が減少するといったことも予想され、将来的に非常に大きな影響をもたらすものだと感じております。

国内向けの顧客満足度とリピート率を向上させることにより、国内のお客様を確保することはもちろんのことですが、やはり外国人旅行者、いわゆるインバウンドの誘客、誘致対策がこれからの白浜にとっては大きな柱の1つになってくると考えております。すなわち、全世界を市場にした取り組みを進めなければ、観光地としての発展はないと考えております。

中国や東南アジア向けのビザの発給要件の緩和などによりまして、昨今、とりわけ、ことしは日本を訪れた外国人旅行者が大幅にふえております。とりわけ、増加が著しいのは、東アジア、そして東南アジアからのお客様でございます。こういった東アジア、東南アジアからの訪日外国人客をどのように取り込むのか、新たな海外プロモーション活動や受け入れ体制の充実など、誘客につながる施策を積極的に進めなければならないと考えているところでございます。

先ほどご指摘ございましたように、来年2016年からは、大型ホテルの耐震改修が始まるというふうに聞いてございます。これにつきましても、大きな影響が出るものと考えてございます。町といたしましても、各大型施設、ホテル等へのできる限りのバックアップをしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の地方創生による総合戦略の取り組みについてのご質問ですが、議員もご存じのとおり、国におきましては、急速な少子高齢化が進む中で、地方人口の減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保するため、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、これに基づき、今後の地方創生の方向性を示した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略が作成されたところであります。

また、町におきましても、国が策定した長期ビジョンと総合戦略を勘案しながら、本年度より白浜版総合戦略プランの策定に取り組んでいるところであります。

現在の進捗状況でございますが、本年6月より、推進本部会議及び総合戦略協議会を立ち上げ、それぞれ3回の会議を開催し、白浜町の概況や現状、課題の整理を行い、基本目標や具体的な施策の取りまとめ、人口ビジョン等について協議をいただいたところであります。

国からは、今年度中にその策定が求められており、5年間の取り組むべき、5つの目標を示すとともに、各分野の目指す方向性などを取りまとめた町の方向性を示すプランとして策定を進めてまいりたいと思っております。

今月12月25日に、第4回の会議を開催し、総合戦略の素案をまとめる予定であり、来年1月には、その素案をもってパブリックコメントを実施し、最終2月には策定を予定しております。

また、財源見込みにつきましても、現在、国において平成28年度からの新たな交付金制度の創設に向けた取り組みが進められており、地方自治体の自主性、主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携を行う先駆的な取り組みが対象とも聞いておりますが、具体的な内容は現時点では示されておられません。来年1月には、一定の方向性が示される予定となっております。そういった状況を注視しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

ただ、事業化に当たっては、町の一般財源の持ち出しといったこともございますので、既存の事業や町の財政状況なども十分に踏まえながら行う必要があると考えております。

続きまして、3点目の第2次長期基本構想の策定の考え方についてのご質問でございますが、まず第1次長期総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して事務の処理を行うため、白浜町の各地域が持つ個性を伸ばし、かつ一体的なまちづくりを住民の参画と協働により取り組むといった趣旨によって、長期的な視点から新たなまちづくりの方向性を示すために、平成20年度からの計画として、第1次白浜町長期総合計画を策定したところであります。

しかし、議員からございましたように、平成23年8月に地方自治法の改正によりまして、議会議決を経た市町村の基本構想の策定義務が撤廃されました。それによりまして、策定の有無、構想の位置づけ等について、市町村が独自に判断できるようになったところであります。各分野において、必要な計画を策定し、その示すところにより、施策を進めておりますが、長期総合計画は地方自治体の全ての計画の基本となるものであり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画でもありますので、町といたしましても、新たな第2次長期総合計画の策定に向けた事務作業を進めてまいりたいと思っております。

また、法的な義務づけは撤廃されましたが、根拠条例を制定し、今までどおり議会の議決を得た上で策定していくのか、議会の議決は得ないが、首長の政策方針として策定していくのか、また根拠条例をつくらず、行政内部における方向性の確認のため策定していくのかといったことも、十分今後慎重に検討していく必要があると考えております。

最後に、新町まちづくり計画に基づく合併後10年間の進捗であります。新町において想定される事業として取りまとめた事業は、廃校になった学校施設の整備等を除き、約60件ございましたが、そのうち平成27年度までに実施または着手した事業は、約40件になっております。また、新町まちづくり計画に関する建設事業を実施する際に活用できる合併特例債に関しましては、今年度でほぼ発行を終える見込みでございます。

合併当初に計画に盛り込まれながら、実施できなかった事業もございますが、計画策定から既に10年が経過しているといったこともございますので、再度その必要性等を検証し、必要と考えられるものにつきましては、他の事業との優先度やその財源措置を十分に検証しながら、計画性をもって実施してまいりたいと思っております。

普通交付税では、合併以降行われてきた合併算定替といった財政支援措置も、平成28年度から5年間の激変緩和措置が講じられ、試算では、毎年度約1億円近くの削減が見込まれております。また、新町まちづくり計画に基づき活用してまいりました合併特例債を含めた公債費のピークも、現在のところ平成31年度から平成33年度ごろに迎えると推計をしているところであります。

さまざまな課題や取り組まなければならない施策を進めるためには、計画性のある健全な財政運営が不可欠であり、白浜の将来像を描けるような計画的な行財政運営を進めてまいりたいと思っておりますので、より一層のご協力とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。答弁漏れはありませんか。

再質問があれば許可します。

○9 番

ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問を行いますけれども、答弁の中にやはり町長がよく言われる、世界に誇れる観光リゾート白浜という表現が、これ随所に出てくるわけですが、これはあなたがさきの選挙でも住民に訴えた最も力点の置いた施策と申しますか、そういう表現だったと思い、私は記憶しております。

ただ、この任期3年と半年して行ってきまして、公約的な扱いの表現がまことに自分自身として、行政の首長になって本当に果たしてきたのかと。その思いというのが、満足ができる行政が我々に対しても提案できてきたのかどうか。ここらは、私は、一定の総括をしておく必要があると思うんです。今議会でも、かなりそういう表現が出てまいりましたから、一応その辺については整理を図っておきたいなと思っております。

まずは、1つ目の人口問題につきまして、人口がやはり減少していくというその認識は同じという形でご答弁をいただきました。また、アウトバウンドとかインバウンドの重要性も十分認識をされているということでございます。そして、そういうふうな状況の中で、誘客につながる施策をより一層推し進めるといってお考えを示しておりますけれども、一昨年は、台湾のほうにも町長も行かれたと思います。また、韓国の方も何度か、もう既にご訪問させていただいているということも伺っております。

首長として、今までそのインバウンド関係ですね。例えば、韓国の地を踏み、台湾の地を踏み、こういう経験をいただきながら、どういうお考え、この地域を。せつかくの経験を生かせる、そういうチャンスがあったわけですが、その先へ進むには、行った経験をやっぱり生かしていただくと。人脈を生かしていくと、そういうことが非常に問われてくると思うんですけど、そこらのお考えがあれば、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

また、来年は、老舗のホテルが閉館をしていくという、白浜町にとっては大変な今まで経験のないようなことが起こってくるわけでありまして、先月ベイの関係者にもお話を聞かせていただきましたけれども、なかなか閉館をするといった情報がやはりこの北海道のほうからなかなか予定が、閉館をするという事前の通知があったとか、そういうふうなことの無いほど、本当に突然知らされたような状況だということをお聞きいたしましたけれども、実際経営は大変なんだろうと。カラカミの本社においても、私は、日本全国のそういうホテル経営というのが本当に行き詰ってきているのではないかとこのように危機感を持ちながらお話を聞かせていただきました。

行政として、こういったときにどのような行動をされたのかなと。たくさんの方がそこで雇用されて、まして、老舗の古賀の井さんという名前を出すのがどうか適切でないかもわかりませんが、やはり、私は旧日置川なんですが、やはり白浜の地に入ってくる時には、駅の方から入ってきて、あの古賀の井のロケーションというのは、私はやはり、ああ、白浜へ来たんだなという、これが白浜なんだなという、非常に、一番最初に目に映ってくる光景なんですよ。確かに、高速もでき、これから白浜に入ってくる方向は変わってくると思いますけれども、あの白浜がつくり出した一番原点の背景というのが、やはりあの風景だったと思います。

こういう状況を考えたときに、本当に行政として、これをただ単に眺めておくのか、あな

たが首長としてこういった課題にどういうふうに取り組んでいくのかということが目に見えてこないわけであります。まして、そこで働いている人たちも、全くもって行政がどうのこのという、もう今さらそういう批判も出てきませんね。ですから、一生懸命この町を支えていく、首長としてこれから夢を描いていくんだと、先ほどから何回も言っておりますけれども、それが具体的に伝わってこない限りは、なかなかその思いというのが我々にも通じないし、住民にも通じないという結果になっているんじゃないかと心配をしておるところであります。

先を示すリーダーシップ、的確なやっぱり決断力というのが、何人かの同僚議員からもそういう表現がありましたように、やはり首長としてのこの3年間の思いを総括しながら、先に進んでいただきたいなと思っております。

特に、人口が減ることは、国内旅行のお客様が減ると。ということは誰しも考えても同じであります。他の温泉地と違う、そういう取り組みが本当にできるのかどうかというのが試されてくるだろうと思っておりますので、ご答弁があればいただきたいなと思っております。

2つ目の地方戦略につきましては、これは後の全員協議会でご説明をいただきますから、またそのときでもお話を聞かせていただければ結構と思っておりますけれども、ただこの財源につきまして、一応2016年度に新型交付金として、国が創設をしていくということでございますけれども、たしか12月4日頃には、その総額が約1,000億円というニュースが出たように思っておりますけれども、それを基軸に考えていきますと、全国都道府県市町村あわせて約1,800ある自治体の中で、1つ当たり1億円も満たないお金になると。これは、想像なんですけど、できるわけですね。過剰な期待は、本当にこのスタートライン、まちづくりが、方向性が間違うんじゃないかと。ですから、足元、基本計画というものをやはりきちっと定めていく。

本来ならば、ここの基本計画があり、そしてその上位計画から、この国から突然出てきた地方再生総合戦略の事業を抜粋して、それから取り組んでいくとなれば、一応の財政的にも裏打ちがございますから、実効性の伴ったものになるわけでありまして、たまたまうちは来年が一応構想につけて、先ほどの町の答弁では、つくっていくんだというちょうど節目の時期と重なりましたので、上位計画が後からついていくというようなそういう心配も出てくるわけでありまして。ですから、作業的には大変だと思っておりますけれども、その辺も留意して作業に取り組んでいただきたいと思っております。もし、ご意見があればお聞かせください。

長期計画につきましては、今、町長から答弁をいただきました。まさに必要だということでございますので、このことについては最大の努力をしていただきたい。ただ、やはり計画があっても、それに伴うきちとした行政運用というのがなければ、全くもって絵に描いた餅になるわけです。住民の多様な要望を聞くときに、やはり計画にないような事業も多々出てくるわけでありまして。その構想計画、あるいは実施計画の中で、どのようにローリングしていくかというのが、やはり行政の計画の中では最も大事な扱い方と私は思います。

ですから、計画を実行していく、町の方向を住民の皆さんと約束するということは、この町はこういう方向に行くんだと。県知事にも、国においても、胸張って訴えることができるわけでありまして。そこらは、最も大事な構想になりますので、ぜひ慎重なご協議をいただいでつくり上げていただきたい。

しかし、選挙というちょうど間に入ってきます。多分来年度に選挙が4月24日というこ

とになっておりますから、こういった作業工程を考えても、早くても5月は無理として考えて、6月ごろからぼちぼち第2次基本構想に向けて作業を展開していくのかなとは、私自身はそう思いますけれども、十分な時間というのではないわけでありまして、そこらは1次の構想から、今先ほどのご答弁では、60のうち40事業できたということでございましたので、残る20事業の精査もしながら、時代に合った事業展開をしていかなきゃならないということでございまして、大変な作業だと思いますので、的確な構想を示していただきますように、さらにご検討をいただければということでございますので、しっかりした計画に向けて足並みを合わせて取り組んでいただきますよう、指摘をしておきます。

そこで、構想づくりの考え方につきまして、これは総合戦略との考え方ともリンクするところがございまして、最近のまちづくりの考え方につきましては、非常に具体性を問われるというか、具体性を示していくようなそういう考え方というのが主流になってきているように思います。

それは何かと申し上げますと、事業目標を端的に定義する。つまり、評価指数というのが、一定のその活用を図っていく。数値的に指標を示して、それについての評価をしながら、目的を定めていくと。白浜はどのような町を目指し、そのためにどのような戦略でまちづくりを進めるかという政策提案型の新しい総合計画の策定と申しますか、そういうふうな形が最近は出てきているように思います。

これについての考え方があれば、お伺いいたします。

合併10年を過ぎまして、いずれにしる健全財政を包括しながら、残事業については検証していくということでございます。問題は、先ほど申し上げましたように、絵に描いた餅にならないように、実効力のある計画を構築していただきたいと思っておりますので、このことについてご答弁があれば、再度いただいて再質問を閉じます。

○議 長

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長しております。

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま西尾議員から、まず私の選挙前、あるいは選挙終了後の現在に至るまでの、世界に誇れる観光リゾート白浜を目指すということで取り組んできた具体的な中身、具体的なことをと、どういうことを取り組んできたのかということで、これは私も具体的に今考えますと、これはもう名前だけでかけ声だけで終わってはいけなと。スローガンであってはいけなという思いのもと、さまざまなことに取り組んでまいりました。もちろん、私一人でできたことではございませんので、町民の皆さん、そしてまた県の力、国の力を得て、いろいろなものにチャレンジをして今日に至っておるわけでございますけれども、幾つかございませぬ。

これはやはり、安心・安全なまちづくりということで、これにつきましても、県や地元の皆さんと防災減災対策については、これからうまく、今までもそうですけれども、取り組んでまいりました。そして、今後もこの安心安全なまちづくりを構築することによって、実現することによって、これは終わりがありませんけれども、世界に誇れる観光リゾートの白浜が目指せるのではないかなというふうに考えてございませぬ。

まだまだ道半ばでございますけれども、こういったまちづくりへの挑戦、そしてまた白浜町活性化協議会でもご審議をいただいて、その中でも具体的なものですぐにできることは取り組んだつもりでございます。もちろん、おもてなしの充実、こういったものにも今も取り組んでございますし、イベントの充実、これも1つ挙げれば、南紀白浜トライアスロン大会、これは民間の方々のアイデアで町にリクエストがありまして、その事業の大会が充実した大会になってきておりまして、ことしは2回目ということで、来年はもう第3回を迎えるわけでございます。こういったイベントの新しい新規イベントの取り組みにもかかわってまいりました。

それから、あとはもうもちろん湯崎地区の今現在実施した事業として、実施を行いました湯崎漁協の整備に伴いましての湯崎漁港振興施設のフィッシャーマンズワープ白浜、これにつきましても、まだまだ課題はたくさんございますけれども、私は、ここも1つの世界に誇れる観光リゾート白浜を目指す上でのこれは大きな観光の1つのスポットになっているのではないかなというふうに思っております。これも、もう一度原点に戻って、何とか経営がうまくいくように、私はことしから来年にかけて、大変一生懸命これにつきましても頑張りたいと思っております。

それから、企業誘致につきましては、もうこれはご存じのように、国、県の力を借りまして、進展をしております、今、湯崎のITビジネスオフィスには、5社の進出がございまして計7社となっております。これから、新たな雇用とか人口増につながる企業誘致につきましては、白浜町の総合戦略の柱の1つでございますので、これにつきましても今後もっとも力を入れていきたいというふうに考えてございます。

それから、次にご質問いただきましたのは、インバウンドの誘致といいますか、韓国の果川市、あるいは台湾、今、礁溪温泉と民間での交流が行われておりますけれども、私も果川、台湾に行ってまいりました。そして、2年に1回でございますけれども、ハワイにも行ってまいりました。この姉妹提携している果川市、そして台湾、それから姉妹浜提携のホノルル、ワイキキとそれからホノルルの姉妹都市提携、こういったものも、やはり白浜町は、これはもう国際交流を推進する町ということで、もう過去からずっと目指しておりますので、この国際交流を推進する町の一環としては、当然この果川、台湾、そしてハワイとの姉妹提携もこれからもっともっと職員交流だとか、民間レベルでの交流も含めて、これからますます力を入れていきたいというふうに考えてございます。

それから、インバウンドにつきましては、これも外国人旅行者が今ふえておるとはいえ、まだまだこれは白浜に本当に来ていただいているのかというふうな思いもございます。台湾、香港からも白浜は大変多くのお客さんに来ていただいておりますけれども、まだまだ私は十分ではないかというふうに思っております。

これにつきましても、今後この白浜空港がございまして、国際便のチャーター便ですね。国際線のチャーター便の誘致、これにつきましてもできるだけこれから県の力を借りながら、力を尽くしてまいりたいと思っております。

今、民間の方々ではLCCの可能性の模索もされているということで、町に関しましても、慎重にここはできるだけ早い段階で一定の方向性が出せるように、町としましてもLCCにつきましても、研究検討してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、この国際交流、そしてまた外国人旅行者のお客様を白浜に持ってく

ることも1つの大きなこれからの観光の方針になってくるかと思えます。しかしながら、やはり国内のお客様、これをやっぱり大事にするということも、まずは基本でございますので、リピーター対策、そして白浜が世界に誇れるためには、白浜ならではの白浜独自のここでしか味わえない、ここでしか食べられない、そしてまた見られない、そうした体験できないものをやはりもっともっとこれから発信をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどご質問いただきました中にも、一部のホテルが廃業するというので、来年には耐震改修があるということも聞いておりますので、こういった施設に対して、町としてどのような取り組みができるのかということも今、3団体との連携を深めながら、情報交換しながら、今考えているところでございます。当然、県や国に対しても働きかけをしていかなければならないと思えますけれども、例えば1つ例を挙げますと、観光地としては、やはり来年以降少しお客様が減るのではないかなというふうな不安とか、いろんな意見が出ておりますので、そのためにもやはり新たな観光資源といいますか、地域資源に目を向けまして、この白浜町を取り巻く紀南地域は世界遺産である熊野古道もございまして、それ以外にもやはりジオサイト、南紀熊野ジオパークがございまして、そして、もう1つは、吉野熊野国立公園が拡張されて、白浜もこの地域の中に入ったということもございまして、この3つの資源があるというところは、日本全国広しといえども、なかなかありませんので、こういったことを旅行会社等に、あるいは日本の国内にもっともっとアピールをして情報発信すれば、まだまだお客さんも来ていただけるのではないかなということで、この来年の1月に行われる白浜町の観光団体との営業、キャラバンでもこの辺をもっともっと宣伝をしていきたい、PRをしていきたいというふうに考えています。

それから、地方創生の総合戦略についてでございますけれども、やはり私もこの総合戦略については、白浜町観光ビジョンも同時に策定をする予定になっておりますけれども、絵に描いた餅になってはいけませんので、やはり実行できる、実効性のあるものに対して、必ず実行していくんだと、実践していくんだということを、必ずこれを肝に銘じて基本計画を定めた上で、政策的な目標をきちっと具体的な目標を掲げた中で、行使をしていくと、実行していくというふうに考えてございます。

やはり、数値目標としては、長期総合計画の基本構想についてもそうなんですけれども、やはり具体性が大事だと思いますし、この中にこういったものを盛り込むかということは、これから考えていきますけれども、議会の皆様方のお知恵も拝借しながら、町民の皆様方のアイデアも取り入れながら、基本的なものを作成していきたいというふうに考えてございます。町のあるべき姿というのは、これはもう時代が変わろうが普遍のものだと、基本的なものは変わらないという認識で進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、町として、あるいは町のトップとして、首長として、リーダーシップをさらに発揮しながら、県、国との連携を深めながら、そしてまた経済3団体との連携、関係機関との連携を深めながら、やはりこれから真摯に前向きに全力で取り組んでいく必要があるかというふうに考えてございます。

以上、答弁漏れがあればまたご指摘いただければと思えますけれども、私からの答弁とさせていただきます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば許可します。

9番 西尾君（登壇）

○9 番

再々質問させていただきまして、質問を終わります。

果川の関係につきましては、私もここに平成19年12月12日の質問があるんですが、この中にもうたっておるんです。この19年12月1日から3日、これ初めて果川を訪れた。それは同僚議員と一緒に韓国の扉をたたいたんです。やはり、行動するということが、こういう環境をつくっていくんですよね。理屈より行動なんです。動かないと、周りの景色が変わらない。これ当然なんですよ。ですから、理屈抜きで、まず行動して、そしてその結果を住民に示していく。言葉をつないで、美しい言葉ができて、結局は得るものがない。感じるものがない。そこに感動が生まれません。ここを首長として、住民の的確な思いというものをごどこに求めていくか、どう探していくかというのが、あなたのまさにリーダーシップが問われるということになるんです。住民のハートをぐっとつかむ。この人だったらついていこう、この人だったら任せよう。ここがやはり我々、行政、特に首長には求められてくる。そういうふうに私は考えております。

この果川の話も、単に果川に行ったわけじゃないんです。その前段には中国へ行っているわけですよ。中国へ行って、議員発議でこの話をさせていただき、議員の皆さんのご理解を得て、同僚議員がわざわざ果川まで足を運んで、そして皆さん、ときの市長とやりましょうというお話を引き継いできたわけです。その結果、今、皆さんには、少し今回、人事交流はできておりませんが、これだけで終わっては困るんです。最終は、やはり経済交流を進めていただきまして、将来にはもっと民間でにぎやかにしていただきたい。ここが目的なんです。だから、そういう思いというものを、ぜひ引き継いでやっていただきたいというても、時間が少ないので、その思いは首長として、そういう歴史はわかっていたいただきたいというふうに思います。

昨日から、議員がさまざまな課題といいますか、質問を通じて指摘をしております。やはりその答弁に対して、いさか具体性がやはりないという、そういう表現が少ないんじゃないかということが、皆さんさまざまなやっぱり表現になって出てきているのかなど。私も、自席でそういう思いで話を聞かせていただきまして。任期、翌年の春ですけれども、首長として、本当に悩みが多いと思います。ただ、先ほど同僚議員の質問の中にもお答えをしておりましたけれども、今から具体的な何かこういう政策的なことを考えていくんだというふうなそういう表現も少し出たような気がするんですけど、そうじゃなしに、大体どこの首長も選挙に出るときは、私はこうやってきました、こういう成果がありますよと言って、選挙に出られるんです。それはそれでも、それも1つの方法かも知れませんが、済んできたことをとやかく言う前に、やはりこれからどうしていくんだと。してきたこの経験を生かしてこうやっていくんだと。これはやはり方向性を力強く訴える、示していく、そこにひとつ道が開けていくんじゃないかと、私はそのように思っているんです。

まだまだ道半ばだとか、具体的なことは申し上げられないとか、来年には考え方を示し判断をしていただくとか、こういう表現というのは、本当に先ほども申し上げましたけれども、私の心をつかまないので、本当に。ですから、私がるる申し上げました基本計画はやはりまちづくりのベースですよ。これから10年先を目標とした計画をつくって、そして実施計

画で3年間のスパンでローリングで事業をこなしていくと。だから、思いというのは、10年のスパンなんです。花を育てるには1年、木を育てるには10年、人を育てるには100年とそういう言葉がございますけれども、100年先まで見よとは言いませんけれども、今回の総合戦略で示される年度は2060年だと思います。45年先です。多分我々はその人口が、目標人口が1万4,000人というのが検証できないかわかりません。検証できない我々がそれを決めるんですから、非常に重いんです。そのためにどうしていくかというのを、やはりあなたのリーダーシップひとつで大きく変わってくるんです、変化です。常に日々行政が変化することが、町の活気を醸し出していくんです。そういう思いが、我々議員が思っているからこそ、我が町が好きだから、愛しているから、何とかしてほしいと、何とかしていかうという思いが、皆さんのそれぞれの課題の中で、言葉で表現が出てきたんじゃないかと思しますので、ぜひ出馬をされるという思いがあれば、自分の考えを示して、そして正々堂々と審判を仰ぐというふうにさらに努力をしていただきたいと、そのように思いまして、質問を閉じます。

もし、答弁があればいただきたいと思います。

○議 長

再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

西尾議員から、大変ありがたいご提言をいただきました。私自身も、やはり3年7カ月たちますけれども、なかなか今までやってきた中で、結果が出てない部分も多々ございます。これにつきましては、やはり皆様方のお力添えをいただきながら、今回示します白浜町総合ビジョンの中で、総合戦略の中で、もちろんこの中にはいろいろな課題も加えた中で、今後新しい白浜町の指針が含まれておりますので、これにつきましては観光ビジョンとともに、基本計画ということで、絵に描いた餅にならないように、実効力のあるものを具体的に速やかに実施していくということをまず念頭に置きまして、町民の皆様にお示しをして、そこで皆さんとともに、前向きに白浜町の将来に向けてビジョンを示した上で、皆さんとともに歩んでいきたいというふうに思っております。

町の職員、私だけでは無理ですけれども、町職員と、そして町民の皆さん、議員の皆さんとともに一生懸命これからも町政のこれからの発展に向けて、町益のために頑張ってまいります。どうぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、西尾君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会したいと思います。

次回は明日12月18日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日12月18日金曜日午前10時に開会いたします。
開会時間にお間違えのないようによろしく願いいたします。
本日は大変ご苦勞さまでございました。

議長 岡谷 裕計は、17時07分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 12 月 17 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員